

**「著作権法改正状況及び関連政策動向並びに拡大集中許諾
制度に関する諸外国調査」**

**報告書
(前期調査)**

2022年7月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

第1章 背景・目的	1
1. 目的	1
2. 調査期間	1
3. 本調査の対象国・地域	1
4. ヒアリング調査対象	2
5. 本調査の調査対象項目	3
6. 拡大集中許諾とは	4
第2章 各国・地域調査	5
1. EU	5
2. ドイツ	27
3. ハンガリー	47
4. フィンランド	70
5. 米国	100
第3章 横断的な比較	108

第1章 背景・目的

1. 目的

近年のデジタル化やそれに伴う DX の加速は、コンテンツをグローバルにかつ大量に流通する状況へと変化させ、著作権に関する課題はこれまでと異なり多様かつ複雑になり、諸外国でも大きな課題となっている。そして、DX 時代の社会変革に対応した著作権制度や施策を推進するためには、諸外国の動向を含めた状況を迅速に把握することが必要不可欠である。

また、令和 3 年 12 月の文化審議会著作権分科会では、DX 時代に対応した「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」についての中間まとめが行われ、分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理についての言及がなされたところである。

そこで、本調査事業では、上記の新しい権利処理の仕組みを含む DX 時代に対応した制度を検討するための基礎資料とするために、EU 諸国を中心とした拡大集中許諾（以下、ECL¹⁾）制度の調査研究を実施するとともに、著作権法改正や関連政策の最新動向についても併せて調査を行う。

2. 調査期間

本調査は、前期調査・後期調査で構成され、前期調査（主に ECL の調査）は令和 4 年 4 月 21 日から令和 4 年 7 月 29 日、後期調査（主に改正動向の調査）は令和 4 年 4 月 21 日から令和 5 年 3 月 31 日まで実施予定である。本報告書では、前期調査分について所収している。

3. 本調査の対象国・地域

前期調査では、EU、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、米国を対象に調査を行う。なお、後期調査では、ドイツ、フランス、ハンガリーを中心に調査を行う予定である。

前期調査の対象国・地域について、EU は「デジタル単一市場における著作権および隣接権に関するならびに指令 96/9 / EC および 2001/29 / EC を修正する 2019 年 4 月 17 日の欧州議会および欧州理事会指令（EU）（2019/790/EU）」（以下、DSM 著作権指令）により第 8 条においてアウト・オブ・コマースの権利処理における個別 ECL、第 12 条において拡大効を有する集中許諾を可能とする規定が導入されたことから調査対象とした。なお、同指令は発効された 2019 年 6 月 7 日の 2 年後にあたる 2021 年 6 月 7 日までに国内法化して履行する必要があった。

ドイツは 2014 年より ECL の導入が進められてきたが、DSM 著作権指令を踏まえて一般

¹ 引用部分を除き略称で統一する。

ECLを導入したことから選定した。また、ハンガリーは個別・一般ECLを導入していることに加えて、特定の支分権のECLに対して複数の集中管理団体（以下、CMO²）が現れた際の調整方法が規定されていることから、我が国の参考となるため選定した。加えて、フィンランドは個別ECLを導入している一方で、現時点では一般ECLを導入していないことから、その理由を把握するために調査対象とした³。

なお、調査にあたっては、唯一過年度調査⁴があるフィンランドについて過年度調査との差分を主に尋ねつつも、過年度調査等を踏まえた記載となっており、他国と情報量が異なる点については留意されたい。

4. ヒアリング調査対象

前期調査におけるヒアリング対象者は以下の通りである。

図表 1 ヒアリング調査対象者（知的財産庁・CMO・有識者の順）

<p>■ドイツ</p> <p>ドイツ特許商標庁（DPMA） Herr Oliver Drews 氏(2022年7月8日) Frau Dagmar Monika Maurer 氏(2022年7月8日) Volker Ruger 氏(2022年7月8日)</p> <p>VG WORT Robert Staats 氏(2022年6月27日) Rainer Just 氏(2022年6月27日)</p> <p>Bucerius Law School Junior Professor Linda Kuschel 氏(2022年7月4日)</p> <p>■ハンガリー</p> <p>ハンガリー知的所有権庁(HIPO) 法務局副局長 Lábod Péter 氏（2022年5月31日） 著作権部長 Csósz Gergely 氏（2022年5月31日）</p> <p>Artisjus 会長 Szinger András 氏（2022年5月26日） 法務部長 Kabai Eszter 氏（2022年5月26日） 外部顧問 Faludi Gábor 氏（2022年5月26日）</p> <p>ブダペスト工科経済大学 経済社会学科 副学長 Anikó Gyenge-Grad 氏（2022年5月23日）</p> <p>■フィンランド</p> <p>教育文化庁 専門官 Jukka Liedes 氏（2022年6月27日） Kopioisto CEO Valtteri Niiranen 氏（2022年5月18日） Tarja Koskinen-Olsson 氏（2022年5月30日）</p>

2 引用部分を除き略称で統一する。

3 文化庁「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査 報告書（平成28年3月）」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf

4 文化庁「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査 報告書（平成28年3月）」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf

ヘルシンキ大学 法学部 名誉教授 Rainer Oesch 氏 (2022 年 6 月 22 日)

また、調査の実施方針や調査結果については、わが国の有識者にも報告し、意見を得た。ヒアリング対象者は以下の通りである。

図表 2 有識者ヒアリング対象者リスト (50 音順)

シドリー・オースティン法律事務所・外国法共同事業 石新 智規氏
明治大学 情報コミュニケーション学部 今村哲也氏
早稲田大学法学学術院 教授 上野達弘氏

なお、有識者からは、著作権の専門家としての立場から、客観的なアドバイスを得ており、調査主体（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（以下、MURC））においては、可能な限り報告書内に反映を試みたが、その反映の採否は調査主体の判断に基づくものである。そのため、調査結果の責任や文責は調査主体にある。

5. 本調査の調査対象項目

調査対象項目は、EU については DSM 著作権指令の議論、米国についてはパイロットプログラムに関する議論を整理するが、それ以外の国については前期調査の対象国・後期調査の対象国に応じて以下の項目に基づき調査を行う。なお、後期調査では(10)以降について整理予定となっている。

図表 3 各国別調査対象項目

- 前期調査
 - (1)法体系の特徴
 - (2)著作権法・著作権等管理事業法に類する法令
 - (3)ECL 制度の概要
 - (4)成立経緯や当時の議論
 - (5)拡大集中許諾を行う集中管理団体について
 - (6)オプトアウトの仕組み
 - (7)利用料分配の仕組み
 - (8)ECL 制度に関する評価・課題・運用において争点になっている事項
 - (9)現状と今後の見通し
- 後期調査 (予定)
 - (10)主な法改正とその概要
 - (11)EU 加盟国における DSM 著作権指令に関連した法改正動向
 - (12) DSM 著作権指令に関連した法改正に伴う実態の運用
 - (13) NFT 等の著作権に係る新たな技術に関する議論の動向について

また、各国調査を踏まえた主要項目に関する比較表を作成した。

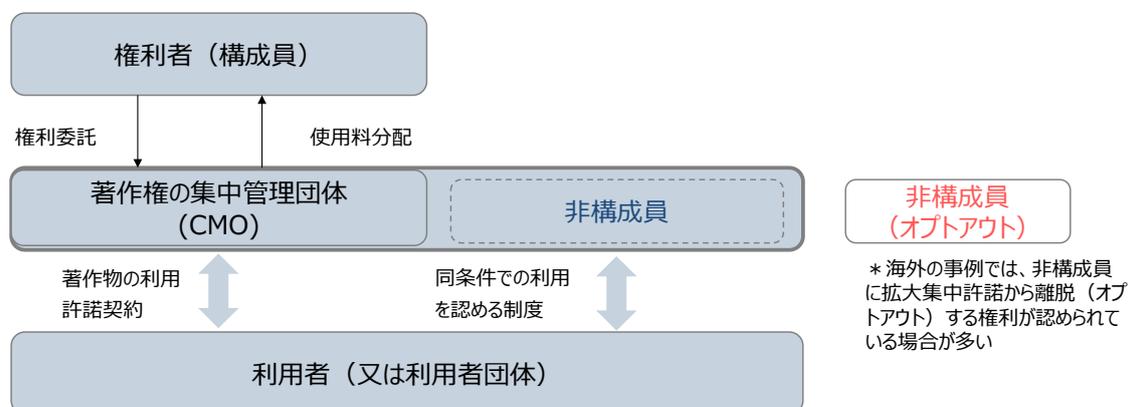
6. 拡大集中許諾とは

法律に基づき、CMOの構成員ではない権利者の著作物について、相当数の権利者を代表するCMOと著作物の「利用者」との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度を指す。

ECLの対象となる利用行為を個別に指定する「個別ECL」と、対象となる利用行為を特定しない「一般ECL」がある。

以下、メンバーは下図のうち権利委託をしている権利者（著作権管理を委託している者）を指し、ノンメンバーは権利委託をしていない権利者（下図の非構成員）を指す。

図表 4 ECLのイメージ図⁵



⁵ 文化庁著作権課「いわゆる拡大集中許諾制度の概要等について」（2021年7月19日）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihonseisaku/r03_01/pdf/93286501_11.pdf

第2章 各国・地域調査

1. EU

(1) EU 法の特徴

EUにおいて「憲法」にあたるものは、2009年12月に発効したリスボン条約を通じて改正されたEU基本条約⁶と、EUの人権目録であるEU基本権憲章である。

また、EUには基本条約とEU基本権憲章に加えて立法があり、立法には「規則(regulation)」、「指令(directive)」、「決定(decision)」がある。「規則」はEUレベルで统一的に規律することが必要な場合に用いられ、全加盟国で直接適用されるため、各国で立法する必要はない。「指令」は命じられた結果(政策目標と実施期限)についてのみ加盟国を拘束し、その結果にかかる手段は各国に任されているため、国内法化する作業が求められる。「決定」は2種類あり、特定の加盟国・個人のみを拘束する手段として使われる場合と、組織の内部的な取決めや手続きを定める場合がある。

EU法では、欧州連合司法裁判所(以下、CJEU)の判決においてなされたEU法の解釈適用が、加盟国の法令や裁判所に対して強い影響力を及ぼす。また、個人が国内の裁判所で、EU法を直接適用する旨主張することが可能であり、一定の条件のもとでは、国内法に優先して適用される。なお、EU法という概念は、一般に、EU基本条約、EU基本権憲章、法の一般原則⁷、国際協定、立法、判例法で構成されるとされている。

⁶ さらにEU基本条約はEU条約とEU機能条約で構成される。

⁷ 裁判所が判決において依拠するものを指す。

(2) 欧州における著作権関連法

EU法は加盟国の国内法に対して大きな影響を及ぼしており、それは著作権関連の制度も例外ではない。EUの著作権法に関連する指令をみると、EU各国の著作権制度に影響を与えた指令として以下のものが挙げられる(図表5)。

EU全体を統一する規則は現時点では存在せず、マラケシュ条約に関する規則を除くと、主に指令で規定しているといえる。

図表5 EUの著作権に関する指令(いずれも略称で記載)⁸

年	指令名
1991	コンピュータプログラム指令(91/250/EEC)改正後(2009/24/EU)
1992	貸与権指令(92/100/EEC) ※改正後(2006/115/EC)
1993	衛星ケーブル指令(93/83/EEC) ※改正後(2019/789/EU)
1993	保護期間指令(93/98/EEC) ※改正後(2011/77/EU)
1996	データベース指令(96/9/EC)
2001	情報社会指令(2001/29/EC)
2001	追及権指令(2001/84/EC)
2004	エンフォースメント指令(2004/48/EC)
2006	改正貸与権指令(2006/115/EC)
2012	孤児著作物指令(2012/28/EU)
2014	オンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)
2017	マラケシュ条約に関する規則・指令(2017/1563/EUならびに2017/1564/EU)
2019	改正衛星ケーブル指令 ⁹ (2019/789/EU)
2019	デジタル単一市場指令[DSM著作権指令](2019/790/EU)

本調査では、デジタル単一市場指令(以下、DSM著作権指令)(2019/790/EU)について、各種コンメンタール¹⁰やEUが発行しているレポートやガイドラインなどを基にそれぞれ概観していく。また、ECLはオンライン音楽著作権指令(2014/26/EU)におけるCMOに対する各種規制とも関連するため、同指令についても概観する。

8 今村哲也「欧州における著作権隣接権制度の動向」『論究ジュリスト No.26』p.41-47(有斐閣、2018)およびB. Hugenholtz(2013) "Is harmonization a good thing? The case of the copyright acquis The Europeanization of intellectual property law: towards a European legal methodology" pp.57-74を参考にしつつ、最新の動向を踏まえて加筆・整理。

<https://dare.uva.nl/search?identifier=d69ebf7e-fcaa-4a0b-8b2f-1c1b84ba2345>

9 衛星ケーブル指令はSatCab指令に対して、改正衛星ケーブル指令はインターネットサービスも含まれることからNetCab指令とも略されることがある。

10 たとえば、Eleonora Rosati "Copyright in the Digital Single Market: Article-by-Article Commentary to the Provisions of Directive 2019/790" (Oxford University Press, 2021)

(3) DSM 著作権指令 (2019/790/EU) の概要

① DSM 著作権指令の背景

2010年に欧州委員会議長である José Manuel Barroso の要請に応じて作成された「単一市場のための新しい戦略¹¹⁾」では、著作権管理や国境を越えたオンライン取引において ECL を含む欧州全体のルール形成が必要であることを強調した。

この報告書とパブリックコンサルテーションの対象となった一連の 50 の提案¹²⁾に基づいて、2011年に欧州委員会は「単一市場議定書」(Single Market Act) を発行した¹³⁾。ここでは、EU 全体の著作権を効率的に管理するための EU 全体の枠組みが欠如しており、特にオンラインの文脈において知的財産の流通に悪影響を与えることが指摘されている。同年に発行された青写真(The blueprint)によると、知的財産(IP)の枠組みが欧州市場で果たす機能的役割を強調しており、著作権のガバナンスと管理、ユーザーが作成したコンテンツ、私的録音録画補償金、欧州の文化遺産、メディアの複数性、実演家の権利、視聴覚作品、美術家の追及権などが言及されている¹⁴⁾。このうち、「著作権のガバナンスと管理」についてはオンライン音楽指令 (2014/26/EU)、欧州の文化遺産などは孤児著作物指令 (2012/28/EU) などに反映されていたが、デジタル単一市場という観点から抜本的な改革の検討がなされたのは、2015年以降と評されている¹⁵⁾。

2015年5月に「デジタル単一市場戦略 (Digital Single Market Strategy)」¹⁶⁾が発表され、同戦略が DSM 著作権指令につながっている。この戦略は、欧州域内のデジタル市場における障害の撤廃を目指す新たな施策として、欧州委員会は IoT 等の新しい概念への法整備構築に向けて、デジタルプラットフォーム事業者の市場に与える影響度を調査・分析するための指標を設けるとしている。

この戦略では、「現代的な著作権法の制定」が掲げられており、その中で、2015年末までに国内の著作権制度の違いを緩和し、さらなる調和措置を設けて EU 全体の著作物への

11 Mario Monti ”A NEW STRATEGY FOR THE SINGLE "MARKET AT THE SERVICE OF EUROPE'S ECONOMY AND SOCIETY”

https://images.irpa.eu/wp-content/uploads/2019/04/monti_report_final_10_05_2010_en.pdf

12 European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Single Market Act ‘Twelve Levers to Boost Growth and Strengthen Confidence – Working Together to Create New Growth’, COM (2011) 206 final.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52011DC0206>

13 EU ウェブサイト ”Single Market Act”

https://ec.europa.eu/growth/single-market/single-market-act_en

14 European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, A Single Market for Intellectual Property Rights Boosting Creativity and Innovation to Provide Economic Growth, High Quality Jobs and First Class Products and Services in Europe, COM(2011) 287 final, §3.3.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52012AE0143>

15 たとえば、Eleonora Rosati ”Copyright in the Digital Single Market: Article-by-Article Commentary to the Provisions of Directive 2019/790” (Oxford University Press, 2021)

16 COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS A Digital Single Market Strategy for Europe

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52015DC0192>

アクセスを改善し、文化の多様性を育成しつつ、クリエイターと業界に新しい機会を提供するとしている。具体的には国境を越えた電子商取引の簡便化を図る規則などのオンラインサービスに関する事項のほか、「現代的な著作権法の制定」の必要性についても触れられていた。

図表 6 デジタル単一市場戦略の概要¹⁷

<p>I. 国境を越えた消費者と企業によるデジタル製品やサービスのアクセスを改善する</p> <ol style="list-style-type: none">1. 国境を越えた電子商取引の簡便化を図る規則を設置2. 消費者保護に関する規則を見直し、迅速かつ一貫した消費者保護の規則を施行3. より効率的で、かつ利便性の高い荷物の配送体制を確立4. 商取引における不当な地域制限を撤廃5. 欧州の電子商取引市場の競争にかかわる懸念材料を明確化 <p>6. 現代的な著作権法の制定</p> <ol style="list-style-type: none">7. 放送事業者によるオンライン配信や国境を越えたサービス提供の進展をふまえて衛星やケーブルテレビ関連の指令の見直し8. 付加価値税（VAT）制度の違いのような事業展開に際して障壁となる行政上の課題を撤廃 <p>II. デジタル・ネットワークや革新的なサービスの反映に繋がる適切な条件や公平な競争領域を創出する</p> <ol style="list-style-type: none">9. 現行の EU の電気通信関連規則を徹底的に見直す10. 視聴覚メディアのフレームワークを 21 世紀の時代に即すように再検討11. 検索エンジン、ソーシャルメディア、アプリストアといったオンラインプラットフォームの役割について包括的な分析を実施12. 個人情報適切な運用のため、セキュリティを強化13. サイバーセキュリティ分野で産業界とのパートナーシップの強化 <p>III. デジタル経済の成長と潜在性を最大化する</p> <ol style="list-style-type: none">14. EU におけるデータの自由な移動を推進するためのイニシアティブの提案15. eヘルス、交通計画、およびスマートメーター等の分野で標準化するよう設定16. インターネットスキルの向上や新たな電子機器普及により市民のデジタル社会をサポート

DSM 著作権指令の最初の提案¹⁸は 2016 年 9 月 14 日に発表され、説明書きと影響評価も併せて提出された¹⁹。この提案は 47 のリサイタルと 24 条から構成されていたが、議論の過程を通じて様々な意見があり、加筆・修正（個別の論点などは後述で整理する）され、86 のリサイタルと 32 条から構成された指令として 2019 年 6 月 7 日に発効された。加盟国は 2021 年 6 月 7 日までに国内法に反映する義務がある。

17 European Commission(2015)“A Digital Single Market for Europe: Commission sets out 16 initiatives to make it happen”を基に作成

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_15_4919

18 European Commission “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on copyright in the Digital Single Market”

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/proposal-directive-european-parliament-and-council-copyright-digital-single-market>

19 European Commission “Impact Assessment on the modernisation of EU copyright rules”

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/impact-assessment-modernisation-eu-copyright-rules>

②DSM 著作権指令の反映状況

DSM 著作権指令は 2021 年 6 月 7 日までに反映する必要があるものの、期限までに反映できていない国もみられる。2022 年 7 月 29 日現在において未反映の国などを整理したものと
して、COMMUNIA Association for the Public Domain²⁰という団体により運営されている
“DSM Directive Implementation Tracker”というサイトを参照して整理したのが以下の表であ
る。

図表 7 DSM の適用状況（COMMUNIA の DSM Directive Implementation Tracker より）²¹

適用済	オランダ、ハンガリー、ドイツ、マルタ、クロアチア、イタリア、アイルランド、エストニア、フランス、オーストリア、ルーマニア、リトアニア、スペイン、ルクセンブルク ※デンマークは DSM 指令のうち第 15,17 条のみ反映済
国会審議中	チェコ、ベルギー
法律のドラフトの公開	ブルガリア、キプロス、デンマーク、フィンランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スウェーデン
審議継続中	ギリシャ、ラトビア、ノルウェー、ポーランド

③DSM 著作権指令の概要

DSM 著作権指令では、各条以下のとおりとなっている。下線部のうち第 8 条・第 12 条が前期調査の調査対象に該当し、第 15 条・第 17 条・第 18～第 22 条は後期調査の調査対象に該当する。図表 8 では、関係する条項について下線部を追記している。

図表 8 DSM 著作権指令²²（下線部 MURC）

第 1 編 一般規定 第 1 条 目的と適用範囲 第 2 条 定義 第 II 編 例外および制限をデジタルでの国境を越える環境に適応させるための措置 第 3 条 学術研究目的でのテキストおよびデータマイニング 第 4 条 テキストおよびデータマイニングのための例外または制限 第 5 条 デジタルでの国境を越える教育活動における著作物および他の保護対象物の使用 第 6 条 文化遺産の保存 第 7 条 共通規定 第 III 編 ライセンス実務を改善するため、およびコンテンツへのより広いアクセスを保證するための措置 第 1 章 商業的に入手できない著作物および他の保護対象物 第 8 条 文化遺産機関による商業的に入手できない著作物および他の保護対象物の利用 第 9 条 国境を越える使用 第 10 条 公表措置 第 11 条 利害当事者間の意見交換

20 パブリックドメインの育成に取り組む団体であり、ベルギーに設置されている。50 名以上の研究者や活動家が参加している団体である。

21 COMMUNIA Association for the Public Domain “DSM Directive Implementation Tracker”
<https://www.notion.so/DSM-Directive-Implementation-Tracker-361cfae48e814440b353b32692bba879>

22 「デジタル単一市場指令」（井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより）

https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_I_index_02.html

第2章 集中許諾を促進するための措置
第12条 拡大効を有する集中許諾
第3章 ビデオ・オン・デマンド・プラットフォームにおける視聴覚著作物へのアクセスおよび利用可能性
第13条 交渉手続き
第4章 公有のビジュアルアート作品
第14条 公有のビジュアルアート作品
第IV編 著作権市場の十分な機能を確保するための措置
第1章 出版物に対する権利
第15条 オンライン利用に関する報道出版物の保護
第16条 衡平な補償の請求
第2章 保護されるコンテンツのオンラインサービスによる特定の使用
第17条 保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる使用
第3章 利用契約における著作者および実演家の公正な報酬
第18条 適正かつ比例的な報酬の原則
第19条 透明性義務
第20条 契約調整手続き
第21条 ADR 手続き
第22条 取消権
第23条 共通規定
第V編 最終規定
(略)

以下では、本調査の各条の項目ごとに該当条文と解説を行う。

④アウト・オブ・コマース作品の利用（第8～11条）

1)概要

DSM 著作権指令第8条は、非営利²³の文化遺産機関²⁴によるアウト・オブ・コマース作品²⁵の利用に対して、権利者を十分に代表するCMOによって当該CMOに加盟していない著作者の権利も含めて、非独占的ライセンスをする仕組みをEU加盟国に規定する義務を課している。

図表9 文化遺産機関による商業的に入手できない著作物および他の保護対象物の利用

23 DSM 著作権指令では非営利目的の概念を定義していない。Elenora Rosati(2021)によると、アウト・オブ・コマース作品の使用が文化遺産機関の収入を生み出すことは非営利ではないことの決定的な要因ではないとされている。同指令リサイタル(40)で記されている展覧会の宣伝素材のような複製物の配布などは営利目的に含まれる一方で、「ライセンスの費用ならびにライセンスの対象となる著作物または他の保護対象物のデジタル化および普及の費用をカバーすることを妨げないようにすべきである」としている。

Eleonora Rosati "Copyright in the Digital Single Market: Article-by-Article
Commentary to the Provisions of Directive 2019/790" (Oxford University Press, 2021)

DSM 著作権指令リサイタル(40) 「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

24 DSM 著作権指令第2条によると「文化遺産機関」とは、公衆がアクセスできる図書館、博物館、アーカイブ、映画またはオーディオ遺産を寄託される機関をいう。(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

25 アウト・オブ・コマースの定義は2016年の提案時には第2条第4a項の定義に含まれていたが、最終的なDSM 著作権指令には記載されていない。2016年当時の定義は右の通りである。「(a) 著作物全体またはその他の作品で、加盟国において商取引チャネルを通じて、もはや一般的に入手できない版または表現のもの。(b) 加盟国において商業的に利用されたことのない著作物またはその他の対象物。ただし、そのケースは当該状況により、その著作者が公衆に利用可能とすることに異議を唱えたことが明らかである場合、この限りではない。」(MURC 訳)

(DSM 著作権指令 第 8 条²⁶)

第 8 条 文化遺産機関による商業的に入手できない著作物および他の保護対象物の利用

1. 加盟国は、ライセンスに含まれるすべての権利者が、これに関して集中管理団体に委託しているかどうかにかかわらず、恒久的に文化遺産機関のコレクション内に存在する商業的に入手できない著作物または他の保護対象物を複製、頒布、公衆への伝達または公衆へ利用可能とするために、集中管理団体が、権利者からの委託に従って、文化遺産機関との間で非商業目的での非独占的ライセンス契約を締結できることを規定しなければならない。ただし、以下の条件による：

(a) 集中管理団体は、権利者からの委託によって、関係する著作物または他の保護対象物の種類に関して権利者を十分に代表し、かつライセンスの目的である権利を十分に代表していること；かつ、

(b) ライセンス条件に関し、すべての権利者に平等な取扱いを保証すること。

2. 加盟国は、文化遺産機関が、恒久的にそのコレクション内に存在する商業的に入手できない著作物または他の保護対象物を非商業目的で利用できるようにするため、指令 96/9/EC 第 5 条(a)(b)(d)および(e)ならびに第 7 条第 1 項、指令 2001/29/EC 第 2 条および第 3 条、指令 2009/24/EC 第 4 条第 1 項、および本指令第 15 条第 1 項に定める権利に対する例外または制限を規定しなければならない。ただし、以下の条件による：

(a) それが可能であると判明しない限り、識別可能な作者または他のすべての権利者の名前を表示すること；かつ

(b) これらの著作物または他の保護対象物が、非商業的なウェブサイトを利用可能であること。

3. 加盟国は、著作物または他の保護対象物のために第 1 項(a)に定める条件を満たす集中管理団体が存在しない場合に、第 2 項に定める例外または制限が、著作物または他の保護対象物の種類に対してのみ適用されることを規定しなければならない。

4. 加盟国は、すべての権利者が、第 1 項に定めるライセンス付与体制から、または第 2 項に規定する例外または制限の適用から、一般的にまたはライセンス契約の締結後または当該使用開始後を含む特定の場合に、いつでも、容易かつ効果的に、その著作物または他の保護対象物を除外できることを規定しなければならない。

5. 著作物または他の保護対象物が公衆に利用可能かどうか決定するために合理的な努力がなされた後に、当該著作物またはその他の保護対象物全体が、通常の商業流通経路を通じて公衆に利用可能ではないと善意で推定される場合に、当該著作物または他の保護対象物は、商業的に入手できないとみなされる。

加盟国は、著作物および他の保護対象物が第 1 項に従ってライセンスの対象となるか、または第 2 項で定める例外または制限の範囲で使用されているかを決定するために、期限のような、特別の要件を規定することができる。これらの要件は、必要性および合理性を逸脱してはならず、かつ、すべての著作物または保護対象物が商業的に入手不可能であると合理的に推定しうるときに、著作物または保護対象物全体を商業的に入手不可能であると決定する可能性を排斥するものではない。

6. 加盟国は、文化遺産機関が設立されている加盟国内において、加盟国内の代表者である集中管理団体に対し、第 1 項に定めるライセンスを要求すべきことを規定しなければならない。

7. 本条は、第 5 項に定める合理的な努力を基礎として、商業的に入手できない著作物または他の保護対象物の全体が主に以下により構成されることが証明される場合、次の著作物または他の保護対象物の全体に適用されない。

(a) 第三国で最初に発行され、または発行がなければ最初に放送された、著作物または他の保護対象物。ただし、映画の著作物または視聴覚著作物を除く；

(b) 製作者が第三国に本社または常居所を有する映画の著作物または視聴覚著作物；または、

(c) 第三国の国民の著作物または他の保護対象物で、合理的な努力の後、(a)および(b)に従って加盟国または第三国を定めることができないもの。

第 1 段落の適用を受けないとき、本条は、集中管理団体が、第 1 項(a)の意味において関係する第三国の権利者を十分に代表している場合に適用される。

26 「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)
https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_I_index_02.html

2)背景

アウト・オブ・コマース作品の利用に関する検討としては、2011年の青写真²⁷において、欧州の文化遺産機関のコレクションを利用できるようにするための2つのアプローチが開始された。1点目は孤児著作物（オーファンワークス）への対応であり、2点目は著作権で保護されているが市販されていない作品（アウト・オブ・コマース）の一括ライセンススキームの促進である。1点目は孤児著作物指令（2012/28/EU）に反映され、2点目は本条に反映されている。

欧州委員会での検討にあたっては、文化遺産機関が権利をクリアランスするためのコストに直面していることが要因となっている。その背景には、文化遺産機関によるデジタル化計画の対象となる量が大量であることと、アウト・オブ・コマースの作品の許諾を得ることが非常に困難であること、そしてアウト・オブ・コマースの作品の許諾は、著作物または他の保護対象物の古さ、商業的に限定されたそれらの価値などがクリアランスの困難さに拍車をかけていることが要因となっている²⁸。

そこで、アウト・オブ・コマースの作品は、これらの権利者を十分に代表するCMOによって、十分に代表するCMOに委託していない権利者の権利にも適用し、文化遺産機関に与えられるライセンスできる法制度を有しなければならない²⁹としている。

3)要件について

集中管理団体は、オンライン音楽著作物指令第8条第1項³⁰に基づく仕組みを導入している国における団体のみが対象となっている。同指令では、優れたガバナンス、透明性、報告、および定期的な報告に関する規則を確立することによって、集中管理が実施されることとされている。

また、注25のとおり、権利者からのオプトアウトの仕組みが導入され、権利者が容易にオプトアウトできることが要件とされている（DSM著作権指令第8条第4項）。他方で、(a)著作物のうち第三国（EU加盟国以外）での著作物や(b)製作者が第三国にある映画の著作物・視聴覚著作物、(c)(a)や(b)において加盟国なのか第三国なのか定めることができない著作物は対象外とされている（DSM著作権指令第8条第7項）。

27 European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, A Single Market for Intellectual Property Rights Boosting Creativity and Innovation to Provide Economic Growth, High Quality Jobs and First Class Products and Services in Europe, COM(2011) 287 final, §3.3.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52012AE0143>

28 DSM著作権指令リサイタル(30)「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRICウェブサイトより)

29 DSM著作権指令リサイタル(31)「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRICウェブサイトより)

30 「第8条 集中管理団体の会員総会 1.加盟国は、会員総会が第2項ないし第10項に規定する規範に従って組織されことを確保しなければならない。」「オンライン音楽著作物指令」(山本隆司訳・CRICウェブサイトより)

4)運用について

アウト・オブ・コマーンスについて集中管理を行う場合には、少なくとも 6 か月前から公共のインターネットポータルサイト上で、恒久的かつ効果的にアクセスできるよう保証しなければならないとされる。

このポータルサイトはスペイン・アリカンテにある EU 知的所有権庁（以下、EUIPO）により設置・管理されることになっている。ポータルサイトである OUT OF COMMERCE WORKS Portal³¹は既に EUIPO により運営されており、サイト内からオプトアウトがリクエストできるようになっている。

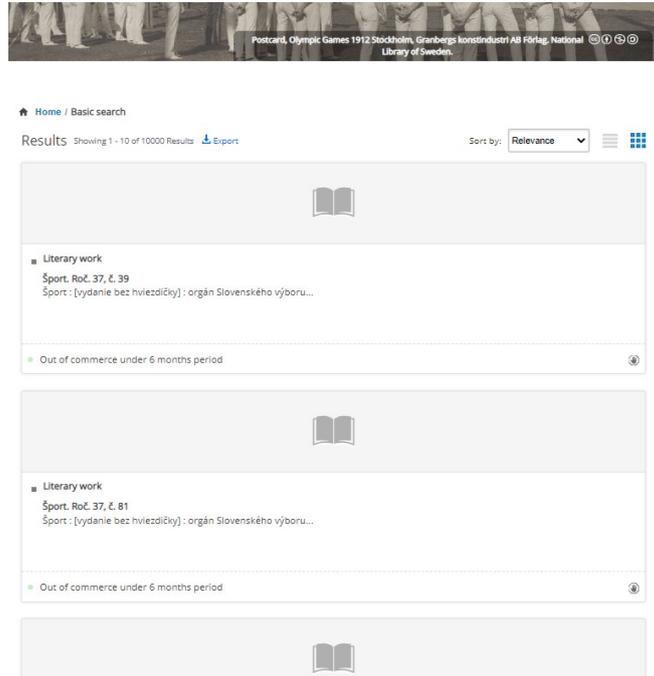
たとえば、トップページにおいては検索窓のほか、以下のように申請単位でリスティングがされており、申請 ID・作品名・作品カテゴリ（文学など）・権利者情報・申請状況（申請から 6 か月経過していない状態か否か）、オプトアウトの状況、クリエイター名（判断できるもののみ）、権利者名（判断できるもののみ）についてエクセルにエクスポートすることが可能となっている。個別の選択結果のページに移動すると、「オプトアウトの申請(Request opt-out)」のボタンがあり、個人名・ID³²、Email、電話、コメント（権利者の作品すべてかもしくは特定作品か、使用方法単位なのか）などを記入してオプトアウトの申請ができる。

31 EUIPO “OUT OF COMMERCE WORKS Portal”

<https://euiipo.europa.eu/out-of-commerce/#/>

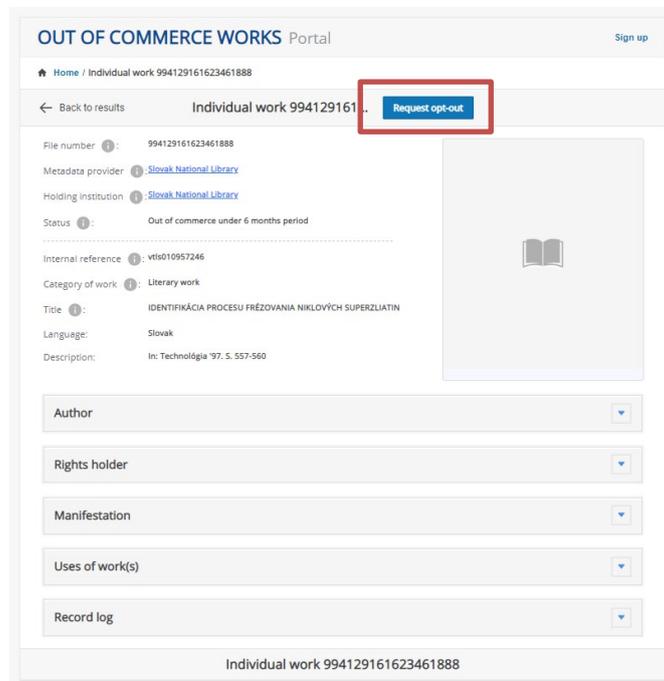
32 VIAF と呼ばれる国際典拠ファイル（各国の書誌作成機関等が作成した典拠ファイルの標目形（著者名、タイトル、件名）などを記載。

図表 10 Out Of Commerce Works Portal (検索結果)



資料) EUIPO “OUT OF COMMERCE WORKS Portal”より
<https://euipo.europa.eu/out-of-commerce/#/>

図表 11 Out Of Commerce Works Portal (上 :)



資料) EUIPO “OUT OF COMMERCE WORKS Portal”より
<https://euipo.europa.eu/out-of-commerce/#/>

図表 12 Out Of Commerce Works Portal (オプトアウトの申請項目)

Rights holder

Name * ⓘ ID ⓘ

Do you agree to make your name publicly visible in the portal? * ⓘ Yes No

Email ⓘ Telephone ⓘ

Opt-out comments * ⓘ

Recaptcha * I'm not a robot  reCAPTCHA Privacy Terms

* Mandatory fields

[Cancel](#)

資料) EUIPO “OUT OF COMMERCE WORKS Portal” より
<https://euipo.europa.eu/out-of-commerce/#/>

⑤ 拡大効を有する集中許諾 (第 12 条)

1) 概要

DSM 著作権指令第 12 条は、CMO に権利を委託していない権利者の著作物について、権利を委託していない権利者についても CMO が代表すると推定する仕組みを構築できる規定となっている。本条第 1 項は「拡大効を有する集中許諾」とは、(a)は ECL を指し、(b)は法的委任³³、代理権の推定³⁴についても定める規定となっている。(a)及び(b)においては、一般規定 (例：一般 ECL) によるものか、個別規定 (例：個別 ECL) によるものかは限定されていない。

なお、第 8 条ではアウト・オブ・コマーンス作品についての (個別) ECL を含むライセンススキームの規定を定めないとならないとなっていたことに対して、第 12 条は EU 加盟国が拡大効を有する集中許諾制度を定めることが「できる」規定であり、「定めなければならない」規定ではない。また、第 8 条のアウト・オブ・コマーンス作品とは異なり、分野を限定した内容ではないことも留意が必要である。

33 法により特定分野の権利について指定された集中管理団体に委任していると推定すること。

34 代理人が本人の名で法律行為をする権限 (代理権) が集中管理団体にあると推定すること。

図表 13 拡大効を有する集中許諾 (DSM 著作権指令 第 12 条³⁵)

<p>第 12 条 拡大効を有する集中許諾</p> <p>1. 加盟国は、自国領土内での使用に関し、かつ本条に定める保護措置を条件として、指令 2014/26/EU を国内法化した国内規定に基づく集中管理団体が、権利者からの委託に従って、著作物またはその他の保護対象物の利用のためライセンス契約を締結する場合、次のことを規定することができる。</p> <p>(a) 譲渡、ライセンスまたはその他の契約上の合意によって、権利者を代表することを当該集中管理団体に承諾していない権利者の権利に適用するために、当該契約が拡張されうること；または、</p> <p>(b) 当該契約に関し、集中管理団体が法的に受託しているかまたはそのように行動することについて、集中管理団体に承諾していない権利者を代表すると推定されること。</p> <p>2. 加盟国は、関係する著作物またはその他の保護対象物の利用の性質または種類を理由として、権利者から個別に許諾を得ることが、求められるライセンス取得に必要な取引を見込めないほど一般的に費用を要しかつ困難である場合、明確に定められる使用分野においてのみ、第 1 項にいうライセンス付与手続きが適用されることを保証し、かつ、当該ライセンス付与手続きが、権利者の正当な利益を保護することを保証しなければならない。</p> <p>3. 第 1 項の目的のために、加盟国は、以下の保護措置を規定しなければならない。</p> <p>(a) 集中管理団体は、その委託に基づき、一方で、関連する著作物または他の保護対象物の種類について権利者を、かつ、他方で、関連する加盟国においてライセンスの対象となる権利を、十分に代表すること；</p> <p>(b) ライセンスの条件を含め、すべての権利者に公平な取り扱いを保証すること；</p> <p>(c) 集中管理団体にライセンスを付与することを承諾していない権利者が、その著作物または他の保護対象物を、本条に従って創設されたライセンス付与手続きから、いつでも、簡単にかつ効果的な方法で、除外できること；および、</p> <p>(d) ライセンスの下で著作物または他の保護対象物が利用される前の合理的な期間、著作物または他の保護対象物をライセンスするための集中管理団体の能力、本条に基づき付与されるライセンス、および(c)にいう権利者が利用可能な選択肢について、権利者に情報を与えるため、適切な公表措置が実施されること。公表措置は、各権利者に個別に通知する必要はないが、効果的でなければならない。</p> <p>4. 本条は、例外または制限を認める規定を含め、EU 法の他の規定に基づく拡大効を有する集中許諾手続きの適用に影響しない。 本条は、権利の義務的な集中管理には適用されない。 指令 2014/26/EU 第 7 条は、本条に定めるライセンス付与手続きに適用される。</p> <p>5. 加盟国が本条に基づきライセンス付与手続きをその国内法において規定する場合、当該加盟国は、対応する国内規定の適用範囲、これらの規定に基づいて導入され得るライセンスの目的および種類、当該ライセンス付与手続きに従ってライセンスを付与する団体の連絡先、および第 3 項(c)にいう権利者が利用できるライセンス付与と選択肢に関する情報を得る手段について、欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、当該情報を公表しなければならない。</p> <p>6. 本条第 5 項の適用により取得した情報および指令 2001/29/EC 第 12 条第 3 項によって設立される連絡委員会における議論に基づき、欧州委員会は、2021 年 4 月 10 日までに、欧州理事会および欧州議会に対し、本条第 1 項にいうライセンス付与手続きの EU 内での使用、ライセンスを付与する団体の会員ではない権利者、または他の構成国の国民である権利者もしくは他の構成国に居住する権利者を含む、ライセンスおよび権利者への影響、文化的なコンテンツの普及を促進することに対する有効性、およびサービスの国境を越えた提供と競争を含む、域内市場に及ぼす影響について、報告書を提出しなければならない。当該報告書には、必要に応じて当該国内手続きの国境を越える効果を含む立法案が添付される。</p>

35 「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)
https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_1_index_02.html

2)背景

当初の欧州委員会の提案³⁶においては、本条は含まれていなかった。しかしながら、ECLに関する規定は衛星ケーブル指令(93/83/EEC)³⁷において既に視野にいれられており、情報社会指令(2001/29/EC)でもリサイタル18³⁸では「ECLなどの権利の管理に関する加盟国の取り決めを害するものではない」とされていた。その後、北欧・東欧などで活動しているCMOからの要請³⁹や、CJEU⁴⁰の裁判例を踏まえつつ修正を施し、制度とする必要があるという認識から、第12条が制定されたと推定されている⁴¹。

このCJEUの裁判例⁴²とは、アウト・オブ・コマースの書籍について特定の条件下においてフランス国立図書館が無料で公開でき、これらの許諾はCMOによって行使されることを定めた法令(当時の仏国・知的財産法典第L.134-1条から第L.134-9条)について、2名の著者がEU法(情報社会指令第2条(a)複製権ならびに第3条(1)公衆送信権)に適合しないと主張し、同条の廃止を求めた裁判である。国務院はこの主張についてCJEUに付託したところ、CJEUは、仏国著作権法が情報社会指令に基づき著者あるいは権利者に対して、(拡大効を有する許諾制度[法的委任]制度について)特定の条件の下でそのルールについて反対もしくは終わらせることができることを可能にしなければならない、つまりオプトアウトを可能にした上で、この取り組みを進めるにあたって事前に個別に通知する必要があるとした。

DMS著作権指令では、この裁判例の判示を修正して制度化する根拠をDSM著作権指令リサイタル(44)⁴³で記しており、オンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)に定められたCMO⁴⁴が、権利者が同団体に許諾したかどうかを問わず、集中許諾を付与するものとしてライセンスを付与することを認めることとした。その方法としての拡大効を有する集中許

36 European Commission” Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on copyright in the Digital Single Market”

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/proposal-directive-european-parliament-and-council-copyright-digital-single-market>

37 衛星・ケーブル指令 第3条第2項「加盟国は特定のカテゴリの作品に関する集中管理団体と放送事業者との間の協約について、集中管理団体に代表されていない権利者について拡大することができる」と規定できる」(MURC訳)

38 情報社会指令リサイタル(18)「この指令は拡大集中許諾などの権利に関する加盟国の取り決めを害するものではない」(MURC訳)

39 コピオストのヒアリングによると、同団体がEUよりヒアリングに協力したり、第12条についてロビイングしたと発言があった。

40 *Soulhier and Doke v 仏国文化省* (C-301/15)

<https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?language=en&jur=C,T,F&num=c-301/15&td=ALL>

41 Eleonora Rosati ”Copyright in the Digital Single Market: Article-by-Article Commentary to the Provisions of Directive 2019/790” (Oxford University Press, 2021)

42 *Soulhier and Doke v 仏国文化省* (C-301/15)

<https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?language=en&jur=C,T,F&num=c-301/15&td=ALL>

43 DSM著作権指令リサイタル(44)「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRICウェブサイトより)

44 オンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)第3条によると、「(a)「集中管理団体」とは、複数の権利者の共同利益を専らのもたは主たる目的として、著作権または関連権の管理を、法令によってまたは譲渡、ライセンスもしくはその他の契約形式によって授けられた団体であって、以下の基準のいずれかまたは両方を満たすものをいう。(i)当該団体の会員が所有または管理すること。(ii)非営利で組織されていること。」「オンライン音楽著作物指令」(山本隆司訳・CRICウェブサイトより)

諾とは、ECL に限らず、法的委任、代理権の推定などの手続きに基づいて構築されることが想定されている。これらの手法は加盟国において実務的に確立されているため、様々な分野において活用することができると言及されている。さらに、リサイタル(45)では大量の著作物を利用する場合には、個別に権利をクリアランスする費用は高額になるため、「効果的な集中許諾制度がなければ、(略)、実現することがありえそうにない」と指摘している⁴⁵。後述するが、こうした権利処理の状況については、拡大効を有する集中管理の要件となっている。

3)第 12 条第 1 項(a)、(b)について

第 12 条第 1 項(a)は ECL、(b)は法的委任及び代理権の推定を指している。しかし、このリストは拡大効を有する集中許諾として非網羅的とされており、EU 法に基づけば他の手段も考えられるとしている⁴⁶。

欧州委員会の報告書では、これらの導入国の状況について整理されており、2021 年 11 月に公表されたレポートによると、当該時点で拡大効を有する集中許諾を導入しているのは 14 か国⁴⁷となっている。同レポートによると(a)・(b)に該当するかどうかについて、網羅的ではないものの整理されている。(a) ECL に該当する制度を導入している国として北欧・東欧諸国が挙げられている。(b)のうち法的委任はフランスにおけるアウト・オブ・コマースについて導入され、代理権の推定はクロアチアにおいて導入されている。代理権の推定はドイツ及びポーランドにおいてもアウト・オブ・コマースの書籍について導入されていたが、ポーランドでは代理権の推定は本レポートの時点において適用されておらず、ドイツでは、2022 年 7 月現在、第 12 条(b)の代理権の推定から第 12 条(a)の ELC に改正されている。

45 DSM 著作権指令リサイタル(45)「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)
46 Eleonora Rosati は、リサイタル(46)より、加盟国が導入するまたは維持することを許可されているメカニズムの非網羅的なリストであるとし、EU 法 (DSM 著作権指令およびオンライン音楽著作物指令 (2014/26/EU)も含まれる)に従うことを前提に柔軟に制度を導入できると述べている。

Eleonora Rosati "Copyright in the Digital Single Market: Article-by-Article
Commentary to the Provisions of Directive 2019/790" (Oxford University Press, 2021))

47 チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、エストニア、フランス、クロアチア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、フィンランドおよびスウェーデンは、DSM 著作権指令の置き換えの前すでに拡大効を有する集中許諾の仕組みを有していた。さらに、DSM 著作権指令の置き換えの後、オランダおよびマルタも拡大効を有する集中許諾が国内法に組み入れられた。

図表 14 分野別の導入状況（2021年11月）⁴⁸

拡大効を有する集中許諾	導入国
第12条(a)ECL	デンマーク、フィンランド、スウェーデン、チェコ共和国、ハンガリー、ルーマニア、スロバキア
第12条(b)法的委任	フランス
第12条(b)代理権の推定	クロアチア、ドイツ、ポーランド

4)要件等について

ECL の導入にあたっては、①対象となる権利の範囲が規定されており、②当該 CMO は十分に代表性を有し、③当該 CMO はすべての権利者に対して平等に扱うこと、④当該 CMO に委託していない権利者は、自身の権利を利用許諾契約から簡単・効率的に除外できること（オプトアウトが可能であること）、また、この仕組みを導入するにあたっては、著作物の利用開始前の適切な期間中、CMO による許諾が行われること、⑤権利者に伝わるように公表措置を行う必要があることが要件とされている（DSM 著作権指令第12条第2項・第3項）。

なお、これらは、オンライン音楽著作物指令（2014/26/EU）により加盟国内において ECL が既に導入されている分野については影響しない（DSM 著作権指令第12条第4項）とされている。

以下では、それぞれについて検討する。

a) 対象となる権利の範囲（第12条第2項）

DSM 著作権指令第12条第2項およびリサイタル(47)⁴⁹によると、加盟国は無差別に拡大効を有する集中許諾を許可することができず、「明確に定義された使用分野に限られる」としている。

対象となる分野は、リサイタル(45)⁵⁰によると、「権利者から個別に許諾を得ることが、求められるライセンス取得に必要な取引を見込めないほど一般的に費用を要しかつ困難である場合（略）」とされ、第12条第2項によると、「加盟国は、関係する著作物またはその他の保護対象物の利用の性質または種類を理由として、権利者から個別に許諾を得ることが、求められるライセンス取得に必要な取引を見込めないほど一般的に費用を要しかつ困難である場合⁵¹」と限定されている。また、「権利者から重要な商業的利益を奪うものではないこと⁵²」も要件となっており、つまり、みだりに拡大効を有する集中許諾を設定する

48 European Commission "COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Report on the use of collective licensing mechanisms with an extended effect under Article 12(6) of Directive 2019/790/EU on copyright and related rights in the Digital Single Market" (2021)

49 DSM 著作権指令リサイタル(47) 「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

50 DSM 著作権指令リサイタル(45) 「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

51 DSM 著作権指令リサイタル(48) 「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

52 DSM 著作権指令リサイタル(47) 「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

ことはできないと考えられる。

b) 代表性 (第 12 条第 3 項)

リサイタル(48)⁵³によると、代表性の判断には、CMO が管理する権利の種類、扱う創作の分野、効果的に権利を管理する能力、CMO が保護対象物の権利者の相当数をカバーしているかどうかの各事実を考慮して、当該 CMO が、権利者を十分に代表するとみなされるように条件を設定しなければならないとされている。第 12 条第 3 項(a)では定量的な基準などは設けられておらず、上記の要件を踏まえて決定される。後述のヒアリング調査では、各国の状況を踏まえて一定の視点が設けられているものの、定量的な基準は総合的な判断もしくはケースバイケースとされ、少なくとも調査対象国では明確な定量的な基準はみられない。

c) 平等性 (第 12 条第 3 項)

DSM 著作権指令第 12 条第 3 項(b)およびリサイタル(47)⁵⁴によると、CMO は、オンライン音楽著作物指令 (2014/26/EU) に定められた CMO⁵⁵に定められている客観的、透明かつ非差別的基準を基礎とするものでなければならないとされている。

d) オプトアウト (第 12 条第 3 項)

DSM 著作権指令第 12 条第 3 項(c)⁵⁶によると、権利者は「いつでも簡単かつ効果的」にオプトアウトを行使することができる。また、リサイタル(48)⁵⁷によると、オプトアウトを行使できる期間は「ライセンス契約締結前およびライセンス期間中を含む」とされている。

e) 公表措置 (第 12 条第 3 項)

DSM 著作権指令第 12 条第 3 項(d)⁵⁸によると、合理的な期間から適切な公表措置を講じなければならないとされている。公表措置は個別に通知する必要はないが、効果的でなければならないとされている⁵⁹。この点においては、過去の CJEU の裁判例⁶⁰の「(権利者に)個別に通知する必要がある」という判示から考え方が修正されている。DSM 著作権指令第

53 DSM 著作権指令リサイタル(48)「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

54 DSM 著作権指令リサイタル(47)「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

55 オンライン音楽著作物指令 (2014/26/EU) 第 3 条など「オンライン音楽著作物指令」(山本隆司訳・CRIC ウェブサイトより)

56 DSM 著作権指令第 12 条「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

57 DSM 著作権指令リサイタル(48)「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

58 DSM 著作権指令第 12 条「デジタル単一市場指令」(井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより)

59 DSM 著作権指令第 12 条第 3 項(b)号

60 *Soulier and Doko v 仏国文化省* (C-301/15)

<https://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?language=en&jur=C,T,F&num=c-301/15&td=ALL>

12 条については「合理的期間」について明記されていない。なお、DSM 著作権指令第 8 条・第 10 条のアウト・オブ・コマースにおける実施期間に基づく期間をみると 6 か月前からとされている⁶¹。

f) 通知義務（第 12 条第 5 項）

第 12 条第 5 項によると、拡大効を有する集中許諾を規定する場合、当該加盟国は、対応する国内規定の適用範囲、これらの規定に基づいて導入され得るライセンスの目的および種類、当該ライセンス付与手続きに従ってライセンスを付与する団体の連絡先、権利者が利用できるライセンス付与と選択肢に関する情報を得る手段について、欧州委員会に通知する必要がある⁶²。通知の頻度は、リサイタル(50)⁶³の文言に照らし合わせると、更新するたびに通知する義務があるように推察される⁶⁴。

61 Eleonora Rosati "Copyright in the Digital Single Market: Article-by-Article Commentary to the Provisions of Directive 2019/790" (Oxford University Press, 2021)

62 DSM 著作権指令第 12 条「デジタル単一市場指令」（井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより）

63 DSM 著作権指令リサイタル(50)「デジタル単一市場指令」（井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより）のうち「透明性を確保するため、欧州委員会は（略）定期的に公表しなければならない」としている。

64 Eleonora Rosati "Copyright in the Digital Single Market: Article-by-Article Commentary to the Provisions of Directive 2019/790" (Oxford University Press, 2021)

(4) オンライン音楽著作物指令 (2014/26/EU)

①概要

第 12 条に関してオンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)⁶⁵が多く引用されているため、ここでは簡単に同指令についても概説を行う。同指令は 45 条の条文と 58 のリサイタルにより構成されている。

同指令の構成をみると、一般規定 (第 I 編)、ミニマム・スタンダードとしての集中管理団体に関する規制 (第 II 編)⁶⁶と、音楽著作物のオンライン利用の複数領土間の許諾 (第 III 編) のように発展的な利用に向けた規制について定めている⁶⁷。

本調査では第 I 編・第 II 編が関連しており、EU 加盟国は、CMO の定義 (第 3 条) に基づき、会員総会 (第 8 条)、各 CMO が組織の事業を管理する権利や業務遂行を継続的に監視する監督機能を確保すること (第 9 条)、EU 加盟国は、CMO が会計手続と内部統制機構によって健全、慎重かつ適切な方法で経営するよう必要な措置を執ることを確保すべきこと (第 10 条)、権利者に支払うべき金額の分配 (第 13 条)、EU 加盟国の集中管理団体は年次報告書を作成してウェブサイトで公開すること (第 22 条) 等、特に集中管理団体の透明性や、彼らに対する監督に関する項目が多く記載され、収益の正しい分配に関する規定が記載されている。

図表 15 オンライン音楽著作物指令 (2014/26/EU)^{68,69}

第 I 編：一般規定 (第 1 条～第 3 条)
第 II 編：集中管理
第 1 章：権利者の代理ならびに集中管理団体の会員および組織 (第 4 条～10 条)
第 2 章：権利収入の管理 (第 11 条～13 条)
第 3 章：他の集中管理団体のための権利管理 (第 14～15 条)
第 4 章：利用者との関係 (第 16～17 条)
第 5 章：透明性と報告 (第 18～22 条)
第 III 編：集中管理団体による音楽著作物に対するオンライン権の多領域ライセンス (第 23 条～第 32 条)
第 IV 編：権利執行措置 (第 33 条～第 38 条)
第 V 編：報告と最終規定 (第 39 条～45 条)

65 European Union “Directive 2014/26/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online use in the internal market Text with EEA relevance” EU-LEX

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014L0026>

66 集中管理団体全般に適用される規定であり、オンライン音楽著作物に限定されない。

67 今村哲也「欧州における権利の集中管理をめぐる近時の動向について」を参考にして作成

http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/_src/20150819/imamurahandout.pdf

68 European Union “Directive 2014/26/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online use in the internal market Text with EEA relevance” EU-LEX

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014L0026>

69 「オンライン音楽著作物指令」(山本隆司訳・CRIC ウェブサイトより) より抜粋。

②背景

第Ⅱ編については、EU加盟国内におけるCMOの会計が不適切だったという問題が発生し、欧州委員会においてCMOの透明性を高めるべきという声が強まっていたことが制定の背景にある⁷⁰。当時EUにおいて各国の集中管理団体の規制は大きく異なり、そもそも法律による規定がない国もあった。そこで比較的CMOの透明性について詳しいフランスの文化・通信省（現在：文化省）が中心となり各国の意見を取りまとめ、他のEU指令に比べると具体的かつ多くの内容が記載されている本指令が作られたという⁷¹。

以下では、本調査に関連する条項について簡単に概説を行う。

③集中管理団体の定義（第3条）

オンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)におけるCMOの定義をみると、国によって社団、協同組合、株式会社など、法人形態が様々であるため、そのような形態については規定していない。

他方で、基金のようにメンバーが存在せず、営利的な側面を有し、集中管理団体に近い運用をすることで、集中管理団体の規制から迂回的に逃れようとするおそれがある。このため、こうした運用をしている団体を「独立管理団体」として定義することで、権利者あるいは利用者に対して特定の情報を提供する義務を課すこととしている。（同指令リサイタル(14)⁷²）。

この独立管理団体とは、商業的な運用を行う団体としつつも、視聴覚物制作者、レコード製作者および放送局、書籍・音楽・新聞の出版者のように自己のために利用する団体は、独立管理団体とみなされてはならないとされている。また、著作者や実演家のマネージャーおよび集中管理団体との関係において媒介し権利者を代理するエージェントは、料金を設定し、ライセンスを付与し、または利用者から金銭を徴収するという意味において権利を管理するのではないので、独立管理団体とみなされてはならないとされている（同指令リサイタル(16)⁷³）。

70 文化庁「著作権等の集中管理の在り方に係る諸外国基礎調査 報告書」（2018年3月）より
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_08.pdf

71 文化庁「著作権等の集中管理の在り方に係る諸外国基礎調査 報告書」（2018年3月）より
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_08.pdf

72 「オンライン音楽著作物指令」（山本隆司訳・CRICウェブサイトより）を参考に作成。

73 「オンライン音楽著作物指令」（山本隆司訳・CRICウェブサイトより）より抜粋。

図表 16 集中管理団体（CMO）の定義⁷⁴

<p>第3条 定義</p> <p>(a)「集中管理団体」とは、複数の権利者の共同利益を専らまたは主たる目的として、著作権または関連権の管理を、法令によってまたは譲渡、ライセンスもしくはその他の契約形式によって授権された団体であつて、以下の基準のいずれかまたは両方を満たすものをいう。</p> <p>(i)当該団体の会員が所有または管理すること。</p> <p>(ii)非営利で組織されていること。</p> <p>(b)「独立管理団体」とは、複数の権利者の共同利益を専らまたは主たる目的として、著作権または関連権の管理を、法令によってまたは譲渡、ライセンスもしくはその他の契約形式によって授権された団体であつて、以下の基準の両方を満たすものをいう。</p> <p>(i)権利者によって直接的にも間接的にも、全部または一部が所有または管理されていないこと。</p> <p>(ii)営利目的で組織されていること。</p> <p>(略)</p>

④ CMO への電子的な連絡について（第 6 条・第 7 条・第 16 条など）

CMO に対する電子的に連絡を取れるような環境を確保する規定が本指令内の各所にみられる。たとえば、会員が電子的手段で当該団体と連絡できるようにしなければならない（第 6 条第 4 項）ことが定められており、集中管理団体の会員ではない権利者（第 7 条第 1 項）、利用者（第 16 条第 4 項）に対しても電子的に連絡がとれることを確保しなければならないとされている。

⑤ 会員総会（第 8 条）

全体的にガバナンスにおいても詳細に規定されている。会員総会は少なくとも年 1 回開催され、議決事項として権利者に支払うべき方針や分配されない金銭の使用などについて決定する必要がある。

図表 17 会員総会での議決事項⁷⁵

<p>第 8 条 集中管理団体の会員総会</p> <p>(略)</p> <p>5. 第 II 編第 2 章に定める規定に従つて、会員総会は少なくとも以下の事項について決定しなければならない。</p> <p>(a)権利者に支払うべき金銭の分配に関する一般的な方針。</p> <p>(b)分配不可能な金銭の使用に関する一般的な方針。</p> <p>(c)権利収入および権利収入の投資から生じる所得に関する一般的な投資方針。</p> <p>(d)権利収入および権利収入の投資から生じる所得からの控除に関する一般的な方針</p> <p>(e)分配されない金銭の使用；</p> <p>(f)リスク管理方針；</p> <p>(g)不動産の取得、売却または担保設定の承認。</p> <p>(h)合併および提携の承認、子会社の設立、ならびに他の団体または他の団体の株式もしくは権利の取得。</p> <p>(i)借入れの承認、融資の承認または融資のための担保の提供。</p>

74 「オンライン音楽著作物指令」（山本隆司訳・CRIC ウェブサイトより）より抜粋。

75 「オンライン音楽著作物指令」（山本隆司訳・CRIC ウェブサイトより）より抜粋。

(略)

8. 会員総会は、少なくとも、監査役の選任および解任を決定することならびに第 22 条に定める年次透明性報告書を承認することにより、集中管理団体の活動を管理しなければならない。

加盟国は、監査役の集中管理団体の事業を営業者からの独立性を確保するように設計されることを条件として、監査役の選任および解任に関して他の制度または形式を採用することができる。

(略)

⑥ 権利者に支払うべき金額の分配 (第 13 条)

第 13 条では権利者に支払うべき金額の分配に関する規定が定められており、特に本調査に関連するのは同条第 3 項から第 6 項である。権利者が特定されなかった場合の処理 (第 3 項)、会計年度の終了から 3 年間に分配できない場合を分配不可能とみなすという分配不可能の定義 (第 4 項)、分配不可能額の使用の決定 (第 5 項) などが規定されている。また、第 6 項は、分配不可能額について権利者に代わって社会的、文化的及び教育的活動に資金提供するために、分配不可能額の使用を制限することが「できる」規定であり、「定めなければならない」規定ではない。

図表 18 分配不可能な権利者に支払うべき金額⁷⁶

第 13 条 権利者に支払うべき金額の分配

(略)

3. 集中管理団体は、権利者を特定しその所在を確認するために必要な第 1 項と整合的な措置を執らなければならない。特に、集中管理団体は、第 1 項に定める期限の満了後遅くとも 3 か月以内に、権利者が特定されずまたはその所在が不明である著作物および保護対象物に関する情報を以下の者に開示しなければならない。

(a) 集中管理団体が代理する権利者、または権利者を代理する団体が会員である場合には当該団体、および

(b) 集中管理団体が管理委託契約を締結しているすべての集中管理団体。

第 1 文に記載する情報には、可能な限り、以下のものを含まなければならない。

(a) 著作物またはその他の保護対象物の題名。

(b) 権利者の名前。

(c) 関係する出版社または制作者の名前。

(d) 権利者の特定に役立つ可能性のあるその他の関係情報。

また、集中管理団体は、第 6 条第 5 項に記載する記録およびその他すでに利用可能な記録を確認しなければならない。前述の措置が結果を出すことができない場合には、集中管理団体は、当該 3 か月の満了後遅くとも 1 年後には当該情報を公開しなければならない。

4. 第 3 項に記載する必要なすべての措置を執ったことを条件として、権利者に支払うべき金銭を、権利収入を徴収した会計年度の終了から 3 年後に分配できない場合には、これらの金銭は分配不可能と見なされなければならない。

5. 債権の消滅時効に関する加盟国の法に従って権利者が当該金額を集中管理団体に支払請求する権利を害することなく、集中管理団体の会員総会は、第 8 条第 5 項(b)に従って当該分配不可能額の使用について決定しなければならない。

6. 加盟国は、とりわけ、分配不可能額が権利者に代わって社会的、文化的および教育的活動に資金提供するために個別かつ独立的な方法で使用されることを確保することによって、当該分配不可能額の許

76 「オンライン音楽著作物指令」(山本隆司訳・CRIC ウェブサイトより) より抜粋。

される使用を制限し決定することができる。

⑦透明性報告書（第 22 条）

加盟国は会計年度ごとに会計年度の終了後 8 か月以内に年次透明性報告書を作成し公表することを確保しなければならない。CMO は、そのウェブサイトにて年次透明性報告書を公表し、少なくとも 5 年間、当該ウェブサイトにて公開しなければならないとされている。

たとえば、フィンランドでは CMO の所管官庁である教育文化省ではなく、同国特許庁の担当者が透明性報告書を作成している。

図表 19 会員総会での議決事項⁷⁷

第 22 条 年次透明性報告書

1. 加盟国は、集中管理団体が、国内法に基づく法形式の如何に関係なく、会計年度ごとに当該会計年度の終了後 8 ヶ月以内に、第 3 項に記載する特別報告を含む年次透明性報告書を作成し公表することを確保しなければならない。集中管理団体は、そのウェブサイトにて年次透明性報告書を公表し、少なくとも 5 年間、当該ウェブサイトにて公開しなければならない。
2. 年次透明性報告書は、少なくとも付属書に記載する情報を含んでいなければならない。
3. 特別報告書は、社会的、文化的および教育的サービスの目的で控除された金銭の使用に言及し、少なくとも付属書第 3 項に定める情報を含んでいなければならない。
4. 年次透明性報告書に含まれる会計情報は、欧州議会および理事会の指令 2006/43 / EC に従って、会計を監査する権限を法令によって与えられた者によって監査されなければならない。監査報告書は、その監査資格を含め、年次透明性報告書にその全文が複製されなければならない。本項においては、会計情報は、付属書第 1 項(c)に記載する財務諸表、ならびに付属書第 1 項(g)および(h)ならびに第 2 項に記載する財務情報から構成されなければならない。

77 「オンライン音楽著作物指令」（山本隆司訳・CRIC ウェブサイトより）より抜粋。

2. ドイツ

(1) ドイツ法の特徴

「日本の近代法体制は、英仏に比べて後進国であったドイツ（プロイセン）への共感を背景にして、ドイツから多くのものを移入した⁷⁸⁾」との歴史的な経緯により、日本法はドイツ法の影響を多分に受けており、両者の類似性は高い。日本法と同様に、ドイツ法においても、「判例法ではなくて、成文法を一次的な法源としており、しかも主要な成文法は法典のかたちにとまとめられている⁷⁹⁾」と評されるように、法体系をみても、日本法と似通った側面がある。この背景としては、ドイツ法が「ローマ法の継受⁸⁰⁾」により、専門的な法的観念を高めていったことがあり、これにより「抽象的原則から出発し、演繹的である⁸¹⁾」との大陸法的な特徴を有している。

(2) 著作権法・著作権等管理事業法に類する法令

ドイツの著作権に関する法律は、1965年9月9日「著作権及び著作隣接権に関する法律⁸²⁾」（以下、著作権法[略称は UrhG]）として規定されており、直近では2021年6月23日に改正⁸³⁾されて現在に至る。

また、CMOについては、1965年9月9日に施行した「著作権及び隣接権の管理に関する法律」（以下、著作権管理法[略称は UrhWG]）で定められていたが、オンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)⁸⁴⁾を受けて、新法として「集中管理団体による著作権及び隣接権の管理に関する法律」⁸⁵⁾（以下、著作権管理団体系法 [略称は VGG]）が2016年6月1日に改正された。DSM 著作権指令を受け、2021年5月31日の改正（2021年6月7日施行）にて、同法に一般 ECL に関する条文が追加された。

78 広渡清吾「ドイツの社会と法」、戒能通厚・広渡清吾著『外国法』154頁（岩波書店、1991）

79 海老原明夫「ドイツ法」、北村一郎編『アクセスガイド外国法』153頁（東京大学出版会、2004）

80 海老原明夫「ドイツ法」、北村一郎編『アクセスガイド外国法』153頁（東京大学出版会、2004）

81 山田晟「ドイツ法的思考の形式について」法哲学年報 1960p.1-28（1961）

82 “Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte”

<https://www.gesetze-im-internet.de/urhg/index.html>

83 DSM 著作権指令の国内法制化に対応しており、新たに制定された「オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダの著作権法上の責任に関する法律」を含め、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダの責任などを定めている。

84 European Union “Directive 2014/26/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online use in the internal market Text with EEA relevance” EU-LEX

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014L0026>

85 “Gesetz über die Wahrnehmung von Urheberrechten und verwandten Schutzrechten durch Verwertungsgesellschaften”

<https://www.gesetze-im-internet.de/vgg/index.html>

図表 20 著作権法 (UrhG) の主な構成⁸⁶

第1章	著作権
第1節	総則 (第1条)
第2節	著作物 (第2条~第6条)
第3節	著作者 (第7条~第10条)
第4節	著作権の内容
第1款	総則 (第11条)
第2款	著作者人格権 (第12条~第14条)
第3款	利用権 (第15条~第24条)
第4款	著作者のその他の権利 (第25条~第27条)
第5節	著作権における法律関係
第1款	著作権の承継 (第28条~第30条)
第2款	使用権 (第31条~第44条)
第6節	法律により許容される使用による著作権の制限
第1款	法律により許容される使用 (第44a条~第53a条)
第2款	第53条、第60a条乃至第60f条に基づき許容される複製に関する報酬 (第54条~第54h条)
第3款	その他の法律により許容される使用 (第55条~第60条)
第4款	授業、学術及び諸機関に関して法律により許容される使用 (第60a条~第60h条)
第5款	孤児著作物に関し法律により特別に許容される使用 (第61条~第61c条)
第5a款	法律により許容される入手困難な著作物の特別な使用 (第61d条~第61g条)
第6款	法律により許容される使用に関する共通規定 (第62条~第63a条)
第7節	著作権の存続期間 (第64条~第69条)
第8節	コンピュータ・プログラムに関する特則 (第69a条~第69g条)
第2章	著作隣接権
第1節	特定の刊行物の保護 (第70条~第71条)
第2節	写真の保護 (第72条)
第3節	実演芸術家の保護 (第73条~第84条)
第4節	レコードの製作者の保護 (第85条~第86条)
第5節	放送事業者の保護 (第87条)
第6節	データベース製作者の保護 (第87a条~第87e条)
第7節	新聞・雑誌出版社の保護 (第87f条~第87k条)
第3章	映画に関する特規
第1節	映画の著作物 (第88条~第94条)
第2節	動画 (第95条)
第4章	著作権及び著作隣接権に関する共通規定
第1節	補充の保護規定 (第95a条~第96条)
第2節	権利の侵害
第1款	民法の規定・訴えの提起 (第97条~第105条)
第2款	刑事規定及び過料規定 (第106条~第111a条)
第3款	税関の措置に関する規定 (第111b条~第111c条)
第3節	強制執行
第1款	総則 (第112条)
第2款	金銭債権を理由とする著作者に対する強制執行 (第113条~第114条)
第3款	金銭債権を理由とする著作者の権利承継人に対する強制執行 (第115条~第117条)
第4款	金銭債権を理由とする学術的刊行物の作成者及び写真家に対する強制執行 (第118条)
第5款	金銭債権を理由とする特定の装置を目的とする強制執行 (第119条)
第5章	適用領域、経過規定及び最終規定
第1節	法律の適用領域
第1款	著作権 (第120条~第123条)
第2款	著作隣接権 (第124条~第128条)
第2節	経過規定 (第129条~第137r条)
第3節	最終規定 (第138条~第143条)

86 訳出は公益社団法人著作権情報センターが公表している本山雅弘氏の訳に従った。また、UrhGを基に第1章第6節第5a款、第2章第7節をMURCが追記した。

<https://www.cric.or.jp/db/world/germany.html>

<https://www.gesetze-im-internet.de/urhg/index.html>

図表 21 著作権管理団体法 (VGG) の主な構成⁸⁷

第 1 部 定義 (第 1 条～第 8 条)
第 2 部 集中管理団体の権利と義務 (第 9 条～第 58 条)
第 1 章 内部での関係 (第 9 条～第 33 条)
第 2 章 外部との関係 (第 34 条～第 43 条)
第 3 章 代理契約に基づく権利管理に関する特別条項 (第 44 条～第 47 条)
第 4 章 推定；再送信及び直接送信に関するアウトサイダー (第 48 条～第 50 条)
第 5 章 拡大集中許諾 (第 51 条～第 52e 条)
第 6 章 情報要件；会計と透明性報告書 (第 53 条～第 58 条)
第 3 部 音楽著作物のオンライン利用の複数領土間の許諾に関する特別規定 (第 59 条～第 74 条)
第 4 部 監督 (第 75 条～第 91 条)
第 5 部 仲裁委員会と裁判所におけるクレーム (第 92 条～第 131 条)
第 1 章 仲裁委員会 (第 92 条～第 105 条)
第 2 章 仲裁委員会における請求手続 (第 128 条～第 131 条)
第 6 部 経過規定及び最終規定 (第 132 条～第 141 条)

(3) ECL 制度の概要

ドイツにおいては、DSM 著作権指令第 12 条第 1 項(a)⁸⁸を踏まえた一般 ECL、同第 8～11 条⁸⁹を実施する個別 ECL が国内法制化されており、VGG 第 51 条で一般 ECL が、VGG 第 52 条で個別 ECL が規定されている。立法は連邦司法省が担い、運用は特許商標庁（以下、DPMA）が担っている。

一般 ECL (VGG 第 51 条) については、VGG 第 51a 条第 1 項において、代表性要件（後述）のほか、関係するノンメンバー全員から合意を得ることが合理的でなく、CMO が後述する情報提供義務を果たし、オプトアウトされなかった場合にて、国内での利用権に限り ECL を実施できるとしている。その利用区分については、CMO の意向で設定できるが、ノンメンバー全員から合意を得ることが合理的ではない分野に限られるため、CMO が対象としている全ての分野において ECL を実施できる訳ではない⁹⁰。

なお一般 ECL については、法改正で認められてから日が浅く、運用に至った事例はない。2022 年 6 月現在において、言語の著作物を扱う CMO である VG WORT にて、本を読み上げるイベントに対し、ECL を用いて権利付与を行う構想があり、仕組み等が検討されている⁹¹。また、写真を扱う CMO である VG Bild-Kunst においては、SNS プラットフォームに対し、ECL を用いてノンメンバーの権利を含む包括的なライセンスサービスを行う構想があり、仕組み等が検討されている⁹²。一般 ECL の実施において、国は許可等を与える立場にないため、CMO から国へ相談を行う必要性等もない⁹³。

87 <https://www.gesetze-im-internet.de/vgg/index.html>

88 BT-Drucksache 19/27426, 121

89 BT-Drucksache 19/27426, 124

90 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

91 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

92 VG Bild-Kunst, Social Media Bildlizenz – Update 2022/1, <https://www.bildkunst.de/news/aktuelle-news/detailansicht/social-media-bildlizenz-update-2022-1>

93 DPMA へのヒアリング (2022 年 7 月 8 日)

一方、個別 ECL (VGG 第 52 条) は、CMO が、入手困難な著作物の非営利目的⁹⁴での利用契約を、図書館や博物館、公文書館、映像・音響遺産分野の施設⁹⁵といった文化遺産機関と締結する場合に限定されている。入手困難な著作物に対象を絞る点は、DSM 著作権指令のアウト・オブ・コマースの概念に対応している⁹⁶。この入手困難な著作物という概念は、VGG 第 52b 条によると、一般的な手段により、完全な形で公衆に提供されていない場合を指すが、書籍、雑誌、新聞などの出版物に掲載されたものの、直近の出版が 30 年以上前である著作物は、この要件に関わらず入手困難であるとみなされる。

なお法改正以前の VGG 第 51 条および第 52 条にも個別 ECL の規定があるが、その対象は、絶版で、かつ 1966 年 1 月 1 日以前に書籍、定期刊行物、新聞、雑誌などに掲載され、文化遺産機関にて保有されている著作物に限定されており、現行の個別 ECL に比べ、その範囲は狭かった。現行の VGG 第 141 条には、移行措置が定められており、旧法の第 51 条および第 52 条に基づいて付与された使用権は、遅くとも 2025 年 12 月 31 日までには終了するとされている。

入手困難な著作物について、その著作物に対し、代表性を有する CMO が存在しない場合には、UrhG 第 61d 条が適用され、VGG 第 52 条によらず、文化遺産機関による複製、非営利サイト上での公衆送信が認められている。この場合、情報提供やオプトアウトの受付について、文化遺産機関自身が行わなければならない⁹⁷。

(4) 成立経緯や当時の議論

2013 年 10 月 8 日に成立した「著作権法の孤児著作物及び絶版著作物の利用その他の改正に関する法律」により、2014 年 4 月 1 日施行の改正で UrhWG の第 13d・13e 条が新設され、これにより個別 ECL が導入⁹⁸され、2016 年 6 月 1 日に制定された VGG 第 51 条および第 52 条 (当時) に引き継がれた。

その後、DSM 著作権指令を受けて、2020 年 6 月 24 日に、連邦司法消費者保護省は、著作権法の改正第 2 案において、著作権管理団体法における一般 ECL の新設及び個別 ECL の修正を公表し、その後連邦政府での修正、連邦議会での承認を経て、2021 年 6 月 7 日に施行された。

図表 22 ECL に関連する法改正

施行年次	法律	概要
------	----	----

94 VGG 第 52a 条第 1 項第 2 号

95 VGG 第 60d 条第 3 項第 1 号

96 BT-Drucksache 19/27426, 124

97 DPMA へのヒアリング (2022 年 7 月 8 日)

98 ECL 導入以前における、集中管理団体とノンメンバーが権利を有する作品との関係性について、公共の場で作品を上演し集中管理団体が請求する際、集中管理団体が権利を持つ楽曲を使っていない場合の立証責任 (およびノンメンバーとの契約締結の義務) は、利用者側に課せられるとの判例があり、1985 年の UrhWG 第 13 条 (現 VGG 第 49 条) 改正により法制化された。

2014年	著作権法の孤児著作物及び絶版著作物の利用その他の改正に関する法律	UrhWG に第 13d・13e 条が新設され、アウト・オブ・コマースを対象とした個別 ECL が導入される。
2016年	著作権管理団体法 (VGG)	オンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)を受けた新法が制定され、個別 ECL は、VGG 第 51 条および VGG 第 52 条 (当時) に引き継がれる。制度内容に変更はなかった。
2021年	デジタル単一市場に求められる著作権に対応するための法律	DSM 著作権指令を受けた法改正がなされ、VGG 第 51 条以下にて一般 ECL が導入される。VGG 第 52 条以下の、アウト・オブ・コマースの個別 ECL も、対象範囲が拡張される。

まず個別 ECL の新設について、当時、図書館などのアーカイブに保管されている著作物の中で、一般に入手することが困難な著作物⁹⁹については、デジタル化した上で、広く公開すべきだとの議論があった。しかし、権利者から許諾を得るための作業を行うだけのキャパシティが図書館などの機関にない状態であり、この課題を解決すべく、アウト・オブ・コマースの著作物を対象とした個別 ECL が導入された。

一般 ECL の新設について、DSM 著作権指令の上では、各国における導入は任意であったものの、権利者や利用者、CMO においては、デジタル社会における利用許諾をスムーズにでき、かつ利用者の法的安全性を確保できる点でポジティブな反応が多く、北欧諸国において実績のある制度だと捉えられたこともあり、国内法制化が進められた¹⁰⁰。なお、ドイツでは ECL に近い考え方として「GEMA 推定」(GEMA-Vermutung) と呼ばれる考え方が裁判例¹⁰¹で示されており、音楽が利用されている場合は音楽を扱う CMO である GEMA のレパートリーに影響を受ける¹⁰²。すなわち利用者が音楽を利用している場合、GEMA が権利を管理している著作物が利用されていると推定され、利用者は GEMA に使用料を支払う必要があり (ドイツ国外の作品が利用されている場合は、利用者が GEMA に音楽の利用情報を送信する必要がある)、GEMA が権利を持つ楽曲を使っていないことの立証責任は利用者側にあるという考え方である¹⁰³。

実際、2020 年当時のパブリックコメントによれば、CMO である VG WORT は、全般的に肯定的な立場をとっていた。疑問点として、一般 ECL は DSM 著作権指令の第 12 条第 1 項

99 同時に、オーファンワークスについては相当な努力のもと権利者を探す必然があると整理された。なお、オーファンワークスかつアウト・オブ・コマースという場合においては、アウト・オブ・コマースの著作物と整理すれば、個別 ECL にて対応できる。

100 専門家へのヒアリング (2022 年 7 月 4 日)

101 DPMA からは「GEMA 推定」の裁判例として Bundesgerichtshof Urt. v. 05.06.1985, Az.: I ZR 53/83 が挙げられた。同裁判例では、原告 GEMA が被告ドイツ作品を含む外国のビデオメーカーに対して GEMA 推定に基づいて情報を請求した。GEMA 推定は外国作品については適用されないが、被告に情報提供義務があったとしたもの。

102 GEMA のウェブサイトでは「GEMA 推定」の説明がなされている。

<https://www.gema.de/aktuelles/traegerherstellung/>

103 DPMA へのヒアリング (2022 年 7 月 8 日)

(a)にあてはまり、CMO の側に行使するかどうかの裁量があるのか、もしくは(b)にあてはまり、CMO としては事実上取り組まなければならないのか、法案からは分からないと述べていた¹⁰⁴。この点については、ドイツ国内での議論において、一般ECLについては任意で実施できるという位置づけにすべきだとなり¹⁰⁵、議会文書にて第12条第1項(a)¹⁰⁶とされた。

VG Bild-Kunstは、改正第2案にてライセンシーとの契約の詳細を公表しなければならないとされていた点について、実務上不可能であるとした他、全般的には肯定的であった¹⁰⁷。同項目は、議会に提出された政府草案では削除され、施行された法律にも含まれていない。

音楽の著作物を管理するCMOであるGEMAも全般的に肯定的であった。ライセンシーの立場からみると、公共放送局であるARDおよびZDFは共同でコメントを出し、一般ECLの新設を歓迎する一方、詳細を政令で定める点については、柔軟性が失われるとして反対の意向を述べた。すなわち、法律で規制する以上の事項については、CMOとユーザーの交渉に任せ、必要に応じて交渉によるECLをDPMAが定めるとした方が良いのではないかと提案した¹⁰⁸。

一般ECLの導入については、YouTubeのような、UGC（ユーザー生成コンテンツ）などを扱う事業者が、著作権管理団体法と同時に改正された「オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダの著作権法上の責任に関する法律」（UrDaG）第4条において、著作物の使用权を得るため最善を尽くす義務を課せられた中、「大量かつ多種多様なコンテンツがアップロードされる中で、拡大集中許諾制度を通じてアウトサイダーに係る利用許諾も得られることになれば、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダにとっては簡便な権利処理が実現できるし、権利者にとっても報酬を得ることが可能になる」¹⁰⁹ことが期待されていた。ただし、当事者であるGoogleは、契約により使用权を直接付与することが一般的となっている分野などでの既存のライセンス業務との兼ね合いや、UGC（ユーザー生成コンテンツ）においてCMOが代表性を持ちうるのかとの懸念を示し、これらコンテンツにおいてECLの対象やオプトアウトの有無を特定する技術が確立していないことなどを理

104 VG WORT, Stellungnahme zum Diskussionsentwurf für ein Zweites Gesetz zur Anpassung des Urheberrechts an die Erfordernisse des digitalen Binnenmarktes (Stand: 24. Juni 2020), https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Stellungnahmen/2020/Downloads/073120_Stellungnahme_VG_Wort_RefE_Urheberrecht-II.pdf?__blob=publicationFile&v=2

105 DPMAへのヒアリング（2022年7月8日）

106 BT-Drucksache 19/27426, 121

107 VG Bild-Kunst, Stellungnahme VG Bild-Kunst 2. Diskussionsentwurf des BMJV vom 24. Juni 2020 zur Umsetzung der DSM- und SatCab-RL,

https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Stellungnahmen/2020/Downloads/073120_Stellungnahme_VG_Kunst_RefE_Urheberrecht-II.pdf?__blob=publicationFile&v=2

108 ARD, ZDF, Zum Diskussionsentwurf eines Zweiten Gesetzes zur Anpassung des Urheberrechts an die Erfordernisse des digitalen Binnenmarktes des BMJV (Stand 24. Juni 2020),

https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Stellungnahmen/2020/Downloads/073120_Stellungnahme_ARD_ZDF_RefE_Urheberrecht-II.pdf?__blob=publicationFile&v=2

109 君塚陽介「デジタル単一市場に対応するドイツ著作権法改正について—いわゆる「一般拡大集中許諾制度」の創設を中心に—」コピライト NO.730/vol.61 p.28(2021)

由に、個別 ECL を超えて、一般 ECL を導入することに対し、反対のコメントを述べている¹¹⁰。

代表性要件については、ドイツ国内において、例えば写真を管理する CMO である VG Bild-Kunst と約 6 万人の写真家が契約している一方、Instagram には約 2,000 万人のユーザーが写真をアップロードしているなど、CMO の契約者とオンラインコンテンツ共有サービスにおける著作権者にはギャップがあり、CMO が代表性を持つ分野は限定されなければならないとの指摘¹¹¹がある。

(5) 拡大集中許諾を行う集中管理団体について

①概要

一般 ECL は、前述の通り運用事例がない。要件は、ECL を実施したい CMO が代表性を有すること、利用者または CMO が当該利用形態において関係する全てのノンメンバーから合意を得ることが合理的でないこと、情報提供義務を果たすこと、ノンメンバーからオプトアウトがなかったこと、ECL による利用許諾が国内での利用に限定されることなどであり、これらの要件を満たした場合、CMO が自身の意思で利用区分を設定できる。ECL の実施に際し特別な申請や許可は不要であり、CMO として DPMA から許可を得た団体は自身の意思で ECL を実施できる。

個別 ECL については VGG 第 52 条により、アウト・オブ・コマースの著作物に対象が限定されている。個別 ECL は 2022 年 7 月時点では受付を一時中断しているが、VGG 第 52 条以下に基づき、旧法下でのアウト・オブ・コマース作品の登録リストから、EUIPO のポータルサイトへの移行等必要な手続きを経た後に、個別 ECL による利用許諾が再開される予定である¹¹²。

なお法改正以前の個別 ECL について、当時の VGG 第 51 条・第 52 条の規定の他、CMO である VG WORT および VG Bild-Kunst、連邦政府、各州の間で「書籍における絶版作品の使用についての枠組協定」が締結されていた。VG WORT と VG Bild-Kunst は、ドイツ国立図書館 (DNB) および DPMA と協力し、絶版作品のデジタル化及び一般公開についてのライセンスを文化遺産機関に供与するサービスを、当時の VGG 第 51 条・第 52 条の規定および「書籍における絶版作品の使用についての枠組協定」に準拠¹¹³して実施していた。

110 Google, Stellungnahme zum Diskussionsentwurf für ein Zweites Gesetz zur Anpassung des Urheberrechts an die Erfordernisse des digitalen Binnenmarktes,
https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Stellungnahmen/2020/Downloads/080320_Stellungnahme_Google_RefE_Urheberrecht-II.pdf?__blob=publicationFile&v=2

111 Paul Klimpel, Urheberrechtsreform 2021 Neue Chancen für das kulturelle Erbe, https://opus4.kobv.de/opus4-zib/files/8431/Urheberrechtsreform_2021.pdf

112 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

113 VG WORT (INTERNET ARCHIVE の過去データ),

<https://web.archive.org/web/20171122035414/https://www.vgwort.de/einnahmen-tarife/vergriffene-werke.html>

②団体の一覧

2022年6月現在、ドイツでは以下の13団体がCMOとしての許可をDPMAから受けており、VGG第51b条第2項によりこの13団体は一般ECLを行使できる立場にある。ドイツの場合、複数のCMOが参加するアンブレラ団体¹¹⁴等は以下のCMOのリストには含まれない。また、今後ECL実施を目的として新しい団体が創設される見込みは低いとされる¹¹⁵。

図表 23 ドイツのCMO（2022年6月現在）¹¹⁶¹¹⁷

団体名	会員	対象分野	取り扱う権利	設立年
GEMA (Gesellschaft für musikalische Aufführungs- und mechanische Vervielfältigungsrechte) ¹¹⁸	作曲家、作詞家、音楽出版社	音楽	演奏権、公衆送信権、録音権	1933年
GVL (Gesellschaft zur Verwertung von Leistungsschutzrechten mbH) ¹¹⁹	実演家、レコード製作者	音楽（特に実演家、レコード製作者の隣接権）、実演	放送権、公衆送信権、複製権、レコード実演、貸与権、私的複製、再放送権	1959年
VG Wort (Verwertungsgesellschaft Wort) ¹²⁰	作家・著者、出版社	文学作品、学術論文	公共貸与権、貸与権、私的複製、放送権（テレビ・ラジオ）、再送信、演奏権、複製権、公衆送信権、上演権	1958年
VG Bild-Kunst (Verwertungsgesellschaft Bild-Kunst) ¹²¹	写真家、ビジュアルアーティスト、画像代理店、映画監督	視覚芸術、映画	公共貸与権、私的複製、追及権、複製権、放送権	1968年
VG Musikedition (Verwertungsgesellschaft Musikedition) ¹²²	出版社、作曲家、作詞家、編集者	音楽（著作者、隣接権者ともに）	複製権（教育機関や教会等での楽譜等）、上演権	1966年
GÜFA (Gesellschaft zur Übernahme und Wahrnehmung)	ポルノ映画のプロデューサー、脚本家、権利所有者	ポルノ映画	上映権、貸与権	1976年

114 私的複製についてドイツのCMO9団体により設立された協会として Die Zentralstelle für private Überspielungsrechte (ZPÜ)、ほとんどのドイツのCMOが参加するビデオ・DVDの貸与権を扱う Die ZVV (Zentralstelle für Videovermietung)、ドイツの映像関連CMOであるGWFF、VFF、VGF、VG Bild-Kunstが参加するケーブル再送信やホテル・病院などの上映を扱う Die ZWF (Zentralstelle für die Wiedergabe von Fernsehsendungen)などがあるものの、これらはDPMAのCMOのリストには掲載されていない。

115 DPMAへのヒアリング（2022年7月8日）

116 Das Deutsche Patent- und Markenamt (DPMA), Verwertungsgesellschaften mit Sitz in Deutschland, https://www.dpma.de/dpma/wir_ueber_uns/weitere_aufgaben/verwertungsges_urheberrecht/aufsicht_verwertungsges/liste_vg/

117 右の文献のほか、各ウェブサイトから整理。三浦正広「ドイツ著作権管理団体法—「競争と独占」から相当性へ—」コピーライトNO.705/vol.59 p.33(2020)

118 GEMA

<https://www.gema.de/>

119 GVL

<https://gvl.de/>

120 VG WORT

<https://www.vgwort.de/startseite.html>

121 VG Bild Kunst

<https://www.bildkunst.de/homepage>

122 VG Musikedition

<https://www.vg-musikedition.de/>

団体名	会員	対象分野	取り扱う権利	設立年
von Filmaufführungsrechten mbH) ¹²³				
VFF (Verwertungsgesellschaft der Film- und Fernsehproduzenten mbH) ¹²⁴	テレビプロデューサー、放送局 (テレビ・ラジオ)	映画 (放送番組)	私的録音録画、複製権、ケーブル再送信、貸与権	1979 年
VGF (Verwertungsgesellschaft für Nutzungsrechte an Filmwerken mbH) ¹²⁵	映画製作者	映画	私的録音録画、再送信、貸与権	1981 年
GWFF (Gesellschaft zur Wahrnehmung von Film- und Fernsehrechten mbH) ¹²⁶	(吹き替えなどの) 映画の著作者・映画製作者	映画 (特に外国映画)	私的録音録画、貸与権	1982 年
AGICOA (AGICOA Urheberrechtsschutz Gesellschaft mbH) ¹²⁷	映画製作者	映画	再送信	1995 年
Corint Media (Corint Media GmbH) ¹²⁸¹²⁹	民間テレビ・ラジオ放送局、出版社 (主に報道関連)	映像、出版 (いずれも報道)	複製権、公衆送信権、プレス隣接権	2001 年
TWF (Treuhandgesellschaft Werbefilm mbH) ¹³⁰	広告代理店、広告映像の製作者	映像 (広告分野)	複製権、公衆送信権など	2008 年
GWVR (Gesellschaft zur Wahrnehmung von Veranstalterrechten mbH) ¹³¹	コンサート主催者	音楽 (実演主催者の権利)	複製権、公衆送信権、放送権	2014 年

CMO の規模の例として、メンバー数 ¹³²をみると、例えば個別 ECL の運用実績を有する代表的な CMO である VG WORT の会員 ¹³³は約 1,000 人、著作権管理の委託を申し出 ¹³⁴て VG WORT が権利をカバーしている権利者は約 30 万人、出版社は約 1 万 4 千社である。ドイツにおいて CMO は後述のとおり許可を得るまでに十分な審査を受けており、また ECL の実施に際しては、ECL を実施する利用区分においてノンメンバーから合意を得ることが

123 GÜFA

<http://www.guefa.de/>

124 VFF

<https://www.vff.org/startseite.html>

125 VGF

<http://www.vgf.de/>

126 GWFF

<https://www.gwff.de/>

127 AGICOA

<http://www.agicoa.de/>

128 Corint Media

<https://www.corint-media.com/>

129 2021 年 1 月に VG Media から名称を変更した。

130 TWF

<https://twf-gmbh.de/>

131 GWVR

<http://gwvr.de/en/>

132 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

133 集中管理団体における議決権がある人

134 権利者や出版社からの求めがあった場合、VG WORT には契約を結ぶ義務がある。

難しいかといった、VGGで定める要件を満たしているかという点が重視されている¹³⁵。これらの背景から、分野におけるカバー率といった定量的な基準・考え方はなく¹³⁶、把握されていない。

③許可

著作権管理団体法においては、VGG第51条において一般ECLが、VGG第52条において個別ECLがそれぞれ規定されている。一般ECLはVGG第51a条、個別ECLはVGG第52a条において、代表性を有することが権利を行使するための条件の1つとして定められている。

具体的には、VGG第51b条第1項において、契約に基づきECLの対象となる分野の十分・多数の権利者の権利を管理していることが必要とされている。また、同条第2項において、DPMAによるCMOとしての許可（VGG第77条）を受けた団体は、代表性を有すると推定される。よってCMOは、ECLの実施のための特別な申請・許可を求められておらず、法律の規定を満たす場合には、自身の意思でECLを実施でき、許可期間なども定められていない。

ドイツにおけるCMOに対する許可は、VGG第79条第1項に基づき、運営主体に信頼性はあるか、十分な数の権利者が参加しており経済性を保ちながら活動できるかといった観点にて、審査がなされ、これを満たす団体にのみ許可が与えられる¹³⁷。なお、特定の領域には単独の著作権管理団体しかなく、事実上独占されている¹³⁸。代表性要件の規定においては、CMOがECLを実施する上で法的安全性を高めるため、ECLに係る特別な審査・許可を行うべきだとの議論もあった。そうした中、立法者はCMOとしての許可を行う過程で、十分な審査がなされていると判断し、現行の規定となった¹³⁹。

なお、VGG第52d条第5号において、CMOの代表性要件や、複数のCMOが共同で権利を行使する場合の適合性の推定について、連邦司法省は政令により、詳細な規制を設けることができるが、2022年7月現在において具体的な動きはみられていない¹⁴⁰。

④運用実態

前述の通り、現行法下での一般ECLについては、運用事例がない。

法改正以前の個別ECLを運用していた団体は、VG WORTとVGBild-Kunstの2団体である。VG WORTは、国内における著作権の使用料や、海外のCMOとの協定に基づく使用料

135 DPMA へのヒアリング（2022年7月8日）

136 専門家へのヒアリング（2022年7月4日）

137 DPMA へのヒアリング（2022年7月8日）

138 VG WORT へのヒアリング（2022年6月27日）

139 DPMA へのヒアリング（2022年7月8日）

140 DPMA へのヒアリング（2022年7月8日）

により収入を得ており¹⁴¹、公的補助金等の外部資金は入っていない¹⁴²。メンバーとしての参加費等は不要であり、営利団体ではないため利益は追求しておらず、管理費を差し引いた全ての収益がメンバーに分配される¹⁴³。VG Bild-Kunst も同様の仕組みをとっている¹⁴⁴。以下、VG WORT の例を見ていきたい。

1) VG WORT の概要

VG WORT は 1958 年に設立され、主に出版物に関わる権利を管理する CMO であり、著者や出版社のための組織である。会員は約 1,000 人、著作権管理の委託を申し出ており¹⁴⁵、VG WORT が権利をカバーしている権利者は約 30 万人、出版社は約 1 万 4 千社である。

2) スタッフの規模

データベースの担当のみでの職員数などは明らかではないが、VG WORT の職員数は、2021 年で 83 名、うち 46 名が常勤職員、37 名がパートタイムもしくは臨時雇用である¹⁴⁶。

3) 予算の規模

使用料・手数料の割合をみると、ECL 以外の通常の集中管理も含めた著作物管理等による収益 163,685,184.80 ユーロのうち、7.6%にあたる 12,371,845.05 ユーロが人件費などの運営費に、2.4%にあたる 3,910,139.69 ユーロが基金等の共通目的に、88.9%にあたる 145,548,100.11 ユーロが分配に使われている。

図表 24 VG WORT の収支¹⁴⁷

	2021		2020	
	EUR	小計	EUR	小計
1. 著作権管理による収益	161,388,866.21		209,937,880.55	
2. 繰入による収益	0		78,564.83	
3. サービスによる収益	2,104,831.46		1,472,869.39	
4. その他の営業利益	191,487.13	163,685,184.80	23,434.38	211,512,749.15
5. 人件費				
(a) 賃金・給与	-5,122,071.98		-4,965,310.40	
(b) 社会保険料及び年金・その他従業員給付費用 (う)	-1,395,219.27	-6,517,291.25	-1,228,527.64	-6,193,838.04

141 VG WORT

<https://www.vgwort.de/einnahmen-tarife.html>

142 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

143 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

144 VG Bild-Kunst

<https://www.bildkunst.de/vg-bild-kunst/ueber-die-vg-bild-kunst>

145 権利者や出版社からの求めがあった場合、VG WORT には契約を結ぶ義務がある。

146 VG WORT, Transparenzbericht nach § 58 VGG für das Geschäftsjahr 2021,

https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/Geschaeftsberichte/Transparenzbericht_2021.pdf

147 VG WORT, Transparenzbericht nach § 58 VGG für das Geschäftsjahr 2021,

https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/Geschaeftsberichte/Transparenzbericht_2021.pdf

ち年金 460,558.48 ユーロ (前年度 347,603.14 ユーロ)				
6. 無形固定資産償却費および有形固定資産減価償却費		-668,567.10		-554,215.08
7. その他の運営費		-5,185,986.70		-4,652,354.90
小計		151,313,339.75		200,112,341.13
8. その他の利息および類似収入		-1,804,531.24		-881,271.10
9 その他利息及び類似費用 (うち年金費用 58,554.00 ユーロ (前年度 65,786.00 ユーロ))		-58,554.00		-65,786.00
10. 所得に対する税金		7,985.29		0
11. 著作権管理による余剰金		149,458,239.80		199,165,284.03
12. 貸倒引当金繰入額		0		78,564.83
13. 差引後の著作権管理による余剰金		149,458,239.80		199,086,719.20
14. 社会福祉法人への拠出金への充当				
a) VG WORT の著作権者年金基金	-3,029,740.19		-3,074,718.51	
b) VG WORT の社会基金	-880,399.50		-962,448.27	
c) VG WORT の科学振興基金	0	-3,910,139.69	-901,601.78	-4,938,768.56
15 分配金額				
a) 確定した分配額	-5,722,310.46		-9,569,444.41	
b) 権利者への分配のための引当金への計上	-139,825,789.65	-145,548,100.11	-184,578,506.23	-194,147,950.64

(6) オプトアウトの仕組み

①概要

一般 ECL の場合、VGG 第 51 条第 2 項にて、CMO による ECL に対して、ノンメンバーはいつでも異議申し立ての権利を有するとされている。VGG 第 51a 条において、CMO は、一般 ECL による利用許諾を行う 3 ヶ月前から、団体のウェブサイト上において、当該団体が ECL を行えること、ノンメンバーに対し ECL が有する効果、ECL の対象となる利用方法、著作物の種類、権利者のグループといった情報¹⁴⁸とともに、ノンメンバーの異議申し立ての権利について、情報を提供しなければならない。この 3 ヶ月間にノンメンバーが異議を申し立てなかった場合にのみ、一般 ECL による利用許諾が成立すると規定されており、これによりノンメンバーによる事前のオプトアウトの権利も認められている。第 52d 条第

148 ECL の対象となる、個別の著作物・著者については情報提供義務がない。

5号において、連邦司法省は政令により、オプトアウトについて詳細な規制を設けることができる」とされているが、2022年7月現在にてECL制度に関する政令は出されていない。

前述の通り、ドイツ国内において一般ECLの運用事例がないことから、オプトアウトの仕組みや具体的な運用方法等については不明である。

個別ECLの場合、VGG第52条第2項にて、CMOによるECLに対して、ノンメンバーはいつでも異議申し立ての権利を有するとされている。VGG第52a条において、CMOは、権利付与の6ヶ月前から、EUIPOのポータルサイト上において、対象となる作品、契約当事者、当該使用权やその適用範囲といった情報とともに、ノンメンバーの異議申し立ての権利について、情報を提供しなければならない。この6ヶ月間にノンメンバーが異議を申し立てなかった場合にのみ、個別ECLによる利用許諾が成立すると規定されており、これによりノンメンバーによる事前のオプトアウトの権利も認められている。個別ECLによる利用許諾が成立した後も、EUIPOのアウト・オブ・コマース作品のポータルサイト¹⁴⁹上において、権利者名、メールアドレス、コメントを入力することで、権利者はいつでもオプトアウトを申し込むことができる。オプトアウトには、権利者を単位とする「一般オプトアウト」と、個別の作品を対象とする「個別オプトアウト」のどちらも認められる¹⁵⁰。

個別ECLについても、VGG第52d条第5号において、連邦司法省は政令により、オプトアウトについて詳細な規制を設けることができるとされているが、2022年7月現在にて政令は制定・公布されていない。

また、2022年6月現在において、旧法に基づく登録リストに記載されている作品のEUIPOポータルサイトへの移行作業が進められている¹⁵¹。

②実施方法

法改正以前の個別ECLについては、当時のVGG第51条第2項にて、CMOによるECLに対し、ノンメンバーはいつでも異議申し立ての権利を有するとされていた。当時のVGG第52条にて、CMOは、DPMAがウェブサイト上で公表する絶版作品の登録リスト¹⁵²において、団体名、作品名、権利者名、出版社、作品が発表された日付などの情報を提供しなければならないとされていた。登録リストに記載された後、6週間以内にノンメンバーが異議を申し立てなかった場合にのみ、個別ECLによる利用許諾が成立すると規定され、これによりノンメンバーによる事前のオプトアウトの権利も認められていた。旧法下のシステムでは、個別の作品を対象とする個別オプトアウトのみ対応がなされ、権利者を単位と

149 EUIPO

<https://euipo.europa.eu/out-of-commerce/#/>

150 EUIPO

<https://euipo.europa.eu/out-of-commerce/#/ooc/list-of-general-optouts>

151 VG WORT へのヒアリング（2022年6月27日）

152 DPMA

https://www.dpma.de/dpma/wir_ueber_uns/weitere_aufgaben/verwertungsges_urheberrecht/vergriffene_werke/recherche/index.html

する一般オプトアウトはできなかった¹⁵³。また、オプトアウトがなされた作品は、登録リストの末尾にその旨を記載していた¹⁵⁴。

新法の VGG 第 141 条において移行措置が定められており、登録リストには 2021 年 6 月 7 日の新法の施行以降、新たに著作物を登録することはできないとされ、登録リストも 2025 年 12 月 31 日をもって閉鎖されるとされている。DPMA によると、2025 年 12 月 31 日まで旧法に基づくオプトアウトが可能である¹⁵⁵。

なお、ECL でライセンス化した著作物をリストとして公開する手法を採用するにあたっては、権利者からみた透明性や、実務上の効率性の観点から、個別 ECL の主なユーザーである図書館、VG WORT、DPMA の間で検討が進められた。その結果、どの著作物が ECL でデジタル化されているか、またオプトアウトされている著作物が何か、誰しもが簡単に確認でき、かつデジタル化との親和性の高い仕組みとして当該手法が採用された¹⁵⁶。

③ オプトアウトの実行数

アウト・オブ・コマース作品に限り運用されていたためオプトアウトの件数は少なく、旧法に基づいて個別 ECL を運用していた CMO である VG WORT に対するオプトアウト申請件数は、2014 年に個別 ECL の付与を開始してから 2021 年までの間に、個別 ECL を用いて対応した 45,648 作品¹⁵⁷に対し、合計で 13 件であった¹⁵⁸。

④ オプトアウトの理由

権利者が個別 ECL の付与に対しオプトアウトを行う理由については、CMO でも把握するすべがないため、一定程度の予想や伝え聞きにとどまるとしつつも、作者としては商業化の可能性があると考えており、ECL による使用で、再出版の可能性を潰してしまうことを防ぐとの目的や、初期の作品であるため ECL により使用されると恥ずかしいなど、作者個人の感情による目的もあるとみられている¹⁵⁹。

153 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

154 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

155 DPMA

https://www.dpma.de/dpma/wir_ueber_uns/weitere_aufgaben/verwertungsges_urheberrecht/vergriffene_werke/index.html

156 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

157 Dr. Robert Staats, Kollektive Lizenzen mit erweiterter Wirkung – Anmerkungen aus Sicht der Praxis, 66(6), ZUM, 431-436(2022)

158 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

159 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

(7) 使用料分配の仕組み

①概要

使用料分配については、VGG 第 23 条～第 32 条の各条に定められており、このうち「分配することができない収入」の扱いについては第 30 条に定められている。

②メンバーへの分配方法

現行法下での一般 ECL については、前述の通り運用事例がないが、ドイツの場合、VGG 第 51b 条第 2 項のように、既存の CMO による使用権の付与が想定されていることから、ここにライセンサーから使用料がまず納められると考えられる。その後、著作権の管理の委任を受けた著作物のデータベースとマッチさせ分配を行う。例えば個別 ECL の運用実績を有する代表的な CMO である VG WORT のメンバー数¹⁶⁰をみると、前述のとおり会員は約 1,000 人、著作権管理の委託を申し出¹⁶¹、VG WORT が権利をカバーしている権利者は約 30 万人、出版社は約 1 万 4 千社である。これらに漏れる場合において、以下のとおり、ノンメンバーへの分配方法を実施する。

③ノンメンバーへの分配方法

VGG 第 51 条第 3 項にて、ECL に基づく利用許諾がなされる場合には、ノンメンバーはメンバーと同様の権利を有するとされており、ノンメンバーであってもメンバーと同じ金額を請求できる¹⁶²。詳細な仕組みについては、2022 年 6 月現在、一般 ECL の導入を検討している CMO にて検討されている段階である。

個別 ECL についても、VGG 第 52 条第 3 項にて、ノンメンバーはメンバーと同様の権利を有するとされており、同じ金額を請求できる。基本的には、e メールアドレス等、ノンメンバーへのコンタクトに必要な情報を CMO は把握していないため、ECL によりノンメンバーが受け取ることで使用料をウェブサイト公表した後、CMO はノンメンバーからの連絡を待つことになる¹⁶³。ノンメンバーから連絡があった場合には、作品名および権利者名から本人確認を行い、本人であると確認できた場合には使用料が支払われる。なお作者本人が亡くなっており、相続人が分配を求める場合もある。この際には、相続人であることを証明する書類を元に審査を行い、相続の権利が残っている場合に使用料が支払われる。なお ECL により著作者に支払われる使用料は小さいため、CMO としては手続にかかるコストとのバランスを鑑み、本人確認についてこういった手法を採用している。

VG WORT の場合では、分配できなかった作品は以下の検索サイトで自身の名前、タイ

160 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

161 権利者や出版社からの求めがあった場合、VG WORT には契約を結ぶ義務がある。

162 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

163 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

トル、出版社で検索することができる。当該サイトで検索すると、ドイツ国内はもとよりドイツ国外の著者なども含まれている。なお、検索サイトはドイツ語のみとなっている。

図表 25 検索サイト¹⁶⁴

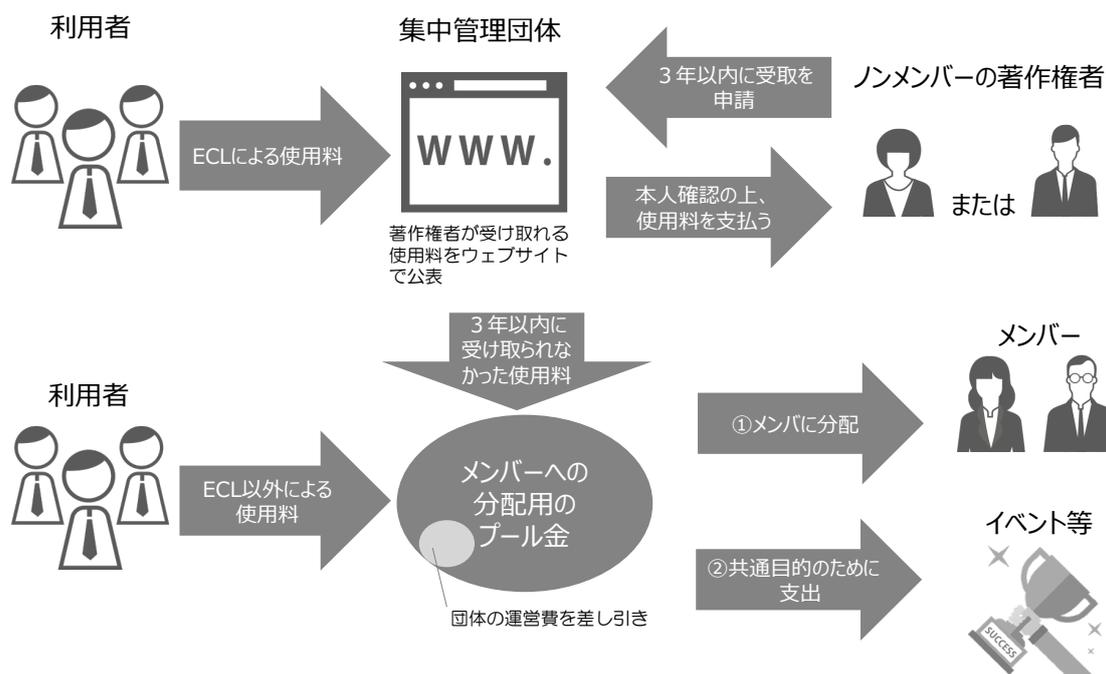
The screenshot shows a search interface for 'Auflistung nicht verteilter Einnahmen an Urheber' (Listing of non-distributable income to authors). The page title is 'Auflistung nicht verteilter Einnahmen an Urheber' and the version is 'Version 15.12.0'. The main text explains that non-distributable income is determined based on reports from authors, user statements, or other identification procedures. It provides instructions on how to use the search function, including a note that if no results are found, the user can enter 'Unbekannt' in the 'Nachname des Urhebers' field. Below the text is a search criteria form with the following fields: 'Nachname des Urhebers:' (with a search icon), '* Vorname des Urhebers:' (with a search icon), 'Titel des Werks/Beitrags:' (with a search icon and an information icon), and 'Verlag:' (with a search icon and an information icon). At the bottom right, there is a dropdown menu for 'Ergebnismenge:' set to '20 Einträge/Seite' and a 'Suchen' button.

④ ノンメンバーと連絡が取れなかった場合の還元方法

アウト・オブ・コマースの分野においてはその性質上、使用料の申請が実際にあるケースは極めて少ない。VGG 第 30 条にて定められた期限である 3 年を経過しても、ノンメンバーに受け取られなかった使用料については、ノンメンバーへの分配用のプール金からリリースされ、CMO 全体の収入とみなし、ECL 以外での使用料収入と同じく、メンバーへ分配するための資金としてプールされる、もしくは著作権に関するイベントなど団体の共有目的のために用いられる。

図表 26 使用料分配の仕組み¹⁶⁵

164 VG WORT "Auflistung nicht verteilter Einnahmen an Urheber"
<https://tom.vgwort.de/portal/revenue/searchNonDistributableRevenueForAuthors>
165 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)



このプール金の考え方については、VGG 第 30 条が根拠となっている¹⁶⁶。オンライン音楽著作権指令（2014/26/EU）を導入すべく、2016年6月のVGG制定とともに導入された条文である。政府草案¹⁶⁷の解説によると、VGG30条第1項は、オンライン音楽著作権指令第13条第4項を、VGG第2項・第3項は、オンライン音楽著作物指令（2014/26/EU）第13条第5項を実施するためのものとされている。草案起草前に連邦司法省がオンライン音楽著作物指令（2014/26/EU）について実施したアンケートでは、知的財産分野の代表的な雑誌であるGRURが、分配不可能な使用料についてはCMOに帰属するため、CMOが分配等利用方法を決定するとの解釈を示した¹⁶⁸。

このプール金について、分配と共通目的への支出それぞれの割合は団体により異なる。アウト・オブ・コマース分野においてECLを行っている代表的なCMOであるVG WORTを例にすると、ECLによる収益のみを対象とした分配過程は公表されていないところでは

166 VGG 第 30 条によると、権利収入が徴収された会計年度の末日から 3 年以内に権利者の特定または所在が判明せず、CMO が第 29 条に基づく必要な措置を講じた場合、分配不可能とみなされ（同条第 1 項）、CMO は分配不可能な権利収入の使用に関する一般規則を定めるものとする（同条第 2 項）。
167 Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der Richtlinie 2014/26/EU über die kollektive Wahrnehmung von Urheber- und verwandten Schutzrechten und die Vergabe von Mehrgebietslizenzen für Rechte an Musikwerken für die Online-Nutzung im Binnenmarkt sowie zur Änderung des Verfahrens betreffend die Geräte- und Speichermedienvergütung,
https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/RegE_VG_Richtlinie_Umsetzungsgesetz.pdf?__blob=publicationFile&v=1

168 GRUR, Stellungnahme zur Anhörung zur Umsetzung der Richtlinie 2014/26/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 26. Februar 2014 über die kollektive Wahrnehmung von Urheber- und verwandten Schutzrechten und die Vergabe von Mehrgebietslizenzen für Rechte an Musikwerken für die Online-Nutzung im Binnenmarkt („VG“-Richtlinie) sowie zu weiteren Änderungen des Urheberrechtswahrnehmungsgesetzes (hier: Fragebogen vom 9.7.2014)

http://www.grur.org/uploads/tx_gstatement/2014-09-11_GRUR_Stn_zum_Fragebogen_BMJV_Umsetzung_Verwertungsgesellschaften-RL.pdf, 3-4p

あるが、まずECLによる収益自体の金額が全体から見ると極めて小さく¹⁶⁹、分配割合は権利者による使用料受取の申請数が限られており¹⁷⁰、3年以内に受け取られなかった使用料はECL以外による使用料と合わせてプールされる。したがって、分配割合はCMO全体の値と同様だと推察される。そこで実際にVG Wortの年次報告をみると、ECL以外の通常の集中管理も含めた著作物管理等による収益163,685,184.80ユーロのうち、7.6%にあたる12,371,845.05ユーロが人件費などの運営費に、2.4%にあたる3,910,139.69ユーロが基金等の共通目的に、88.9%にあたる145,548,100.11ユーロが分配に使われている。ただし旧法下でのECLによる収益が少額であったことには、対象がアウト・オブ・コマースに限定されていたことが背景にあり、将来的に運用が開始されるとみられる一般ECLについては、状況が異なる可能性がある。

169 VG WORT へのヒアリング (2022年6月27日)

170 VG WORT へのヒアリング (2022年6月27日)

(8) ECL に関する評価・課題

ECL は、個別にライセンスを提供することが難しい領域に対し、利用者がライセンスを取得するための手続を簡便化し、法的安全性の確保に役立つよう権利を付与できるという点で、可能性がある制度だと捉えられている。特にデジタル社会においては、全ての利用者が権利者を把握している訳ではないため、このメリットは大きいと考えられている¹⁷¹。

一般 ECL の要件である、ノンメンバーから合意を得ることが合理的でない（ECL でなければ著作物の利用が難しい）領域については、法律上、これ以上の具体的な定義が存在せず、2022年6月現在、CMOにおいて、どのような利用形態が該当するか検討されている。2022年6月現在において一般 ECL の実施例は存在しないものの、今後ドイツ国内において一般 ECL の実施例が蓄積されることで、具体化が進むと期待されている¹⁷²。

また、ECL 制度をきっかけに、報酬を受け取ることができるとノンメンバーに認識されることで、ノンメンバーが CMO と契約を締結する方向に向かうとみられ、CMO としては、契約の対象者が ECL 制度により拡大すると考えている。

一方、これまでアウト・オブ・コマースの分野で個別 ECL が行使されてきた際の問題点としては、権利者ごとに支払われるべき使用料が少ないながらも、作品・権利者の数が多く、経済性に乏しいとの点が、CMO において認識されており、一般 ECL の実施においては、経済性の高いモデルを構築する必要があると考えられている¹⁷³。

171 VG WORT へのヒアリング（2022年6月27日）

172 専門家へのヒアリング（2022年7月4日）

173 VG WORT へのヒアリング（2022年6月27日）

(9) 現状と今後の見通し

現行法下での一般 ECL については、前述の通り運用事例がない。ただし、前述の通り、一般 ECL の導入については検討が進められており、2022 年 6 月現在において、言語の著作物を扱う CMO である VG WORT にて、本を読み上げるイベントに対し、ECL を用いて権利付与を行う構想があり、仕組み等が検討されている¹⁷⁴。また、写真を扱う CMO である VG Bild-Kunst においては、SNS プラットフォームに対し、ECL を用いてノンメンバーの権利を含む包括的なライセンスサービスを行う構想があり、仕組み等が検討されている¹⁷⁵。

法改正以前の個別 ECL については、CMO である VG WORT と VG Bild-Kunst が、ドイツ国立図書館 (DNB) および DPMA と協力し、絶版作品のデジタル化及び一般公開についてのライセンスを文化遺産機関に供与するサービスを実施していた¹⁷⁶。絶版作品の利用許諾を希望する場合、その文化遺産機関は「書籍における絶版作品の使用についての枠組協定」に参加し、ドイツ国立図書館のライセンスサービスに登録していることが、まず条件として必要であった。ドイツ国立図書館のライセンスサービスからのみ申請することができ、申請書は電子的に CMO に送付され、これを受けた CMO は絶版作品としての登録申請書を DPMA に送り、その後、ライセンス付与の可否を申請した各機関に通知した。利用者である文化遺産機関、CMO、DPMA の 3 者間のこのプロセスは、効率性の観点から、全てがデジタル化されていた¹⁷⁷。使用に対し、各機関は「書籍における絶版作品の使用についての枠組協定」第 7 条の料金一覧により、1920 年までに出版された著作物であれば 5 ユーロ、1921 年から 1945 年に出版されたものであれば 10 ユーロ、1946 年から 1965 年に出版されたものであれば 15 ユーロ (各税別) を使用料として CMO に支払わなければならないとされていた。また、CMO が DPMA の登録リストに作品を登録するための手数料・費用として、各機関は著作物 1 件の登録につき 1 ユーロを支払わなければならないとされていた。

2022 年 5 月現在において、VG WORT の上記ライセンスサービスは、法改正に伴い、絶版となった作品のライセンスや文化遺産団体における利用方法などライセンスサービスの法的根拠が変化したことを理由に、利用できない状態にあり、VG WORT は今後、新法に基づくライセンス供与を再開したいとの意向を表明している¹⁷⁸。

174 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

175 VG Bild-Kunst, Social Media Bildlizenz – Update 2022/1,

<https://www.bildkunst.de/news/aktuelle-news/detailansicht/social-media-bildlizenz-update-2022-1>

176 VG WORT (INTERNET ARCHIVE の過去データ)

<https://web.archive.org/web/20171122035414/https://www.vgwort.de/einnahmen-tarife/vergriffene-werke.html>

177 VG WORT へのヒアリング (2022 年 6 月 27 日)

178 VG WORT

<https://www.vgwort.de/einnahmen-tarife/vergriffene-werke.html>

3. ハンガリー

(1) ハンガリー法の特徴

ハンガリーの法体系は大陸法に属するとされている。ハンガリーではマジャール人のキリスト教受容による建国以来、ローマ法を受け入れず、特に民法の分野において慣習法を中心とした独自の法体系を維持してきた。しかし、1848年のハプスブルク帝国に対する独立戦争敗戦後、ハプスブルク帝国の一部としてローマ法に基づくオーストリアの法律が適用され、1868年の「妥協」によってオーストリア＝ハンガリー二重帝国として政治的に独立した後も、基本的にはこれが維持された。

第二次世界大戦での敗戦後、ソ連占領下の1959年に初めて明文の民法が制定されたが、基本的には第二次世界大戦以前に議論されていた民法草案が反映されており、社会主義体制下ではポーランドやチェコスロバキア（当時）に比べてもソ連の法律の影響を受けなかった。

1989年の体制転換後、ハンガリーは憲法を含む新たな法律の制定を行っている。しかし、新たな法体系の導入というよりも、これまでの法体系を維持しつつ国際社会への対応や、EUの加盟交渉の過程で要請された新たな規則の追加を行ったものである。¹⁷⁹

この意味においてハンガリーはオーストリア法の影響を受けつつも、ハンガリー独自の法体系を持っているといえる。

(2) 著作権法・著作権等管理事業法に類する法令

ハンガリーの著作権に関する法律は、1999年9月1日に施行された「著作権に関する1999年LXXVI法」¹⁸⁰（以下、著作権法 [略称は Szjt]）として規定されており、直近では2021年6月1日に改正¹⁸¹されて現在に至っている。

また、著作権の集中管理については、現在は2016年7月5日に施行された「著作権及び著作権の集中管理に関する2016年XCIII法」¹⁸²（以下、集中管理法 [略称は Kjkt]）にて規定されており、同法も直近では2021年6月1日改正され、同改正によりDSM著作権指令の内容が盛り込まれた¹⁸³。

ECLの概要については、Kjkt第3章第8節「拡大集中管理」（第17～18条）に記載されている。

179 Harmathy, Attila, “Changes in the Legal System: A Comparative Essay Based on the Hungarian Experience”, *Journal of Civil Law Studies*, vol.12 no 2 (2019): 220-252.

180 “1999. évi LXXVI. törvény a szerzői jogról”

181 例えば電子的手段を用いた遠隔教育に関する著作権の条件、著作権で保護されたコンテンツの使用に関するインターネットプラットフォームの責任の明確化、文化遺産機関（博物館、図書館、公文書館など）の商業的に入手できない作品の使用の簡素化、オンラインにおける報道出版物の保護などが新たに定められた。

182 “2016. évi XCIII. törvény a szerzői jogok és a szerzői joghoz kapcsolódó jogok közös kezeléséről”

183 例えばオプトアウトの発効期間の短縮化など。

図表 27 著作権法の主な構成¹⁸⁴

パート1 一般規定
第1章 端緒規定
著作権保護の対象（第1条）
法の範囲（第2条～第3条）
著作権（第4条）
共同著作物（第5条）
集合著作物（第6条）
編集著作物 ¹⁸⁵ （第7条）
匿名または仮名で公開された著作物（第8条）
著作権の起源、財産権の取引における著作権（第9条）
第2章 個人に紐づく権利
著作物の公開（第10条～第11条）
名前の公開（第12条）
著作物の同一性の保護（第13条）
個人に紐づく権利の行使（第14条～第15条）
第3章 財産権
財産権に関する一般規則（第16条～第17条）
複製権（第18条～第22条）
頒布権（第23条）
公の演奏権（第24条～第25条）
公衆送信権（第26条～第28条）
翻案権（第29条）
雇用関係またはそれに準じた法的関係で作成された著作物（第30条）
保護期間（第31条～第32条）
第4章 自由な使用及びその他の著作権の制限
一般規則（第33条）
自由な使用の場合（第34条～第41条）
第4/A章 孤児著作物の使用
一般規則（第41/A条）
孤児著作物の使用の許可（第41/B条～第41/E条）
受益機関による孤児著作物の使用（第41/F条～第41/K条）
第4/B章 商業利用不可の著作物
註解（第41/L条）
商業利用が不可能な著作物の使用（第41/M条～第41/N条）
翻案権（第29条）
雇用関係またはそれに準じた法的関係で作成された著作物（第30条）
保護期間（第31条～第32条）
第5章 使用契約
使用契約に関する一般規則（第42条～第55条）
出版契約（第56条～第57条）
コンテンツ共有プロバイダ向け規定（第57/A条～第57/H条）
パート2 特定の著作物分野に適用される規定
第6章 コンピュータプログラミング（ソフトウェア）
使用契約に関する一般規則（第58条～第60条）
第7章 データベース（第60/A章～第62条）
第8章 広告目的で制作した著作物（第63章）
第9章 映画製作及びその他オーディオビジュアル作品（ソフトウェア）
一般規則（第64条～第65条）
撮影契約（第66条）

184 訳出は MURC が行った。

185 原文では「作品集」（Gyűjteményes mű）となっているが内容に合わせて訳を「編集著作物」とした

<p>第 10 章 美術、芸術写真、建築、応用美術、工業デザイン、工学構造のデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人に紐づく権利 (第 67 条) 自由使用の場合 (第 68 条) 展示権 (第 69 条) 追及権 (第 70 条) その他権利 (第 71 条～第 72 条) <p>パート 3 著作権に関連する権利</p> <p>第 11 章 著作隣接権の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 実演家の保護 (第 73 条～第 75 条) レコード製作者の保護 (第 76 条～第 79 条) ラジオおよびテレビ事業者の保護 (第 80 条～第 81 条) 映画製作者の保護 (第 82 条) 報道出版物発行者の保護 (第 82/A 条～第 82/C 条) 著作権及び著作隣接権の関係 (第 83 条) 保護期間 (第 84 条) <p>第 11/A 章 データベース製作者の保護 (第 84/A 条～第 84/G 条)</p> <p>パート 4 集中管理と侵害の法的影響</p> <p>第 13 章 著作権侵害の法的影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法における法的影響 (第 94 条～第 94/D 条) 技術的手段の回避に対する保護 (第 95 条～第 95/A 条) 権利管理データの保護 (第 96 条) 著作権侵害の税関への影響 (第 97 条) 使用ライセンスに関する法的影響 (第 98 条) 著作権に関連する権利侵害の影響 (第 99 条) <p>パート 5 その他及び最終規定</p> <p>第 14 章 保護期間後の寄付金の支払い (第 100 条)</p> <p>第 15 章 著作権関連の法的紛争解決に協力する組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 著作権専門家団体 (第 101 条) 仲裁委員会 (第 102 条～第 105/A 条) <p>第 16 章 最終規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 著作権に関するその他の権利者 (第 106 条～第 106/A 条) 法の発効及び暫定規定の制定に関する規定 (第 107 条～第 111/J 条) 承認 (第 112 条) 欧州連合法への適用 (第 113 条)

図表 28 集中管理法の主な構成

<p>パート 1 集中管理の一般規則</p> <p>第 1 章 一般規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 節 法の目的 (第 1 条) 第 2 節 法の範囲 (第 2 条～第 3 条) 第 3 節 註解 (第 4 条) <p>第 2 章 集中管理の基本規則</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 4 節 集中管理の原則 (第 5 条～第 10 条) 第 5 節 非営利目的での使用の許可 (第 11 条) 第 6 節 参加の権利を有する個人に関する規則 (第 12 条) <p>第 3 章 集中管理の法的根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 7 節 権利管理の委託 (第 13 条～第 16 条) 第 8 節 拡大集中管理 (第 17 条～第 18 条) 第 9 節 その他の集中管理団体によって実施される集中管理 <p>第 4 章 集中管理団体規則</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 10 節 組織形態 (第 21 条) 第 11 節 集中管理団体設立の定款 (第 22 条) 第 12 節 集中管理団体の会員 (第 23 条～第 25 条)

第 13 節	意思決定機関 (第 26 条～第 29 条)
第 14 節	最高責任者 (第 30 条)
第 15 節	監査役会 (第 31 条)
第 5 章	集中管理を開始するための条件
第 16 節	集中管理を開始するための基本条件 (第 32 条～第 33 条)
第 17 節	代表的な集中管理団体としての集中管理活動の許可条件 (第 34 条～第 35 条)
第 6 章	集中管理団体の運営と管理
第 18 節	集中管理による収益の扱い (第 36 条～第 38 条)
第 19 節	管理費用 (第 39 条)
第 20 節	使用料の分配と支払 (第 40 条)
第 21 節	不明なまたは所在不明の権利者の使用料の扱い (第 41 条～第 42 条)
第 22 節	コミュニティの目的での収益の使用 (第 43 条～第 45 条)
第 23 節	簿記と会計報告の義務 (第 46 条)
第 24 節	権利者との関係 (第 47 条)
第 25 節	個人情報の保護 (第 48 条)
第 26 節	後継団体のない集中管理団体の解散に関する特別規則 (第 49 条～第 51 条)
第 27 節	他の EEA 加盟国の集中管理団体に適用される規則 (第 52 条)
第 7 章	情報提供、透明性
第 28 節	集中管理団体が代表する権利者及びその他の管理団体への定期的な情報提供 (第 53 条)
第 29 節	定期的な情報公開 (第 54 条)
第 30 節	年次報告 (第 55 条)
第 31 節	権利者、利用者、他の集中管理団体の要請に基づく情報提供 (第 56 条)
第 8 章	使用許可、利用者の義務
第 32 節	集中管理の料金の制定と適用 (第 57 条～第 59 条)
第 33 節	利用者の義務 (第 60 条)
第 34 節	利用者とのコミュニケーション (第 61 条)
パート 2	他の加盟国での集中管理団体による音楽作品のオンライン使用の拡大集中許諾
第 9 章	他の加盟国に拡大使用の許可を行う集中管理団体の運営に関する特別要件
第 35 節	他の加盟国に拡大使用の許可を行う集中管理団体の運営に関する特別要件の適用 (第 62 条)
第 36 節	他の加盟国での拡大使用許諾を実行するための能力 (第 63 条)
第 37 節	複数分野で使用可能な音楽作品のデータの透明性と正確性 (第 64 条～第 65 条)
第 38 節	音楽作品のオンライン使用に関する報告と使用料の徴収 (第 66 条～第 67 条)
第 39 節	権利者への使用料の支払い (第 68 条)
第 10 章	他の加盟国に拡大使用の許可を行う集中管理団体間の契約に関する特別要件
第 40 節	他の加盟国での拡大使用許可に関する集中管理団体間の契約 (第 69 条)
第 41 節	他の加盟国での拡大使用許可で他の集中管理団体を代理する義務 (第 70 条)
パート 3	独立管理団体規則 (第 71 条～第 73 条)
パート 4	集中管理団体及び独立管理団体に関する手続規則
第 11 章	権利管理に関する行政手続の一般規則
第 45 節	管轄 (第 74 条)
第 46 節	行政手続の一般規則の適用 (第 75 条～第 76 条)
第 47 節	関係者の手続への参加 (第 77 条)
第 48 節	手続の中止 (第 78 条)
第 49 節	期限 (第 79 条～第 80 条)
第 50 節	言語使用 (第 81 条)
第 51 節	法的救済 (第 82 条)
第 52 節	電子管理と公共サービス (第 83 条)
第 12 章	集中管理団体及び独立管理団体の活動報告
第 53 節	報告内容 (第 84 条)
第 54 節	報告内容の検査と承認 (第 85 条)
第 55 節	変更通知 (第 86 条)
第 13 章	代表集中管理団体による集中管理の許可に関する規則

第 56 節	ライセンスの申請 (第 87 条～第 88 条)
第 57 節	複数の集中管理団体による同一の集中管理活動の許可 (第 89 条～第 93 条)
第 58 節	ライセンスの変更 (第 94 条～第 95 条)
第 59 節	ライセンスのはく奪 (第 96 条～第 99 条)
第 60 節	管理サービス費用 (第 100 条)
第 14 章	集中管理団体及び独立管理団体登録規則
第 61 節	登録の内容、著作権管理団体および独立した著作権管理団体の登録に関する義務 (第 101 条～第 102 条)
第 62 節	登録情報の変更 (第 103 条)
第 63 節	登録の削除、権利管理禁止団体のリスト (第 104 条～第 107 条)
第 15 章	集中管理の監督
第 64 節	監督の範囲 (第 108 条)
第 65 節	集中管理団体及び独立管理団体の監査に関する義務、監査費用 (第 109 条～第 111 条)
第 66 節	監査の開始 (第 112 条～第 113 条)
第 67 節	監査の継続 (第 114 条～第 116 条)
第 68 節	知的所有権庁の決定 (第 117 条～第 121 条)
第 69 節	集中管理団体及び独立管理団体の運営に関する苦情 (第 122 条～第 123 条)
第 70 節	他の EEA 加盟国の集中管理団体及び独立管理団体に関する規則、他の EEA 加盟国当局との協力 (第 124 条～第 127 条)
第 16 章	知的所有権庁の決定に対する司法審査
第 71 節	審査の申請 (第 128 条～第 132 条)
第 72 節	管轄と権限 (第 133 条)
第 73 節	司法審査の申請に関する手続規則 (第 134 条)
第 74 節	除外 (第 135 条)
第 75 節	当事者および手続きのその他の参加者 (第 136 条～第 137 条)
第 76 節	手続費用 (第 138 条)
第 77 節	不履行 (第 139 条)
第 78 節	申請に基づく措置 (第 140 条)
第 79 節	協議と証拠 (第 141 条)
第 80 節	司法の決定 (第 142 条～第 144 条)
第 17 章	代表集中管理団体による集中管理に適用される料金表の承認
第 81 節	料金表の提出 (第 145 条～第 149 条)
第 82 節	料金表の検討 (第 150 条～第 151 条)
第 83 節	料金表の承認に関する決定 (第 152 条～第 155 条)
第 84 節	料金表の公表 (第 156 条)
パート 5	最終規定 (第 157 条～第 166 条)

また、CMO の登録や運営に関する詳細な規定はそれぞれ 2016 年に制定された「216/2016. (VII. 22.) 政令 集中管理団体及び独立管理団体の運営及び権利管理に関連する手続の細則」¹⁸⁶及び「19/2016. (IX. 5.) 司法相令 集中管理団体及び独立管理団体による管理活動の届出及び代表的な集中管理団体の集中管理活動の許可に関する手続きのための行政サービス料の支払いに関する規則」¹⁸⁷にて定められている。

¹⁸⁶ 216/2016. (VII. 22.) Korm. Rendelet a közös jogkezelő szervezetek és a független jogkezelő szervezetek működésének és a jogkezeléssel kapcsolatos eljárások részletes szabályairól

¹⁸⁷ 19/2016. (IX. 5.) IM rendelet a közös jogkezelő szervezetek és a független jogkezelő szervezetek jogkezelési tevékenységének bejelentésével, valamint a reprezentatív közös jogkezelő szervezetként végzett közös jogkezelési tevékenység engedélyezésével kapcsolatos eljárásokért fizetendő igazgatási szolgáltatási díjra vonatkozó szabályokról

(3) ECL 制度の概要

① 制度概要

ハンガリーにおける ECL の歴史は長く、1910～20 年代にはその考え方がすでに存在していた¹⁸⁸。ハンガリーでは、かつては集中管理と ECL は同一視されてきた。2004 年の EU 加盟以前は、一つの分野(支分権) に対して単一の CMO としてきたが、加盟から 8 年が経過した 2012 年に集中管理に関する規定を改正し、単一分野に複数の CMO を設立することが可能になった(詳細な経緯については後述)。2016 年に EU のオンライン音楽著作物指令(2014/26/EU) に適応する形で集中管理法が制定され、集中管理が「一般的な集中管理」(ECL 以外の集中管理) と「ECL」に区別されるようになった¹⁸⁹。ハンガリーの ECL は DSM 著作権指令(2019/790/EU) の第 12 条 1 項 (a) が該当する¹⁹⁰。監督官庁はハンガリー知的財産庁(以下 HIPO) であるが、使用料規定の承認は 2011 年までは教育文化省(当時) が、2012 年以降は司法省が担当している。

② 適用される分野

ハンガリーでは著作権の集中管理の方法は、①「強制的集中管理¹⁹¹(強制集中管理)」、②「オプトアウト可能な ECL」、③「自主的な集中管理¹⁹²」の 3 つのカテゴリに分類される。

①と②が個別 ECL、③のうち ECL を適用しているものは一般 ECL となる。①は、必ず ECL の導入が求められる一方で、権利者のオプトアウトは認められない、②は権利者がオプトアウト可能というもので、この①および②については ECL が自動的に適用される。①、②は、権利者の大部分を代表する CMO が代表性を獲得し、ECL を得ることになるが、②については、オプトアウトした人たちが委託する別の管理団体(独立管理団体)も存在する。他方で、③については、通常は ECL が適用されないものの、権利者の多くが希望した場合には、CMO は Kjkt 第 17 条の一般条項を踏まえ、HIPO に対して ECL を申請することができる¹⁹³¹⁹⁴。

なお、現時点でハンガリー政府が網羅的に管理する著作権管理を目的としたデータベー

188 HIPO へのヒアリング(2022 年 5 月 31 日)

189 HIPO へのヒアリング(2022 年 5 月 31 日)

190 HIPO へのヒアリング(2022 年 5 月 31 日)

191 ハンガリー語では“kötelező közös jogkezelés”(強制的集中管理)と呼ばれる。これはオプトアウトができない ECL を指す。

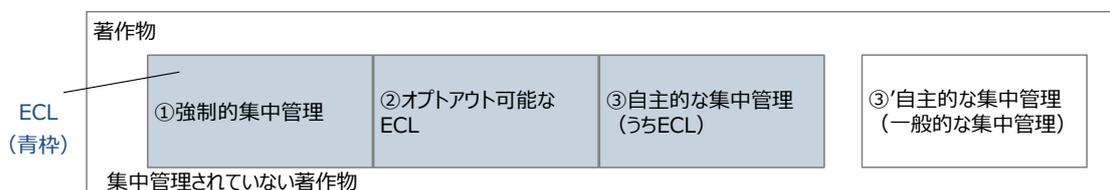
192 「自主的な集中管理」とは、権利者自身の決定によって ECL を適用するかどうかを決められる、ということを表している。

193 具体的に対象となる支分権については、「図表 30 集中管理の分類及び支分権ごとの ECL の適用状況」を参照されたい。

194 なお、孤児著作物は著作権法第 41/A 条第 9 項に基づき、ECL の対象とはならない。

スはなく、整理する予定もないとのことであった¹⁹⁵¹⁹⁶。

図表 29 著作権の集中管理の分類について



法律上は、すべての支分権について ECL を認めているが、個人の権利との衝突が懸念されるものや事実上 ECL の実施が難しいものについては、HIPO の判断で ECL を認めないこともある¹⁹⁷。HIPO では ECL を付与している支分権・分野を管理しており、HIPO で現在が登録している ECL は以下のとおりである。

図表 30 集中管理の分類及び支分権ごとの ECL の適用状況

権利	対象	著作権法 該当条項
①強制的集中管理		
機械的複製	作曲家、作詞家	19 条
私的複製補償 (音声および画像メディア)	制作者と隣接権保有者	20 条
私的複製補償 (複写複製)	関連する制作者	21 条
音声録音や映像の公的貸与	関連する制作者と実演家	23 条 3 項
図書館での公的貸与	作家、作曲家、作詞家	23/A 条
音楽の放送	作家、作曲家、作詞家	27 条 1 項
再放送	制作者と隣接権保有者	28 条
追及権	芸術品制作者	70 条
実演家への追加報酬	実演家	74/A 条
商用目的の音楽作品の放送及び公衆送信	実演家、レコーディングプロデューサー	77 条
流通している音楽の公的貸与	実演家、レコーディングプロデューサー	78 条
パブリックドメインの頒布	芸術品制作者	100 条
②オプトアウト可能な ECL		
音楽の公の演奏	作家、作曲家、作詞家	25 条

195 HIPO へのヒアリング (2022 年 5 月 31 日)

196 専門家へのヒアリング (2022 年 5 月 23 日)

197 本分類に含まれない集中管理は、現時点で ECL が許可されておらず、一般的な集中管理が行われている分野である。

権利	対象	著作権法 該当条項
音楽の衛星放送	作家、作曲家、作詞家	27条2項
その他音楽の公衆送信	作曲家、作詞家	27条3項
録音・録画した実演の再放送・オンライン利用 化	実演家	74条2項
③自主的な集中管理 ¹⁹⁸		
第19条 ¹⁹⁹ に該当しない音楽の機械的複製	作家、作曲家、作詞家	18条
第27条2項 ²⁰⁰ に該当しない音楽の衛星放 送	作曲家、作詞家	26条2項
文学作品の再放送を可能とする録音・録画 (学術文献や舞台化を想定していない文学 作品は含まない)	作家	26条6項
自身の番組における作品の公衆送信権(学 術文献や舞台化を想定していない文学作 品は含まない)	作家	26条7項
映画プロデューサーおよび映画製作者間の映 画使用(複製、頒布、上映、公衆送信、オ ンライン化)後の費用支払い(関連の法規 定がない場合)	映画製作者	66条3項
美術、デザイン、工業デザイン及び写真作品 の二次利用(複製)	芸術品制作者	18条
美術、デザイン、工業デザイン及び写真作品 の二次利用(公衆送信)	芸術品制作者	26条
美術、デザイン、工業デザイン及び写真作品 の二次利用(展示)	芸術品制作者	69条
録音の複製	レコーディングプロデューサー	76条1項a

(4) ECL 成立経緯や当時の議論

「(3) ECL 制度の概要」の冒頭にて既述のとおり、ハンガリーには 1910～1920 年頃か
ら ECL の考え方が存在していた。その後、ソ連の影響下に置かれ、社会主義体制になっ
た後も変わらず、社会主義体制下の 1953 年からは CMO は国営化され、政府機関による集中
管理が始まり、これは体制転換後の 1996 年まで続いた。1996 年に政府機関が解体、民営化

198 HIPO へのヒアリング (2022 年 5 月 31 日)

199 音楽の機械的複製

200 同じラジオまたはテレビチャンネルによって地上波で同時に公衆に送信されている、かつ作曲家が複製権に反対していない音楽の衛星放送

され、現在のように民間の CMO による集中管理が開始された²⁰¹²⁰²²⁰³。

2016 年には、著作権法の改正と集中管理法の制定が行われ、オンライン音楽著作物指令 (2014/26/EU) に適応する形で、それまでほぼ同義と捉えられていた「一般的な集中管理」と「ECL」が区別されることとなった²⁰⁴。

2021 年には DSM 著作権指令に適応する形で著作権法と集中管理法の両方が改正された。同指令を策定する際に、ハンガリーはフィンランド、デンマーク、英国とともに ECL についての文言を盛り込むよう欧州委員会に働きかけを行っている²⁰⁵。そのため、ハンガリーは DSM 著作権指令 12 条に基づいて ECL を設計したというよりも、完成した DSM 著作権指令の 12 条第 1 項はハンガリーの制度もカバーしていたといえる²⁰⁶。

民営化や EU 指令の適用に当たって議論となったものとして専門家からは主に 3 点の指摘があった²⁰⁷。

1 点目は、CMO の民営化に伴う制度維持である。1996 年以前は、国家当局が著作権の集中管理を行い、文化全般の市場は強い統制下にあり、体制転換前の政治的な慣行が適用されていた。1996 年に当局が解体され、権利者自らが協会の形で CMO を設立し、著作物を管理するようになった。民営化による一番重要な変化は、国ではなく権利者自身が著作権について決定できるようになったことである。政府による管理から民営化への移行の際に、ECL の仕組みが崩壊しないように、民間の著作権管理団体の設立と同時に ECL が導入された。

2 点目は、CMO の独占禁止である。1996 年の CMO の民営化以降、法律では一つの分野において単一の CMO のみを認めていた。ハンガリーは 2004 年に EU に加盟したが、この単一の CMO のみを認めていた点に関して、欧州委員会がこれを独占状態にあたり、サービスの提供の自由に反すると判断し、2006～2008 年および 2011～2012 年にハンガリーに対して侵害手続きを開始した。これを踏まえ、ハンガリー政府は 2012 年に著作権法を改正し、独占に関する規定が廃止され、現在は同一分野における複数の CMO が認められている²⁰⁸。

3 点目は CMO の使用料規定の承認の基準である。CMO の使用料規定について、官庁が承認する必要がある、2011 年までは教育文化省が、2012 年以降は司法省が担当している。以前は、行政機関が承認において何を確認するのか具体的に決まっておらず、ECL において、使用料設定のガイドラインを与えるということが議論になった²⁰⁹。

201 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

202 専門家へのヒアリング (2022 年 5 月 23 日)

203 HIPO へのヒアリング (2022 年 5 月 31 日)

204 HIPO へのヒアリング (2022 年 5 月 31 日)

205 HIPO へのヒアリング (2022 年 5 月 31 日)

206 HIPO へのヒアリング (2022 年 5 月 31 日)

207 専門家へのヒアリング (2022 年 5 月 23 日)

208 一方で、実際の運用面では同一分野・同一支分権における複数の集中管理団体による ECL が存在したことはない。

209 HIPO または司法省から使用料設定のガイドラインは現在も設定されていないものの、設定に際する

(5) 拡大集中許諾を行う集中管理団体について

①概要

ハンガリーでは、CMO は許可制となっているが、前述の通り著作権の集中管理は、①「強制的集中管理」、②「オプトアウト可能な ECL」、③「自主的な集中管理」の 3 つのカテゴリに分類され、①と②が個別 ECL で ECL が自動的に適用され、③は CMO が HIPO に申請を行い許可が得られれば ECL が適用される。それぞれの具体的な手続きは以下「③許可」に整理した。

②団体の一覧

2022 年現在、ハンガリーでは以下の 9 団体が CMO としての適格性を認定されており、いずれの団体も ECL を運用することが可能であるが、ECL を新たに運用する場合には個別の HIPO に対して申請が必要になる。現状 ECL が適用されている分野は、前記の図表 30 を参照されたい。

プロセスが設定されている。Kjkt 第 148 条および第 150 条にて、CMO に対して、使用料の策定時に根拠として私的複製がどの程度実施されているかの実態調査結果の提出を求めている。さらに、文化、貿易、観光をそれぞれ担当する大臣、重要な使用者（支払った権利料が全体の 5%以上を占める使用者）等の意見聴取を以て承認する、と定めている。

図表 31 ハンガリーの CMO²¹⁰ (2022 年現在)

団体名	会員	対象分野	取り扱う権利	設立年
ARTISJUS Magyar Szerzői Jogvédő Iroda Egyesület	作曲家、作詞家、音楽出版社、視聴覚作品制作者、映画脚本家、映画プロデューサー、芸術家、デザイナー、写真家、実演家、レコード製作者、作家	音楽作品、歌詞、美術品、演奏、録音、写真作品、文学作品	録音権、複写権、貸与権、演奏権、再放送権、公衆送信権、放映権、有線放送権、複製権、私的複製、オンライン利用	1907 年 ²¹¹
Előadóművészi Jogvédő Iroda Egyesület	舞台芸術家	舞台芸術	貸与権、有線放送権、録画権、公衆送信権、私的複製	1988 年
FILMJUS Filmszerzők és Előállítók Szerzői Jogvédő Egyesülete	脚本家、映画プロデューサー、映画監督、撮影監督、美術監督、衣装デザイナー	映画	貸与権、有線放送権、複製権、頒布権、上映権、放映権、公衆送信権、私的複製、オンライン利用	1996 年
HUNGART Vizuális Művészek Közös Jogkezelő Társasága Egyesület	芸術家、デザイナー、写真家、工業デザイナー	芸術作品、写真	複写権、貸与権、有線放送権、追及権、展示権、公衆送信権、二次利用、私的複製	1997 年
Magyar Hangfelvétel-kiadók Szövetsége Közös Jogkezelő Egyesület	レコーディングプロデューサー	録音	放送権、公衆送信権、複製権、私的複製	1992 年
Magyar Irodalmi Szerzői Jogvédő és Jogkezelő Egyesület	作家、作曲家、作詞家	文学作品、音楽作品（楽譜）	貸与権	2011 年
Magyar Reprográfiai Szövetség	定期刊行物出版社、雑誌社、新聞社、写真家、芸術家、作家、出版社、作詞家	文学作品、芸術作品、写真、歌詞	複写権	2000 年

210 ハンガリーでは集中管理団体以外に「独立管理団体」という著作権管理団体が存在する。HIPO からの許可を受けている独立管理団体は”CloudCasting Korlátolt Felelősségű Társaság”（音楽分野）、”DIGIUS Vagyon- és Jogkezelő Korlátolt Felelősségű Társaság”（音楽分野）、”MPLC Magyarország Korlátolt Felelősségű Társaság”（映画分野）、”Zeneszöveg.hu Információsztárság és Kiadó Informatikai Kereskedelmi és Szolgáltató Korlátolt Felelősségű Társaság”（歌詞分野）の 4 団体が存在する。

211 現制度での集中管理団体としての登録は 1997 年。

団体名	会員	対象分野	取り扱う権利	設立年
Magyar Szak- és Szépirodalmi Szerzők és Kiadók Reprográfiai Egyesülete	作家、出版社	文学作品	複写権	2002年
Repropress Magyar Lapkiadók Reprográfiai és Szomszédos Jogi Egyesülete	定期刊行物出版社、雑誌社、新聞社	文学作品	複写権	2009年

③許可

1) 代表性要件の判断

代表性要件については、Kjkt 第 32 条にて CMO としての要件を、Kjkt 第 34 条第 1 項にて ECL を行うための要件を定めており、ECL を行うにはこの双方を満たすことが求められる。主な条件は、CMO の要件として、「当該団体の職員が著作権管理と海外機関との関係維持に必要な知識と経験を有していること」、「集中管理に必要な機器、データベースを構築できること」を挙げており、代表性要件として「当該団体が所管する分野において権利者のかなりの割合を示していること」を挙げている。この「当該団体が所管する分野において権利者のかなりの割合を示していること」の判断基準としては、同じく Kjkt 第 34 条にて、「当該団体の会員、加入を希望する権利者、集中管理を委託している権利者が ECL を信任していること」と「国内外の使用の観点から重要な海外著作権管理団体と代表契約を締結している/締結の用意がある」と定めるのみであり、具体的な割合などは定めていない。

この点について、ハンガリーの著作権分野の監督官庁である HIPO は、実際に代表性を判断する際は、①管理する権利者数のカバー率、②管理する著作物数のカバー率、③管理する著作権使用料のカバー率の 3 つの観点にすべてにおいて当該団体が「かなりの割合」を占めているかどうかを基準となる²¹²²¹³。この条件を一つでも満たしていない場合は、代表性は有していないと判断される。HIPO は上記 3 つの観点について、政府の統計や業界団体へのヒアリングを通じ、申請のあった分野の支分権についての規模を推定し、代表性の有無を総合的に判断するという²¹⁴。例えば、ある審査では、HIPO は全体の権利者数を知るために十数年間実施されている政府支援を受けた権利者についてのデータベースを参照した。そのデータベースが示す権利者は実際の権利者数よりも少ないと思われるものの、申請機関が代表している人数はその 11%しかなく、代表性は小さいと判断し申請を却下し

212 HIPO へのヒアリング (2022 年 5 月 31 日)

213 Kjkt 第 34 条第 3 項

214 HIPO へのヒアリング (2022 年 5 月 31 日)

た²¹⁵。

また、前述の「自主的な集中管理」分野の権利における ECL の許可には、CMO の代表性のみならず、申請のあった当該分野と支分権における「必要性」を満たすことも求められる。「必要性」とは ECL の必要性であり、ECL でないと権利者が効率的に著作権の管理を利用できないのか、という観点からの要件である。必要性について HIPO が審査を行う際は、市場の慣習や環境、法律の状況に加え、特にその支分権がどのような形で使用されるかを考慮に入れる²¹⁶。

2) 複数の団体が同一分野・同一支分権の ECL を申請した時の取り扱い

ハンガリーの法律上では、同一分野における複数の CMO の存在が認められている²¹⁷。一方で、実際に同一分野・同一支分権における複数の CMO による ECL が実施されたことはない。ハンガリーでは、著作権管理が利用者にとってシンプルであることが必要で望ましいと考えられているためである²¹⁸²¹⁹。複数の著作権管理団体が同一分野、同一支分権に対する ECL を HIPO に申請する場合の取り扱いが、Kjkt 第 89～93 条に定められている。

ある CMO が、他の CMO がすでに代表性を有している分野・支分権に対する代表性を得たいと考えた場合、まず、HIPO に申請を行う前に、いずれの団体のメンバーでもない権利者について、どちらが利用者への許可を行うのか協議し、書面で合意する必要がある。

もし、CMO 間での合意に至らない場合、HIPO が、Kjkt 第 34 条の代表性要件に基づき、どの CMO に ECL を認めるかを検討する。

実例として、ある CMO がすでに別の CMO が ECL を有しているある分野の支分権の ECL を求めて申請を行ったケースがある。CMO である A は、別の CMO である B が管理を行っている著作物（文学及び学術文献）の私的複製の補償金の管理（強制的集中許諾²²⁰）のうち、学術文献のみの管理について ECL を HIPO に対して申請した。まず、A と B の間で協議が行われたが、権利者にとって安全かつシンプルに文学と学術文献というカテゴリを分離して管理する解決策が見いだせず、合意に至らなかった。その後 HIPO は当該分野の代表性を審査し、2 つの団体を比較した結果、従来から ECL を有している著作権管理団体 B の方が代表性を有しているという判断を下し、A の申請は却下された²²¹。

図表 32 複数の団体が同一分野・同一支分権の ECL を申請した時の取り扱い

215 HIPO へのヒアリング（2022 年 5 月 31 日）

216 HIPO へのヒアリング（2022 年 5 月 31 日）

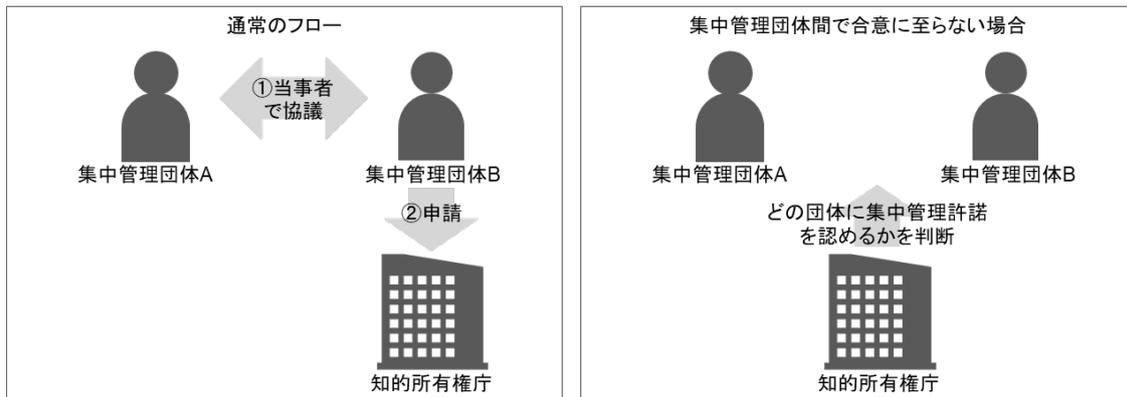
217 同一分野における複数の集中管理団体が認められた経緯については、第 2 章 3.（4）を参照されたい。

218 専門家へのヒアリング（2022 年 5 月 23 日）および HIPO へのヒアリング（2022 年 5 月 31 日）

219 なお、ハンガリーでは複数の集中管理団体のアンブレラ団体が創設されたこともない。

220 必ず ECL が求められる一方で、権利者のオプトアウトが認められない支分権となる。

221 HIPO へのヒアリング（2022 年 5 月 31 日）



④運用実態

ハンガリーの CMO が実際にどのように著作権の ECL を行っているのか、国内最大の CMO である Artisjus の例から見ていきたい。

1) Artisjus の概要

Artisjus は、ハンガリー国内の CMO では最も歴史が古く、1907 年に作曲家、作詞家、音楽出版社によって市民社会団体として設立された。1953 年に国営化され、1999 年まで政府機関として著作権の集中管理を行った。1999 年以後は再び社会団体として協会の形で活動、現在も作曲家、作詞家、音楽出版社で構成されている。

会員は約 2,000 人で、約 20,000 人と著作権管理の委任契約を結んでいる。さらに代表 CMO としてノンメンバーかつ委任契約も結んでいないハンガリー国内のすべての作曲家の著作権も管理しており、規模は年によっても変動があるため具体的な数字は算出できないものの、ハンガリー国内で使用されている曲の作曲家、作詞家はすべて同協会の管理対象で、国内のアーティストはほぼカバーされているといえる²²²。

2) スタッフの規模

また、各 CMO いずれも使用料分配やデータベース担当の人員を配置するが、例えばハンガリー最大の CMO である Artisjus の場合、2021 年 12 月 31 日の時点で、同団体の従業員計 162 名に対し、契約や使用料分配に関する部署のスタッフ数は 25 名、データベースを取り扱う部署のスタッフ数は 13 名を配置している²²³。

222 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

223 Artisjus, "Éves Beszámoló és Közhasznúsági melléklet" (2021)

http://kjk.sztmh.gov.hu/sites/default/files/artisjus_eves_beszamolo_2021.pdf

3) 予算の規模

Artisjus の 2020 年および 2021 年の収入と支出の内訳は以下のとおり。Artisjus の収入は主に利用者からの使用料および手数料の収入、支出は使用料の分配、人件費、減価償却、税の支払い等で構成されている²²⁴。

図表 33 Artisjus の収支（単位：1000 フォリント²²⁵）²²⁶

年度	2020	2021
収入		
国内の利用者による収入	18,741,940	20,750,513
国内の利用者、個人、機関からの使用料（手数料を除く）	14,484,161	16,399,757
国内手数料	4,233,317	4,327,537
その他国内の収入	24,462	23,219
国外の利用者による収入	379,230	373,949
国外の利用者、個人、機関からの使用料（手数料を除く）	349,015	344,152
国外手数料	30,215	29,797
その他収入	237,608	267,518
利息収入	102,802	177,782
収入合計	19,461,580	21,569,762
支出		
事業関連の支出	16,832,506	17,467,634
権利者への使用料分配	15,138,871	17,855,807
雑費	34,509	34,622
活動に伴う支出	860,687	802,964
その他サービス関連支出	163,311	183,389
雇用関連税支出	635,128	392,994
人件費	1,737,153	1,707,174
減価償却費	413,623	466,468
その他支出	474,294	120,635
利息支出	305	460
法人税支払	3,699	5,249
支出合計	19,461,580	21,569,762

224 Artisjus, „Éves Beszámoló és Közhasznúsági melléklet” (2021)をもとに作成。
http://kjk.sztnh.gov.hu/sites/default/files/artisjus_eves_beszamolo_2021.pdf

225 1 フォリント=0.3427 円 (2022 年 4 月 14 日時点)

226 Artisjus, „Éves Beszámoló és Közhasznúsági melléklet” (2021)をもとに作成。
http://kjk.sztnh.gov.hu/sites/default/files/artisjus_eves_beszamolo_2021.pdf

図表 34 Artisjus の支分権別・活動別の手数料収入（単位：1000 フォリント）²²⁷

年度	2020	2021
国内合計	14,484,161	16,399,757
複製	7,857	4,890
機械的複製	92,088	103,341
私的複製	6,134,593	6,239,118
複写	6,169	5,875
公の演奏	3,103,443	3,146,432
地上波放送	636,891	670,721
有線放送	2,127,877	2,636,916
再放送を可能とする録音・録画	392,428	452,669
自作品の公衆送信	32,325	33,545
その他公衆送信	7,682	7,274
公的貸与	344,483	1,010,174
ラジオ及びテレビ放送	1,055,798	1,316,728
企業活動で徴収されるプログラム料金	92,088	103,341
国外合計	349,015	344,152
機械的複製	73,477	73,413
公の演奏	311,434	207,111
その他	-35,896	63,628
総計	14,833,176	16,743,909

4) 使用料分配の透明性

CMO の透明性は、CMO による透明性報告書の作成や、年に一度 HIPO が監査を行うことで確保される²²⁸。

CMO は、年次報告書と透明性報告書の作成が求められている。Kjkt 第 46 条では CMO の年次報告書の作成を義務付けている。これはハンガリーの会計法に基づき、複式簿記で作成し、監査人の確認を経る必要がある。また Kjkt 第 55 条では、会計法に基づく年次報告書に加え、CMO の透明性報告書の提出を義務付けている。透明性報告書には、①財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）、②当該年の活動内容、③（もしある場合は）利用者の使用申請を拒否した情報、④団体の組織構造、⑤団体の関連組織、⑥役員に支払われた報酬、⑦活動に際して発生した費用、⑧文化活動に使用されるために差し引かれた金額とその使用内容、⑨使用料の財務情報、等を記載する必要がある。こちらは会計年度終了から 8 カ月以内に作成し、監査人のレビューを経たうえで、HP 上に公開する必要がある。

227 Artisjus, „Éves Beszámoló és Közhasznúsági melléklet” (2021)をもとに作成。

http://kjk.sztneh.gov.hu/sites/default/files/artisjus_eves_beszamolo_2021.pdf

228 HIPO Annual Report

https://www.sztneh.gov.hu/sites/default/files/hipo_annualreport_2021_web.pdf

HIPO は、CMO の監査を実施する。Kjkt 第 112 条において、HIPO が CMO に対して年に 1 回監査を行うことを定めている。基本的には、ECL を行うための条件を満たしているかどうかを検査する。もし条件を満たしていないと判断された場合、監査を行う当局は ECL を取り消すことができる。他方で、CMO 自身が ECL を返上することも可能である²²⁹。

権利者、利用者は、CMO への苦情申し立てを行うことができる。Kjkt 第 122 条および 123 条では、権利者、利用者、CMO および独立管理団体は、HIPO に対し、他の CMO（および独立管理団体）について、書面にて苦情を申し立てることができることと定めている。HIPO は申し立てを受け取った場合、60 日以内に監督手続きの実施要否を判断する。

5)海賊版使用

CMO が著作物の真贋を審査することはできず、もし CMO が許可した著作物の使用が行われ、そのデータが届き、その著作物が CMO に登録されていれば、CMO に登録された権利者に対して使用料が分配される²³⁰。その後、もし別の人物がその著作物の著作権を主張した場合、CMO からの支払いは保留され、著作権の帰属については本人同士が裁判所で争うことになる²³¹。

一方で許可のない使用や不法な使用、オンライン上で海賊版が見つかった場合などについては、CMO は法的手段に出る義務があり、その場合は権利者の代わりに CMO が対応する²³²²³³。

(6) オプトアウトの仕組み

①概要

前述のとおり、ハンガリーでは「オプトアウト可能な ECL」に属する権利と「自主的な集中管理」のうち一般 ECL が適用されている分野でのみオプトアウトが可能である。オプトアウトの方法は、Kjkt 第 18 条にて定められている。

②実施方法

オプトアウトを行う際は、権利者はオプトアウトを行いたい著作権管理団体に対し、オプトアウトを表明する私文書を提出する。CMO による権利者のオプトアウトの制限は禁止されており、利用の開始前後に関わらず書類の提出から 5 日後にオプトアウトが成立する。

オプトアウトは支分権別となっており、権利者はどの著作物の分野と支分権においてオ

229 HIPO へのヒアリング (2022 年 5 月 31 日)

230 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

231 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

232 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

233 HIPO へのヒアリング (2022 年 5 月 31 日)

プトアウトするのかを表明する必要がある。また、権利者自身を対象としたオプトアウトも可能であり、その場合は、権利者のこれまでの著作物および将来の著作物すべてがオプトアウトされる²³⁴。CMOはオプトアウトの実態をHP上などで公開する²³⁵。

前述のとおり、Kjkt 第 18 条では、オプトアウトを行う際は、権利者はオプトアウトを行いたい CMO に対し、オプトアウトを表明する効力のある私文書を提出すると定めているのみである。具体的なオプトアウトの申請については、各 CMO の規則に定められている。Artisjus へのヒアリングでは、提出する私文書の中で、どの分野のどの権利においてオプトアウトするのかを表明する必要があるとのことであったが²³⁶、Artisjus の規則では同協会宛に提出する、のみの記載であり、記載内容やフォーマットへの言及はない²³⁷。他方で、Előadóművészi Jogvédő Iroda Egyesület²³⁸のように、オンラインでのオプトアウトを許可している CMO も存在する²³⁹。

③オプトアウトの実行数

実行数については、ハンガリー最大の CMO であり、音楽分野の著作権管理を中心に行う Artisjus によると、権利者の数に対して非常に少なく、年間 10~20 件のオプトアウトの申請がある年もあるが、0 件の年もあるという²⁴⁰。しかし、2021 年 6 月の集中管理法の改正により、オプトアウトの申請から実施される期間が従前は 6 カ月以上あった²⁴¹ものが、5 日間に短縮されたため、今後は実行数も増える可能性があるという²⁴²。

④オプトアウトする理由

オプトアウト申請の理由について、集中管理法においても、オプトアウトの申請時に申請理由を示す義務については記載されていないものの、Artisjus の場合、結果的に分かったという範囲では、下記のような理由によりオプトアウトの申請がなされていた²⁴³。

- コンサートの実施の管理など、特定の目的で特定の権利を自身で管理したい。この場合は、他の権利のオプトアウトについては関心を示さない。
- CMO の管理を望んでいないだけで、特定の目的はない。

234 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

235 例えば Artisjus の 2022 年時点でのオプトアウトの実績は下記にて公開されている。

https://www.artisjus.hu/wp-content/uploads/2022/06/Kilepett_Szerzok_Nevsora_.pdf

236 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

237 Artisjus “Alapszabálya” (2021),

http://kjk.szttnh.gov.hu/sites/default/files/136332_asz.pdf

238 舞台芸術関連の著作権を取り扱う CMO である。

239 Előadóművészi Jogvédő Iroda Egyesület „ELŐADÓMŰVÉSZI JOGVÉDŐ IRODA ALAPSZABÁLYA”

https://www.eji.hu/cikk/eladmvszi_jogvd_iroda_alapszabalya

240 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

241 従前はオプトアウトを申請した翌年 1 月 1 日にオプトアウトが実行された (例えば、9 月 30 日までにオプトアウトを申請すると、翌年 1 月 1 日にオプトアウトが実行される)。

242 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

243 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

- 譲渡された著作権を有する権利者が、店舗などのオープンな場やテレビの BGM として使用したいと考えた。

(7) 使用料分配の仕組み

①概要

徴収する使用料については、Kjkt 第 57 条および第 153 条で定められおり、CMO がそれぞれ策定し、毎年司法大臣の承認を得て決定する。毎年 9 月 1 日までに翌年の使用料について HIPO に算定根拠と併せて提出しなければならない²⁴⁴。新しい使用料は翌年の 1 月 1 日から適用されることが通常は想定されるが、実際は官報等の公式文書での通知がなされてから適用される²⁴⁵。

使用料の分配方法は Kjkt 第 36 条において、メンバー・ノンメンバーで分配方法に差別してはならないことが義務付けられている²⁴⁶。同じく Kjkt 第 36 条において、利用者から徴収した使用料から認められた管理コストを差し引いたものを権利者に対して分配することが求められている。基本的に CMO は、認められた管理コストの支払いと、権利者への使用料分配以外に徴収した使用料を使用することはできない²⁴⁷。

②メンバーへの分配方法

使用料の分配については、CMO により、著作物の使用割合のデータに基づき使用料を分配する。使用料は著作物の利用に基づいて分配される。Artisjus の場合は、データに基づき分配を行っている。例えばコンサートについては、演奏されたデータに基づき年に 2 回分配を行う。ラジオとテレビの場合は使用したデータに基づき年に 1 回分配を行う。小売店舗や飲食、ホテルなどで BGM としてラジオ等から楽曲が使用される場合についてはデータの収集ができないため、Artisjus の規定に基づき、他のデータに基づいて分配金額を決定する。具体的には、コンサートの使用料の 28%、CD の使用料の 41%、ラジオの使用料の 25%、テレビの使用料の 6%をそれぞれ BGM の使用料として設定している。その他、レコード会社、音楽出版社、オンライン使用もデータを入手して分配を行っている²⁴⁸。

③ノンメンバーへの分配方法

連絡がつかない権利者への分配については Kjkt 第 41 条～第 42 条で定められており、利

244 HIPO “Tájékoztató a reprezentatív közös jogkezelő szervezetek díjszabásainak jóváhagyási eljárásáról”
<https://www.sztnh.gov.hu/hu/tajekoztato-a-kozos-jogkezelo-szervezetek-dijszabasainak-jovahagyasi-eljarasarol>

245 HIPO “Tájékoztató a reprezentatív közös jogkezelő szervezetek díjszabásainak jóváhagyási eljárásáról”
<https://www.sztnh.gov.hu/hu/tajekoztato-a-kozos-jogkezelo-szervezetek-dijszabasainak-jovahagyasi-eljarasarol>

246 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

247 Kjkt 第 36 条第 3 項

248 Artisjus へのヒアリング (2022 年 5 月 26 日)

用料は、「保留口座」にプールし、分配を保留している権利者リストをオンラインで公開する。例えば Artisjus の場合はインターネットでリストを公開²⁴⁹している。このリストでは、連絡が取れなかった権利者の名前、作品のタイトルなどが記載されており、ハンガリー国内はもとよりハンガリー国外の著者なども含まれている。なお、検索サイトはハンガリー語のみとなっている。

④ ノンメンバーと連絡が取れなかった場合の還元方法

3年間経っても当該権利者と連絡がつかない場合、保留されていた使用料の全体の10%を連絡がつかない権利者への支払いの準備金として差し引き、90%をハンガリー国家文化基金²⁵⁰という、ハンガリー国内の文化活動、芸術活動に対して補助金等の金銭的支援やプログラムを実施する政府の基金として使用料を提供する²⁵¹。

国家文化基金への提供の割合は毎年変動するが、例えば Artisjus の場合、2021年は約200億フォリントの使用料収入に対して、約2%にあたる約4億フォリントを国家文化基金に提供している²⁵²。

249 Artisjus の2021年時点でのリストは下記のとおり。

連絡がつかない権利者リスト:

https://www.artisjus.hu/wp-content/uploads/2022/06/Kilepett_Szerzok_Nevsora_.pdf

住所不明の連絡者リスト:

https://www.artisjus.hu/wp-content/uploads/2021/12/Ismeretlen_helyen_tartozkodo_szerzok_2021.pdf

250ハンガリーの文化活動を支援する国家基金であり、財源の約90%を国営宝くじの収入で賄っている。ハンガリー国家文化基金に対する提供はKjkt第42条第1項に定められている。

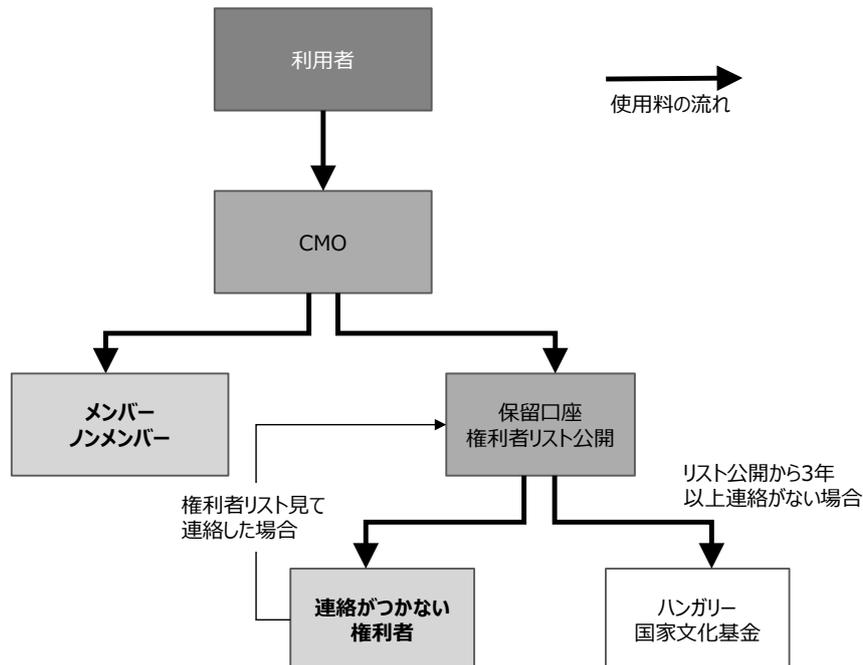
Nemzeti Kulturális Alap

<https://nka.hu/>

251 集中管理法第42条第2項では、3年以上連絡がつかなかった権利者から使用料の支払い請求があり、その請求額が差し引いた10%の準備金の額を超える場合、超過分は翌年のハンガリー文化基金への支払金額から差し引くことができる、としている。

252 Artisjus へのヒアリング (2022年5月26日)

図表 35 ハンガリーにおける使用料分配の仕組み



(8) ECL 制度に関する評価・課題

ハンガリーでは1953年～1996年まで政府機関によって、1996年以降も民間のCMOによってECLが行われてきた。以下のとおり、ECLの運用において特に大きな問題もなく、概ね良い制度であると評価されている。

有識者へのヒアリングによると、ECLの一番のメリットはシンプルさである。個別の管理に比べて、利用者は一つの手続きで複数の許可を得られる。これは利用者にとっては、個別に許可を得る必要がなく、海外の権利者を探す必要がないことに加えて、効率が良い。(ここまでの点についてはレパトリーのシェアが高い一般の集中管理と同様であるが、)インターネットでの使用など権利者の特定が難しい場合においても、ECLを行っているCMOに連絡するだけで済む形となっている²⁵³。

また、ECLは、基本的に大多数の権利者向けに設計されている。自力で代理人を立てられるような有力な権利者にとっては使用料が安いことが多いものの、それ以外の権利者にとっては最大限に著作権を有効活用できる制度となっている。大多数向けにとっては良い制度で、(価格交渉力があるような)有力な権利者にとってはそうでもないかもしれないが、オプトアウトの権利がその埋め合わせとなっている²⁵⁴。

HIPOはハンガリーでECLが問題なく運用されている理由として、社会主義体制下の国営化よりも前に権利者たちが集中管理制度を作り出したこと、また、1996～1999年にか

253 専門家へのヒアリング (2022年5月23日)

254 専門家へのヒアリング (2022年5月23日)

て再度民営化されたとき、権利者たち自身が再び自身の手に著作権管理団体と運用を取り戻したと感じ、自身で制度設計したことを挙げていた²⁵⁵。

他方で、課題としては、2016年の法改正によって導入された独立管理団体の存在によって実質上個別管理が進んでしまうことで、集中管理およびECLの簡素さを阻害しているとの指摘もある²⁵⁶。Artisjusへのインタビューでは、CMOが非営利団体であることが求められる一方で、独立管理団体については企業体でも設立することが可能で、自らの団体の利益を増やすために、権利者に対してCMOからのオプトアウトを促す傾向にあるとのコメントがあった²⁵⁷。また、独立管理団体の設立とHIPOへの登録は単純で、CMOが満たすべき条件が多い一方、独立管理団体は満たすべき条件が少ない中で、CMOと同じ市場での競争が認められているとの指摘もあった²⁵⁸。

加えて、我が国の権利制限付き補償金制度とECLとの違いについて尋ねたところ、専門家は、一般ECLは、権利制限付き補償金制度は政府により該当する支分権を規定される必要があるが、これらとは異なり一般ECLではCMOが自ら申請して（審査で認められれば）規定できるところにメリットがあると指摘した²⁵⁹。

HIPOは、権利者、利用者いずれにとってもより予測がしやすく、より確実であることが、ECLが日本の補償金制度に対して優れている点だとした²⁶⁰。例えば、利用者はCMOに使用許可さえ取れば、その著作物を適法に利用することができる²⁶¹。いいかえると、CMOのレパトリーに含まれているのか利用者は確認する必要がない。

利用者は使用料だけでなく、使用に関するデータもCMOに提供する必要があり、これによって権利者に支払う金額が確定する。権利者にとっては、CMO側に権利者を探索することが求められているため、権利者自身が使用料の分配のために、CMOに連絡する以外に何か措置をとる必要はない²⁶²。

他方で、補償金制度と比較した場合のデメリットとしては、HIPOからは、ECLを有するCMOの責任が非常に重くなることと同時に、市場においてCMOが独占状態になる傾向にあり、これに対して批判もあるとの指摘があった。この問題に対処するために、HIPOによるCMOの監査があるという²⁶³。

また、ECLに限られないEU指令の国内法制化の課題として、HIPOからはEU指令の国内法への適用において、たびたび解釈の問題が発生しているとの指摘があった²⁶⁴。例えば、

255 HIPOへのヒアリング（2022年5月31日）

256 Artisjusへのヒアリング（2022年5月26日）

257 Artisjusへのヒアリング（2022年5月26日）

258 Artisjusへのヒアリング（2022年5月26日）

259 専門家へのヒアリング（2022年5月23日）

260 HIPOへのヒアリング（2022年5月31日）

261 HIPOへのヒアリング（2022年5月31日）

262 HIPOへのヒアリング（2022年5月31日）

263 HIPOへのヒアリング（2022年5月31日）。この監査制度自体はオンライン音楽著作権指令（2014/26/EU）に基づく、監督官庁による監査である。

264 HIPOへのヒアリング（2022年5月31日）

オンライン音楽著作物指令（2014/26/EU）では独立管理団体についての項目がある。同指令の第 15 条では、権利者の管理から完全に独立した営利団体と定義している一方で、次の第 16 条では「権利者を代理するエージェント」を独立管理団体から排除していると定めており、何をもって独立管理団体とみなすか困難であるとしている²⁶⁵。

（9）現状と今後の見通し

ハンガリーは DSM 著作権指令の国内法制化が完了しており、今後の改正内容などは特に聞かれなかった。また、2016 年の集中管理法制定以降、新たに ECL が認められた CMO は現時点ではないものの、DSM 著作権指令第 15 条「プレス隣接権」について、CMO から集中管理許諾の申請があり、現在審議中である²⁶⁶。

265 HIPO へのヒアリング（2022 年 5 月 31 日）

266 HIPO へのヒアリング（2022 年 5 月 31 日）

4. フィンランド

(1) フィンランド法の特徴

フィンランドを含む北欧諸国の法系統（いわゆる「スカンジナビア法」または「北欧法」）は、一般的には大陸法に分類されているが、一部の研究では、大陸法や慣習法等とは区別した、独自の系統として分類されることもある²⁶⁷。フィンランドの場合、その法律のルーツは、中世から1809年までスウェーデンの一部だった当時の国や教会の法律、また伝統に基づく（民衆を主体とした）共同体の法律にあるとされる。ストックホルム地域を除くと都市の規模が小さく、中央集権化が急速には進まなかったこと、ヨーロッパの他の地域と比較すると農民の立場が総体的に強かったこと、周縁部に位置する地理的な影響などから、ローマ法の影響は近世まで限定的で²⁶⁸、フランスやドイツのような体系的な法典も有していなかった²⁶⁹。

フィンランド（およびスウェーデン）で現在も効力を持つ最古の法律は、1734年に制定された民法典である。フィンランドは第二次ロシア・スウェーデン戦争におけるスウェーデンの敗北により、1809年にロシア帝国の自治領となったが（フィンランド大公国、1917年まで）、当時のロシア皇帝アレクサンドル1世からスウェーデン時代の法制度を継承したフィンランド独自の法律を持つことが認められ、民法典も引き続き存続した。同法典は、改正等は経ているものの、一部は2022年現在も効力を有している²⁷⁰。

1917年のフィンランド独立直後の法制度の改革はそれほど迅速ではなかったが、裁判所の主導により、主にスウェーデンの法制度をモデルにした法解釈の拡大と近代化が行われ、法律を制定する際も、スウェーデンの法律に準じた形式が採用された²⁷¹。

今日のフィンランドでは、急速に変化し続ける社会における法整備の必要性の高まりを背景に、旧態依然となった法律の改正が常に行われている²⁷²。また、フィンランドは1995年からEU加盟国でもあり、EU指令を国内で実施するための国内法の改正が各行政分野で常に行われている。フィンランド国会によると、フィンランドの国内法のうち、EU法に由

267 An introduction to legal research in the Nordic jurisdictions

<https://libguides.ials.sas.ac.uk/nordic>

268 Kekkonen, Jukka. Suomen oikeuden historiallisia kehityslinjoja, Helsingin yliopisto, 951-45-8547-X, 1999.

<https://helda.helsinki.fi/handle/10224/3694>

269 An introduction to legal research in the Nordic jurisdictions

<https://libguides.ials.sas.ac.uk/nordic>

270 Oikeusdenkäymiskaari（訴訟法、1734/4）

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1734/17340004000>

Kauppakaari（商法、1734/3）

<https://finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1734/17340003000>

Rakennuskaari（建築基準法、1734/2）

<https://finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1734/17340002000>

271 J. Pirinen, J. Hokanen. Jokaisen oikeustieto. Sanoma Pro Oy, Helsinki, 978-952-63-5107-0, 2018.

272 J. Pirinen, J. Hokanen. Jokaisen oikeustieto. Sanoma Pro Oy, Helsinki, 978-952-63-5107-0, 2018.

来するもの割合は、調査により 11.8%²⁷³（2012 年）から 17.8%²⁷⁴（1995 年～2015 年）であるという²⁷⁵。

（２）著作権法・著作権等管理事業法に類する法令

フィンランド教育文化省によると、フィンランドの著作権は、国内の著作権関係法令（以下、国内法）や EU 指令および EU 指令に基づく規則、その他の国際協定²⁷⁶によって規定され、フィンランドに義務の履行を求める協定や、EU 指令を反映させるために国内法の法改正が行われる。フィンランドの主な国内法には以下がある。

図表 36 フィンランドの著作権関係法令（国内法）²⁷⁷

名称（法令番号）	所管官庁
著作権法（Tekijänoikeuslaki 404/1961、直近の改正法は 608/2015）	教育省 ²⁷⁸
著作権規則（Tekijänoikeusasetus 574/1995）	教育省 ²⁷⁹
著作権法の適用に関する規則（Asetus tekijänoikeuslain soveltamisesta 575/1995）	教育省 ²⁸⁰
刑法 ²⁸¹ （Rikoslaki 39/1889）第 49 章（特定の知的財産権の侵害について）	法務省
工業所有権および著作権に関する民事事件における証拠保全に関する法律（Laki todistelun turvaamisesta teollisuus- ja tekijänoikeuksia koskevissa riita-asioissa 344/2000）	法務省
電子通信サービス法（Laki sähköisen viestinnän palveluista 917/2014）	運輸通信省
孤児著作物使用法（Laki orpoteosten käyttämisestä 764/2013）	教育文化省
著作権集中管理法（Laki tekijänoikeuden yhteishallinnoinnista 1494/2016）	教育文化省

著作権法は DSM 著作権指令の改正に伴う国内法化が進められており、2023 年 1 月 1 日付

273 Sylvain Brouard, Olivier Costa, Thomas König, editors. The Europeanization of domestic legislatures: the empirical implications of the Delors' myth in nine countries. New York: Springer, cop. 2012. 244 s.
<https://eduskunnankirjasto.finna.fi/Record/ekk.994078344006250>

274 Tapio Raunio and Matti Wiberg. The Impact of the European Union on National Legislation. Center for European Integration Studies. Discussion Paper C 240, 2017. <http://aei.pitt.edu/86969/>

275 フィンランド国会

<https://www.eduskunta.fi/FI/naineduskuntatoimii/kirjasto/tietopalvelulta-kysyttya/Sivut/kuinka-suuri-osuus-kansallisesta-lainsaadannostaon-EU-peraista.aspx>

276 WIPO が管轄するローマ条約、ベルヌ条約、WIPO 著作権条約、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、北京条約、マラケシュ条約、また WTO が管轄する TRIPS 協定などが挙げられる。

教育文化省

<https://okm.fi/kansainvaliset-sopimukset>

277 教育文化省

<https://okm.fi/tekijanoikeus/lainsaadanto>

278 制定当時の名称。現在は教育文化省

279 制定当時の名称。現在は教育文化省

280 制定当時の名称。現在は教育文化省

の施行に向けて、2022年4月13日付で政府案（HE 43/2022）が国会に提出された。2022年7月現在、国会において専門家のヒアリングが進行している²⁸²。

また、CMOについては、オンライン音楽著作物指令（2014/26/EU）を踏まえ、国内のCMOに関連する権利者の権利、会員の権利と決定権、CMOの会員と権利者の利益の監督に関する規定、さらに楽曲のオンラインの権利の国境を越えた使用許諾に関する規定などを定めた著作権集中管理法が2017年1月1日付で施行された²⁸³。著作権集中管理法の成立前は、CMOが事実上の独占にあたりと判断される可能性があったが²⁸⁴、著作権集中管理法により、同法が競争法（948/2011）の適用外となることが定められた（同法第3条）。また、CMOに対する当局の監視は、CMOの許可を行う教育文化省と切り離して特許登録庁の管轄とし²⁸⁵、監視業務にあたっては特許登録庁と競争消費者庁が適宜情報交換などの連携を取ることが定められている²⁸⁶。

図表 37 著作権法（404/1961、最新の改正法 608/2015）の主な構成（国内法）²⁸⁷

第1章 著作権の対象と内容（第1条～第10条）

- 第1条 著作権の対象
- 第2条 経済的権利
- 第3条 道徳的権利
- 第4条 著作物の翻案と変更
- 第5条 編集物
- 第6条 合作
- 第7条 想定される著作者
- 第8条 公表および出版-
- 第9条 著作権保護から除外される作品
- 第10条 他の知的財産権

282 フィンランド国会

https://www.eduskunta.fi/FI/vaski/KasittelytiedotValtiopaivaasia/Sivut/HE_43+2022.aspx

283 フィンランド国会

https://www.eduskunta.fi/FI/vaski/HallituksenEsitys/Sivut/HE_119+2016.aspx

著作権集中管理法（1494/2016）

<https://finlex.fi/fi/laki/alkup/2016/20161494>

284 平成27年度文化庁委託事業「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf

285 Laki tekijänoikeuden yhteishallinnoinnista (1949/2016)

<https://finlex.fi/fi/laki/alkup/2016/20161494>

Laki Patentti- ja rekisterihallituksesta (578/2013)

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2013/20130578>

Kilpailulaki (948/2011)

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2011/20110948>

ヴァルッテリ・ニーラネン氏へのヒアリングによる（2022年5月18日実施）。

286 特許登録庁

<https://www.prh.fi/en/index.html>

Laki Patentti- ja rekisterihallituksesta (578/2013)

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2013/20130578>

Kilpailulaki (948/2011)

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2011/20110948>

287 Tekijänoikeuslaki (404/1961)

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1961/19610404>

Copyright Act（英訳）

<https://www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/1961/en19610404.pdf>

第2章 著作権の制限および拡大集中許諾に関する規定（第11条～第26条）
第11条 総則
第11a条 一時的複製
第12条 私的利用のための複製
第13条 複写
第13a条 内部コミュニケーションのための使用
第14条 教育活動および学術研究における著作物の使用
第15条 特定期間における複製
第16条 アーカイブ、図書館、ミュージアムにおける複製（第16a条～第16f条）
第16a条 著作物の公衆向けの複製の作成および著作物の公衆への伝達
第16b条 文化資料を保存する図書館における著作物の使用
第16c条 国立視聴覚研究所における著作物の使用
第16d条 アーカイブ、図書館、ミュージアムにおける拡大集中許諾制度に基づく著作物の使用
第16e条 アーカイブ、図書館、ミュージアムにおける著作物の使用に関する重要な規定
第16f条 孤児著作物の使用
第17条 障がい者の著作権の利用（第17a条～第17d条）
第18条 教育で使用される編集物
第19条 著作物の複製の配布と貸出報酬に対する権利（第19a条）
第20条 著作物の複製の展示
第21条 公演
第22条 引用
第23条 時事問題の記事
第24条 コンサートのプログラム
第25条 公表または譲渡された芸術作品の使用（第25a条～第25l条）
第25a条 一覧および情報伝達における芸術作品の使用ならびに建物の絵画表現
第25b条 報道番組における著作物の包含
第25c条 公式声明の使用
第25d条 公文書と司法
第25e条 建物および什器の改変
第25f条 ラジオおよびテレビの本放送
第25g条 アーカイブ化されたテレビ番組と新聞・雑誌の再利用
第25h条 ラジオまたはテレビの再放送
第25i条 放送義務を負う番組の再放送
第25j条 コンピュータプログラムおよびデータベースの使用
第25k条 コンピュータプログラムの相互運用性
第25l条 テレビ番組のオンライン録画サービス
第26条 拡大集中許諾
第2a章 著作物の複写の私的利用に対する補償を（第26a条～第26b条、第26b～26h条は廃止）
第26a条 補償
第26b条 補償の支払い
第2b章 再販報酬（第26i条～第26l条、第26m条は廃止）
第26i条 再販報酬
第26j条 報酬を集める団体
第26k条 報酬の支払責任
第26l条 情報提供および調査報告義務の遵守の監視
第3章 著作権の移転（第27条～第42条）
第27条 権利の移転に関する一般規定
第28条 著作権の改変禁止および権利の移転禁止
第29条 著作権譲渡契約における不合理な条件の調整（第29a条）
第30条 公演に関する契約
第31条 出版契約
第32条 版の出版
第33条 出版に関する義務

第 34 条	非出版
第 35 条	版と勘定に関する情報
第 36 条	新版
第 37 条	著作物を出版する著作者の権利
第 38 条	助成金
第 39 条	映画制作に関する契約
第 40 条	契約解除（第 40a 条～第 40c 条）
第 41 条	著作者の死亡に伴う著作権の移転
第 42 条	著作権の担保執行
第 4 章	著作権の有効期間（第 43 条～第 44 条）
第 43 条	著作権保護期間
第 44 条	孤児著作物（第 44a 条）
第 5 章	著作隣接権（第 45 条～第 50 条）
第 45 条	実演家
第 46 条	音盤制作者（第 46a 条～第 46d 条）
第 47 条	録音物および映像を含む音楽著作物の使用（第 47a 条）
第 48 条	ラジオおよびテレビ局
第 49 条	カタログおよびデータベース制作者（第 49a 条）
第 50 条	新聞の報道発表
第 5a 章	技術的措置および権利の電子的管理情報（第 50a 条～第 50e 条）
第 50a 条	技術的措置の迂回禁止
第 50b 条	技術的措置を迂回する機器の生産および流通禁止
第 50c 条	技術的措置で保護された著作物の使用
第 50d 条	権利の電子管理データ
第 50e 条	技術的措置および電子管理データならびに隣接権
第 6 章	特別規定（第 51 条～第 55 条）
第 51 条	著作物および著作者の混同
第 52 条	著作者の氏名または署名（第 52a 条）
第 53 条	古典の保護
第 54 条	仲裁（第 54a 条～第 54b 条）
第 55 条	著作権審議会
第 7 章	罰則と賠償義務（第 56 条～第 62 条）
第 56 条	刑法の罰則規定（第 56a 条～第 56g 条）
第 57 条	補償と報酬
第 58 条	没収
第 59 条	没収の調整（第 59a 条）
第 60 条	罰則および賠償義務に関する規定の隣接権への適用（第 60a 条～第 60g 条）
第 61 条	民事事件および申立て事件の管轄地（第 61a 条～第 61b 条）
第 62 条	公訴権
第 8 章	法律の適用（第 63 条～第 73 条）
第 63 条	地域的適用（第 63a 条）
第 64 条	隣接権の地域的適用（第 64a 条～第 64b 条）
第 65 条	互惠主義
第 66 条	法律発効前に完成した複製への法律の適用（第 67 条～第 71 条）
第 72 条	隣接権への特定の発効規定の適用
第 73 条	発効

図表 38 著作権集中管理法（1949/2016）の主な構成²⁸⁸

第 1 章	総則（第 1 条～第 4 条）
-------	-----------------

288 Laki tekijänoikeuden yhteishallinnoinnista (1949/2016)
<https://finlex.fi/fi/laki/alkup/2016/20161494>

第1条	法律の目的
第2条	適用範囲
第3条	他の法律との関係
第4条	定義
第2章	権利者の権利（第5条～第10条）
第5条	集中管理団体を選択する権利者の権利
第6条	権利者への不要な義務事項の設定禁止
第7条	許諾を与える権利者の独立した権利
第8条	集中管理に関する委任を取り消す権利者の権利
第9条	委任に関する権利と委任の取消条件に関する情報を得る権利者の権利
第10条	権利者の事務手続きに関する権利
第3章	会員の権利と決定権（第11条～第14条）
第11条	集中管理団体の会員となる権利
第12条	集中管理団体の意思決定に参加する権利
第13条	総会
第14条	総会で決定すべき事項
第4章	集中管理団体における会員および権利者の利益の監視（第15条～第18条）
第15条	団体の監視機関
第16条	財団の監視機関
第17条	集中管理団体の事業活動の運営
第18条	利益相反の回避
第5章	著作権報酬の管理（第19条～第27条）
第19条	著作権報酬の回収と管理における注意
第20条	他の資産から分離した著作権報酬の管理
第21条	著作権報酬の投資
第22条	管理報酬およびその他の控除
第23条	権利者の共通の目的に資するサービスおよび利益への公正なアクセス
第24条	適時の著作権報酬の支払義務
第25条	支払時に権利者に提供すべき情報
第26条	権利者の特定のために十分な措置を講じる義務
第27条	分配されなかった著作権報酬の利用
第6章	他の集中管理団体の代理としての権利の管理（第28条～第32条）
第28条	代理契約に基づき代理する権利者に対する差別的扱いの禁止
第29条	許諾を与える集中管理団体が著作権報酬の減額を行う権利
第30条	代表契約に基づく著作権報酬の支払い
第31条	委任する集中管理団体に提供すべき情報
第32条	回収した著作権報酬を適時に支払う義務
第7章	集中管理団体と利用者との関係（第33条～第38条）
第33条	許諾を提供する義務
第34条	許諾に関する交渉を誠実に行う義務
第35条	許諾条件に関する要件
第36条	試験的許諾
第37条	利用者の事項に関する権利
第38条	使用に関する報告
第8章	公開性と通知義務（第39条～第41条）
第39条	著作物カタログを提供する集中管理団体の義務
第40条	ウェブサイトにて情報を公開する集中管理団体の義務
第41条	公開性に関する年次報告書
第9章	複数国にまたがる楽曲のオンライン著作権の利用許諾（第42条～第52条）
第42条	特別適用範囲
第43条	複数の国および地域にまたがる許諾を扱う準備性
第44条	著作物カタログの正確性
第45条	使用の厳密性と適時性の追跡
第46条	電子請求

第 47 条	正確かつ適時の請求
第 48 条	請求書の正確性に対する異議に関する手続き
第 49 条	権利者への正確かつ適時の支払い
第 50 条	複数の国および地域にまたがる許諾に関する集中管理団体間の協定
第 51 条	複数の国および地域にまたがる許諾において他の集中管理団体を代表する義務
第 52 条	複数の国および地域にまたがる許諾へのアクセス
第 10 章	当局による監視（第 53 条～第 62 条）
第 53 条	著作権の集中管理に関する通知
第 54 条	監視当局
第 55 条	当局間の協力
第 56 条	監視の開始
第 57 条	事項の優先順位と不採用
第 58 条	情報提供を受ける権利および監査権
第 59 条	当局への情報提供に対する会計監査人の権利
第 60 条	注意および警告ならびに罰金
第 61 条	上訴
第 62 条	集中管理開発評議会
第 11 章	特別規定（第 63 条～第 67 条）
第 63 条	外部委託した集中管理団体に対する責任
第 64 条	不服申立てを審議する集中管理団体の義務
第 65 条	禁止された契約条件および措置
第 66 条	禁止命令
第 67 条	民事事件における管轄地
第 12 章	発効および暫定規定（第 68 条～第 69 条）
第 68 条	発効
第 69 条	経過規定

なお、2015 年度以前の改正については、平成 27 年度文化庁委託事業「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査²⁸⁹」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）を参照されたい。

（3）ECL の概要

① 制度概要

ECL は、著作権法第 26 条に、制度全般に関する独立した条項が設けられている。一般 ECL は採用されておらず、個別 ECL のみが導入されており、DSM 著作権指令のうち第 12 条第 1 項(a)の仕組みが導入されている。個別の許諾については著作権法の複数の該当する条項ごとに第 26 条の規定が適用されることが記載され、著作権法全体に分散された形で規定がある。

CMO は教育文化省が所管しており、ECL に関する同法の規定は著作権法第 26 条第 1 項に整理されている。同条は、フィンランドで使用される特定分野の多数の作品の多数の権利者を代表し、かつ教育文化省が許可した団体（CMO）が、当該分野の権利者の著作物の使用に関して、利用者との間で締結する契約に適用される。許可を受けた CMO は、この

289 「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf

利用者と締結した契約について、当該 CMO が管理している分野の他の著作物も代表する権限を有するとみなされる。前述の契約によって ECL を受けた者は、許諾に基づく条件によって、当該分野の権利者の著作物のすべてを使用することができる。

CMO が、加盟団体・会員、CMO が代表する権利者、利用者、他の CMO らと締結する契約の具体的な内容は、著作権法や著作権集中管理法で定める事項を遵守する限り、各 CMO が独自に定めることは特段制限されていない。ただし、著作権集中管理法第 65 条により、CMO はそれら相手方当事者にとって不当な契約や、客観的で差別のない基準に基づく利用許諾条件（著作権集中管理法第 35 条）に反する契約条件や措置を講じてはならないことが規定されている。

②適用される分野

ECL が適用される分野は、著作権法の複数の条項に基づき個別に規定されている（個別 ECL）。これらに対し、CMO はそれぞれ教育文化省から個別に代表性の許可を受けている。

図表 39 CMO の代表性（ECL の適用分野別）（2022 年現在）²⁹⁰

<ul style="list-style-type: none"> ・ 複写（写真複写）（著作権法第 13 条）：複製（写真複写）の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ Kopiosto（2022 年～2026 年） ・ 内部コミュニケーションのための使用（著作権法第 13a 条）：複製の作成と公衆への伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・ Kopiosto（2020 年～2024 年） ・ 教育活動および学術研究（著作権法第 14 条）：複製の作成と公衆への伝達 ・ 教育目的の録画（著作権法第 14 条） <ul style="list-style-type: none"> ・ Kopiosto（2018 年～2022 年）テレビ・ラジオ番組に含まれる著作物および他の資料、それらの権利者。ただし、視聴覚作品制作者および放送会社の権利を除く ・ APFI（2018 年～2022 年）テレビ番組、視聴覚作品の制作者の権利 ・ Gramex（2022 年～2026 年）録音物および録画された公演。ただし、テレビ・ラジオ番組に含まれるものを除く ・ デジタル教育利活用（著作権法第 14 条） <ul style="list-style-type: none"> ・ Kopiosto（2022 年～2026 年）許可された分野は決定書に記載 ・ アーカイブ、図書館、ミュージアム（著作権法第 16d 条）：複製の作成と公衆への伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・ Sanasto（2022～2026 年）著書（Kopiosto の許可範囲に属するもの以外） ・ Kopiosto（2022～2026 年）雑誌の記事やエフェメラ（一時的な筆記物や印刷物）を含む著書（例：地図や他の解説図）、その他の美術作品および写真 ・ Kuvasto（2022～2026 年）美術作品、および Kuvasto が代表する芸術写真の権利者の著作物 ・ Kopiosto（2022～2026 年）その他の写真作品および著作権法第 49a 条に基づく写真

290 教育文化省
<https://okm.fi/sopimuslisenssit>

- Kopiosto（2017～2021年）ラジオ、テレビで放送された著作物、およびそれらの権利者。ただし視聴覚作品制作者および放送局の権利を除く
- **コレクションに含まれる芸術作品（著作権法第 25a 条）：複製の作成と公衆への伝達**
 - Kuvasto（2022～2026年）
- **ラジオ・テレビ放送（著作権法第 25f 条）**
 - Teosto（2019年～2023年）楽曲
 - Sanasto（2019年～2023年）著書
 - Kuvasto（2022～2026年）美術作品
- **放送局による一時的保存（著作権法第 25f 条）：複製の作成**
 - Teosto（2019年～2023年）楽曲
 - Sanasto（2019年～2023年）著書
 - Gramex（2019年～2023年）録音物に録音された公演および録音
 - Kuvasto（2022年～2026年）美術作品
- **放送局がアーカイブ化した番組に含まれる著作物の再利用（著作権法第 25g 条第 1 項）：複製の作成と公衆への伝達**
 - Sanasto（2021年～2025年）著書
 - Teosto（2021年～2025年）楽曲
 - Kopiosto および APFI（2017年～2021年）視聴覚作品
- **定期刊行物（雑誌）に含まれる著作物の再利用（著作権法第 25g 条第 2 項）：複製と公衆への伝達**
 - Kopiosto（2020年～2024年）
- **再放送（著作権法第 25h 条）**
 - Kopiosto および Teosto（2019年～2023年）
Kopiosto は Tuotos²⁹¹との協議義務を負う
- **テレビ番組のオンライン録画サービス（著作権法第 25i 条）：**
 - Teosto（2020年～2024年）楽曲
 - Gramex（2020年～2024年）録音物に録音された公演および録音
 - APFI（2020年～2024年）放送局外の視聴覚制作者の権利
 - Kopiosto（2020年～2024年）上記以外。ただし、放送局の権利および放送局に移転した権利を除く

（４）ECL の成立経緯や当時の議論

ECL は 2019 年の DSM 著作権指令によって欧州における認知度が高まったが、北欧諸国ではそれ以前から長く採用されている制度である。特に音楽分野では、1920 年代に作曲家や音楽出版社の主導により、北欧 5 か国（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランド）のすべてで作曲家の権利や公演権を管理する著作権団体が設立され、フィンランドでも Teosto が設立された。

また、ECL は、さまざまな技術発展によって実現した著作物の利用拡大と、それに伴う

291 教育文化省の記載のまま。現 APFI を設立した団体の一つである。

権利の保護や管理の必要性から整備されてきた側面がある²⁹²。その最初のきっかけとなったのは放送分野であり、1950年代後半から著作物の大量使用に対処するための実行可能な解決策として、ECLの導入についての議論が開始された²⁹³。ここで北欧の放送局は、特に文学作品や音楽作品の放送に関する代表性における法律上の保護を求め、すべての北欧諸国でこの分野のECLが確立された。フィンランドでは、1961年に公共ラジオ局が放送で著作物を使用する権利に関連して、著作権法にECLに関する条項が盛り込まれている。番組では音楽を流したり、詩や他の文学作品を朗読したりすることが非常に多く、立法者はラジオ局に広範にわたる著作権許諾を確保すると同時に、制作された著作物に対する著作者の独占的権利を尊重するための方策を求めた²⁹⁴。

その後、1960年代後半から1970年代前半にかけても複製の大量使用を実現するために著作者の権利を管理する必要性が生じ、北欧各国で関係法令の改正作業が進められた。フィンランドでは1978年にこの分野のCMOとしてKopioistoが設立されたほか、1980年の著作権法改正では、学校や大学だけでなく政府機関や企業における写真複写もECLの対象となった²⁹⁵。また、1980年代には私的複写に対する報酬や教育目的の放送外のテレビ番組の録画を対象としたECLも導入された。

教育文化省（2009年まで教育省）によるCMOの許可とCMOを介した報酬の支払いは、1987年にラジオ・テレビ放送の再放送における著作権の使用で開始された²⁹⁶。これより前に設立されたTeosto、Gramex、Kopioistoは、それまで自動的にCMOの役割を担ってきたが、この年以降は国からの許可を受けるようになった²⁹⁷。また、同年には美術作家を代表するKuvastoが設立された。

さらに、2005年の著作権法改正により、利用者の見解を反映させる形で著作権法の対象となる分野の拡大が議論され、ECLの適用分野も現在の12分野まで拡大された²⁹⁸。この

292 Daniel Gervais (editor) *Collective Management of Copyright and Related Rights*, Second Edition, Kluwer Law International, 978-90-411-2724-2, 2010, page 283

293 Daniel Gervais (editor) *Collective Management of Copyright and Related Rights*, Second Edition, Kluwer Law International, 978-90-411-2724-2, 2010, page 283

294 タルヤ・コスキネン＝オルソン氏へのヒアリングによる（2022年5月30日実施）

Sanasto

<https://www.sanasto.fi/termit-tutuksi-sopimuslisenssi-ja-pakkolisenssi/>

IPRinfo

https://iprinfo.fi/artikkeli/sopimuslisenssi_tekijanoikeussopimusten_tukirakenne/

295 Daniel Gervais (editor) *Collective Management of Copyright and Related Rights*, Second Edition, Kluwer Law International, 978-90-411-2724-2, 2010, page 283

296 Laki tekijänoikeuslain muuttamisesta (24/1986):

[https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/1986/19860054?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=578%2F84,\(309/1987\):](https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/1986/19860054?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=578%2F84,(309/1987):)

<https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/1987/19870309?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=309%2F1987>

297 ユッカ・リエデス氏へのヒアリングによる（2022年6月27日実施）。

298 IPRinfo

<https://iprinfo.fi/artikkeli/kansalaisaloitteella-jarki-tekijanoikeuslakiin/>, Laki tekijänoikeuslain muuttamisesta (607/2015)

<https://finlex.fi/fi/laki/alkup/2015/20150607,>

HE 28/2004

<https://jkorpe.fi/tekoik/he2004.html>

ユッカ・リエデス氏へのヒアリングによる（2022年6月27日実施）。

年には、著述家を代表する Sanasto が設立されている。

2005 年以降も、著作物の複製の作成や伝達における技術的な変化、特にデジタル化やオンライン化に著作権法を対応させるための議論が続けられ、2015 年に施行された著作権法改正ではオンライン録画サービスの ECL に関する規定が追加されたほか、2022 年現在も EU の DSM 著作権指令の国内法化の審議が進められている。

(5) 拡大集中許諾を行う集中管理団体について

①概要

フィンランドでは、一般 ECL が導入されておらず、個別 ECL のみが運用されている。CMO は許可制となっているが、さらに個別 ECL の実施時には教育文化庁が CMO の審査を行い、許可を受けた CMO は最大 5 年間の任期の間 ECL を運用することが可能となる。

②団体の一覧

2022 年現在、フィンランドでは以下の 7 団体が CMO としての適格性を認定されており、いずれの団体も ECL を運用している。これらの団体は、すべて団体法²⁹⁹ (503/1989) に基づき任意に設立された非営利の登録団体 (rekesteröity yhdistyts, ry) となる。CMO は総会の開催といった団体の意思決定は団体法の規定に準じて行われるほか (ただし、総会で決定すべき事項は著作権集中管理法で規定)、会計監査法 (1141/2015) に基づき、年度ごとに透明性レポートに記載される財務諸表の監査を受ける必要がある³⁰⁰。

図表 40 フィンランドの CMO³⁰¹ (2022 年現在)

団体名	会員	対象分野	取り扱う権利	設立年
APFI ry ³⁰²	視聴覚 (AV) 分野の制作会社 ³⁰³	長編映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション、	再放送、公衆送信権、上映権、私的録音録画、教育目的の録画・活用、国産映画の非商用公開 ³⁰⁴	2018 年

299なお、本法はあらゆる非営利団体に幅広く適用されている法律となるため (同業者団体、組合、市民団体、NGO、スポーツクラブ、政党なども含む) ため、平成 27 年度文化庁委託事業「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」で使用された「協会法」から「団体法」に訳出を変更した。

Yhdistyslaki (503/1989)

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1989/19890503>

300 Laki tekijänoikeuden yhteishallinnoinnista (1949/2016)

<https://finlex.fi/fi/laki/alkup/2016/20161494>

301各集中管理団体のウェブサイトから作成。なお、表中の「ry」は団体法 (Yhdistyslaki 503/1989) に基づき設立された非営利登録団体 (rekisteröity yhdistys, registered association) の略称である。

教育文化省

<https://okm.fi/tekijanoikeusjarjestot>

302APFI

<http://www.apfi.fi/>

303 テレビ局以外の独立系制作会社により構成。会員にならなくとも APFI への代表委任は「クライアント契約」の締結によって可能。会員も代表委任する際は、同契約を締結する必要がある。

304 APFI

<https://apfi.fi/wp-content/uploads/ASIAKASSOPIMUS-APFI-.pdf>

団体名	会員	対象分野	取り扱う権利	設立年
		短編映画、広告映画など		
Filmex ry ³⁰⁵	俳優組合に加入している俳優 ³⁰⁶	出演した視聴覚作品	実演家として視聴覚作品に関して発生するすべての権利（将来的な利用も含む）。ただし、Kopioisto が代表する権利は除く。 ³⁰⁷	2012年
Gramex ry ³⁰⁸	ミュージシャン、ソングライター、指揮者、レコード製作者	レコード	放送権（テレビ・ラジオ、衛星・ケーブル）、衛星放送、レコード実演、公衆送信（放送番組の同時配信、見逃し配信、オンデマンドも含む）、複製権（録音・録画）、音楽映像、貸与権 ³⁰⁹	1967年
Kopioisto ry ³¹⁰	アンブレラ団体として文化・コミュニケーション関係する45団体およびその会員のうち ①制作会社以外のテレビ・ラジオ番組の制作関係者 ³¹¹ ②ライター、ビジュアルアーティスト ³¹²	①視聴覚作品 ②の対象者が制作した、著作権保護された著作物	①視聴覚作品：教育利用、再放送権、オンライン録画サービス、公演、私的録音録画 ②複製権（著作物の複写）	1978年
Kuvasto ry ³¹³	美術作家（作品がフィンランド国内で使用される場合は外国人美術作家も対象）、または死亡した美術作家の権利保有者 ³¹⁴	美術作品	展示権、複製権（ミュージアムやアーカイブでの利用も含む）、公衆送信権、追及権、放送権（番組内での使用） ³¹⁵	1954年

305 なお、2022年6月1日より、Filmexは俳優に発生した報酬の払い出しのみを実施し、契約当事者は俳優組合と俳優の間で実施することとなった。

<http://www.filmex.fi/>

306 俳優組合と俳優は「クライアント契約」を別途締結する必要がある。契約を締結せず、俳優自身が著作権に関する交渉を独自に行うことも可能である。

307 俳優組合

<https://www.nayttelijaliitto.fi/jasenyys/tekijanoikeudet/>

308 Gramex

<http://www.gramex.fi/>

309 Gramex

https://www.gramex.fi/wp-content/uploads/2018/10/Hyva_uusi_asiakkaamme_2021_yksityishenkilo_nettiversio_taytettava_uusi.pdf

310 Kopioisto

<http://www.kopioisto.fi/>

311 グラフィックアーティスト、撮影監督、脚本家、ジャーナリスト、翻訳者、セット制作者、編集者、俳優、エディター、衣装デザイナー、音響デザイナー、コメンテーターなど。

<https://www.kopioisto.fi/en/kopioisto/are-you-the-author-we-are-seeking/>

312 文章、画像、写真を制作し、印刷物やオンラインで発表した者

313 Kuvasto

<http://www.kuvasto.fi>

314 Kuvasto

<https://kuvasto.fi/miksi-liittya-kuvastoon/#>

315 Kuvasto

https://kuvasto.fi/hallinta/wp-content/uploads/2021/06/ASIAKASSOPIMUS_Kuvasto.pdf

団体名	会員	対象分野	取り扱う権利	設立年
Teostory ³¹⁶	作曲家、作詞家、訳詞家、 編曲家、音楽出版社 ※クライアント契約を締結	公演、または録音・録画物として録音・録画された楽曲	演奏権、 -著作物の公演権 -ラジオ・テレビ放送で著作物を公衆に伝達する権利 -著作物を通信ネットワークで伝達する権利 -著作物を録音・録画し、著作物の録音・録画物を公衆に頒布する権利 -直作物の大量使用の場面で、著作物を動画と連携する（同期）権利 ³¹⁷	1928年
Sanastory ³¹⁸	作家、翻訳者 ※クライアント契約を締結	文献	-図書館での貸出 -アーカイブ、図書館、ミュージアムでの著作物の複製の作成および配布 -障がい者が利用するための著作物の複製の作成 -ラジオ、テレビ、放送会社の電子サービスやアーカイブでの著作物の作成、送信、伝達 -著作物の公演 -新しい印刷物、電子媒体、その他の素材の一部として個別の詩や文章の抜粋を作成 -展示のための著作物の複製の作成 ³¹⁹	2005年

CMOは各特定分野の同業者団体や組合、著作権団体などが設立しているか、加盟団体となっている。権利者がCMOと個別に契約を締結する際、当該団体への所属を必須とするか否かはCMOによって異なる。具体的には、権利者が設立団体または加盟団体の会員であることが前提となるCMO（Filmex）もあるが、権利者が設立団体に所属していなくても契約を締結できるCMO（Kopiosto、Sanasto）、契約時に所属団体を申告する必要のないCMOもある（APFI、Kuvasto、Teosto、Gramex）。他方で、設立団体や加盟団体の会員であるだけではCMOに代表を委任したことにならず、対象分野のCMO（Filmexの場合は設立団体の俳優組合³²⁰）と権利者が各自契約を締結する必要がある。

316 Teosto

www.teosto.fi/

317 Teosto

https://www.teosto.fi/app/uploads/2021/03/01115402/teoston_asiakassopimus_fi.pdf

318 Sanasto

<http://www.sanasto.fi/>

319 Sanasto

<https://www.sanasto.fi/asiakkuussopimuksen-sopimusedot/>

320 2022年6月1日から、俳優が締結する著作権契約の締結先はFilmexから設立団体の俳優組合に移行した。著作権報酬は引き続きFilmexから支払われる。

俳優組合

<https://www.nayttelijaliitto.fi/jasenyyss/tekijanoikeudet/>

Kopioisto のヴァルッテリ・ニーラネン CEO によると、Kopioisto が管理する分野において、フィンランド国内の大半の権利者は委任状を提出しており、ジャーナリストや出版社に関しては 9 割を超える。委任状提出割合が 9 割よりも低いとみられる分野もあるが、著作者であることを登録するシステムが存在しない（権利者の自己申告に依存する）ため、この割合については完全に把握することはできない。一方、教育文化省専門官のユッカ・リエデス氏によると、団体側でも業界人口に対する団体の加入率は把握していると考えられ、そこから Kopioisto への委任状提出率も推測されると見られる³²¹。委任状を提出しない理由としては、フリーランスとして十分な収入を得ており、CMO に代表権を委任する必要が生じていないことが考えられるが、リエデス氏によるとそのような著作者の数はわずかである。この委任状提出割合の高さについて、リエデス氏によるとフィンランドでは（著作権分野に限らず）どの業界でも職能団体や労働組合等の業界団体への加入率は非常に高いことも一因とする。

③許可

1) 代表性要件の判断

著作権集中管理法第 4 条第 1 項において、CMO は「委任のもとで権利者の著作権または著作隣接権を一括して管理することを唯一または主要な目的とする、構成員が所有するまたは権限を有する法人、もしくは非営利の法人」と定義されている³²²。

著作権法第 26 条第 2 項には代表性要件に関する規定があり、CMO を希望する団体は、教育文化省に申請を行い、教育文化省は、これらの団体の申請に基づき、最大 5 年間の任期で許可する。また、代表性判断の法律上の要件として、許可の対象となる団体は、決定に基づき業務を遂行するための財政的、業務上の準備と能力があること、毎年教育文化省の決定に基づき実施された業務について報告書を提出すること、団体（著作物の種類に応じ、著作者の代表性が複数の団体におよぶ場合は複数の団体）は、当該分野の ECL に基づき使用される著作物の権利者のかなりの部分を代表しなければならないとの規定がある（著作権法第 26 条第 2 項）。なお、以下に各 CMO の代表性や支払報酬/補償額について一覧を付す。

図表 41 CMO の代表性³²³（団体別・補償額順、2020 年）

321 ユッカ・リエデス氏へのヒアリングによる（2022 年 6 月 27 日実施）。

322 Laki tekijänoikeuden yhteishallinnoinnista (1949/2016)

<https://finlex.fi/fi/laki/alkup/2016/20161494>

323 Cupore "Collective Management of Copyright – a Good Governance Perspective Cupore Fact Sheet 7" に集中管理団体が公表する情報を追加して作成した。

Cupore

<https://www.cupore.fi/en/fact-sheets/collective-management-of-copyright-a-good-governance-perspective>

集中管理団体	代表・分配の対象と範囲	代表性	支払報酬/補償額合計
Kopiosto	あらゆる分野の作品の著者、演者、出版社の特定の権利を管理 分配の対象 ³²⁴ ： ①視聴覚作品の著作者 視聴覚作品の利用から回収した報酬を当該作品の著作者および演者に個人の報酬として支払う（注：権利者のうち、制作者の報酬は APFI が管轄）。 ②加盟団体に支払われる報酬 写真複写から徴収した著作権使用料を加盟団体に支払い、加盟団体は各団体の規定に従い、著作者の共通の目的に資する分配を行う（公募の助成金、奨学金、コンクール賞金等）	国内の権利者 70,000 人以上	6530 万ユーロ
Teosto	作曲家、作詞家、編曲家、音楽出版社を代表し、音楽の公演や録音・録画物に対し、使用料を権利者に直接分配する ³²⁵	会員数： 約 35,800 名	5150 万ユーロ
Gramex	録音物、原盤の演者（アーティスト）を代表し、権利者に直接分配を行う	権利者との契約件数 58,000 件	1930 万ユーロ
Sanasto	作家、翻訳家、詩人、編集者、ノンフィクション作家を代表し、権利者に直接分配を行う	13,000 名以上の 権利者を代表	1010 万ユーロ
APFI	映画・視聴覚作品のプロデューサーを代表し、権利者に直接分配を行う	制作会社 89 社が 会員	720 万ユーロ
Filmex	視聴覚作品の演者を代表し、権利者に直接分配を行う	755 名の権利者の 報酬	120 万ユーロ
Kuvasto	ビジュアルアート分野の作家（美術作家）を代表し、権利者に直接分配を行う	会員数：2,700 名 以上	66 万ユーロ

2) 許可までのプロセス

実際の審査には、教育文化省が上記の法律の範囲内で独自の審査・決定を行っていると思われる³²⁶、定量的な判断基準や規定等はない。CMO を許可する際、代表性は総合的に評価が行われているが、複数の CMO の中で最も代表的な団体かどうか代表性の判断基準ではなく、委任状の提出件数や、使用許諾の対象分野や使用方法の上で重要な著作者や著作物から委任状が提出されているかも考慮される³²⁷。ヒアリングによると、図書館での貸出に伴う報酬を得ることを目的に、小規模の出版社が自社の出版物の著作者数名を代表するよう団体に不当に要求したことに対し、CMO の代表性が認められなかった事例は存在す

324 Kopiosto

<https://www.kopiosto.fi/kopiosto/tekijoiille-ja-kustantajille/palvelumme-tekijoiille-ja-kustantajille/>

325 Teosto

<https://www.teosto.fi/musiikintekijalle/korvaukset-musiikista/>

326 ヴァルッテリ・ニーラネン氏へのヒアリングによる（2022年5月18日実施）。

327 政府案（HE43/2022）

https://www.eduskunta.fi/FI/vaski/HallituksenEsitys/Sivut/HE_43+2022.aspx

タルヤ・コスキネン＝オルソン氏へのヒアリング（2022年5月30日実施）、ライネル・オーシュ氏へのヒアリングによる（2022年6月22日実施）。

る³²⁸。しかし一般的には、フィンランドで CMO となり得る団体はすでに対象分野の関係者の大多数を会員として擁しており、実質的に著作者のかなりの部分を代表していると判断できるという³²⁹。

3) 共通の利用者を持つ CMO 間の協働

CMO は、他の CMO と代表契約 (edustussopimus) を締結することによって、他の CMO が利用許諾を与えた権利者の権利を代表することができる (著作権集中管理法第 6 章)³³⁰。

こうした CMO 間の契約は、ECL の適用分野のうち、複数の CMO (Kopioisto、Teosto、Gramex、APFI) が共通の利用者を持つテレビ番組のオンライン録画サービスで締結されていると見られ、Kopioisto が他の CMO を代表して利用者から報酬を回収した上で、各 CMO と合意した条件に基づき分配を行っている。

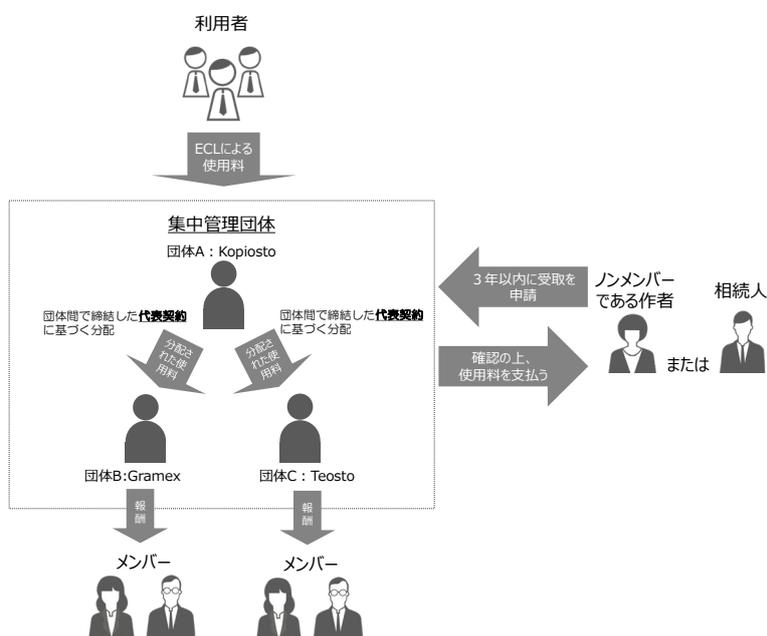
328 ライネル・オーシュ氏へのヒアリングによる (2022 年 6 月 22 日実施)。

329 ライネル・オーシュ氏へのヒアリングによる (2022 年 6 月 22 日実施)。

330 教育文化省

<https://okm.fi/yhteishallinnointi>

図表 42 CMO 間の代表契約に基づく分配のイメージとノンメンバーとの関係



この時、他の CMO に代わって利用許諾を与える CMO は、権利者に対して異なる条件（例：料金体系、管理手数料、著作権報酬の回収、分配する額）を適用したり、差別的に扱ったりしてはならない（著作権集中管理法第 28 条）。また、他の CMO を代表する CMO は、委任された CMO に適時に報酬を支払い（著作権集中管理法第 32 条）、委任された CMO からの不服申立てを審議する義務を負う（著作権集中管理法第 64 条）。

④運用実態

1)運営資金源（公的補助金、利用者側出資、使用料、手数料等）等

現在教育文化省から認定されている CMO の主な収入は、利用者から回収した著作権に係る使用料のみであり、公的補助金等は受けていない³³¹。ただし、以下の補償金や報酬については、国家予算の中から教育文化省が CMO に交付金として支払いを行っている³³²。

図表 43 国家予算の中から支払われる補償金や報酬等

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①私的複製の補償金：私的利用を目的とした著作物または隣接権の対象となる複製の作成について権利者に支払われるもので、分野により（1）著作物の著作者に直接補償金として支払われる（CMO を通じて支払い）ものと、（2）間接的な補償金として CMO が権利者の共通の目的に使用されるものがある。</p> <p>②貸出報酬：図書館で貸出された著作物の複製に対して著作物の著作者に支払われる著作権報酬で、著作物の総貸出件数に基づき分配される。</p> <p>③複製および利用許諾に対する報酬：政府機関および教育機関における保護された資料の利用から生じた著作権報酬で、CMO と締結した契約に従って支払われる。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2)スタッフの規模

Kopioisto の場合³³³には、5つの部門に合計 43名の職員が従事している。部門は①カスタマー・ライセンシングサービス（ライセンス利用の希望者と契約交渉やトレーニング、情報提供等）、②権利者向けサービス（クリエイター等に使用料の支払い、管理、会員向けサービス）、③法務サービス（著作権訴訟への対応、意見書の作成等）、④視聴覚文化推進センター（Audiovisuaalisen kulttuurin edistämiskeskus（以下、AVEK）、映像作品等の制作支援）、⑤経営管理部門（社内支援、財務管理、広報、調査、人事、ICT など）に分かれている。データベース運営サービスのみの独立部門はなく、関与する人数の内訳は公表されていない。

331 ヴァルッテリ・ニーラネン氏へのヒアリング（2022年5月18日実施）、集中管理団体財務諸表

332 教育文化省

<https://okm.fi/tekijanoikeus/rahoitus>

333 Kopioisto の組織について

<https://www.kopioisto.fi/kopioisto/kopioisto/organisaatio/>

3) 予算の規模

例として、Kopioisto の 2021 年度財務諸表から、収入と支出の内訳を以下に示す。財務諸表によると、Kopioisto の支出は人件費、減価償却、その他の支出として計上され、収入の約 10% を構成している。また、事業別収支では、収入と支出の差額が、投資等による収入と合わせてすべて権利者への報酬支払いに充当される内容となっている³³⁴。

図表 44 Kopioisto の収支（単位：1,000 ユーロ）³³⁵

年度	2021	2020
収入の部		
視聴覚著作物の利用	22,982	23,432
刊行物の写真複写およびデジタル利用	22,214	21,739
私的写真複写に係る補償	5,303	5,737
貸出報酬および仲介サービス	1,725	1,672
AVEK（視聴覚文化推進センター）への教育文化省交付金 ³³⁶	895	1,354
サービス手数料	92	193
収入の部 合計	53,211	54,127
支出の部		
人件費	3,405	3,301
減価償却	387	420
その他支出	1,411	1,407
支出の部 合計	5,203	5,128
その他収入		
投資および金融活動	1,273	636
資金調達活動（ファンドレイジング）	3	3
その他収入 合計	1,275	639
権利者への分配金への移転	49,283	49,637

334 Kopioisto

<https://www.kopioisto.fi/app/uploads/2018/08/01093613/Kopioisto-2021-tilinpaatos.pdf>

335 Kopioisto

<https://www.kopioisto.fi/app/uploads/2018/08/01093613/Kopioisto-2021-tilinpaatos.pdf>

336 政府から交付金の形で支払われる私的写真複写の補償金で Kopioisto が文化推進センターを運営。

Kopioisto

<https://www.kopioisto.fi/AVEK/avekin-rahoitus-turvattu-moneksi-vuodeksi-eteenpain/>

図表 45 Kapiosto の事業別収支 ³³⁷

年度	2021	2020
写真複写		
収入	23,938,621.05	23,410,892.76
支出		
—人件費	-1,538,087.27	-1,464,803.52
—減価償却	-153,176.15	-161,995.70
—その他支出	-658,886.71	-665,630.74
支出の部合計	-2,350,150.13	-2,292,429.96
資金調達活動	1,350.00	1,350.00
金融・投資活動	590,175.70	264,807.38
写真複写部門分配金への移転	22,179,996.62	21,384,620.18
視聴覚		
収入	26,027,539.60	26,734,694.77
支出	-1,422,967.93	-1,406,786.78
—人件費		
—減価償却	-147,179.02	-156,740.57
—その他支出	-580,552.72	-554,345.69
支出の部合計	-2,150,699.67	-2,117,873.04
資金調達活動	1,350.00	1,350.00
金融・投資活動	596,544.28	319,582.53
視聴覚部門分配金への移転	24,474,734.21	24,937,754.26
AVEK		
収入	3,245,000.00	3,981,000.00
支出		
—人件費	-443,960.44	-429,685.10
—減価償却	-86,736.79	-101,633.67
—その他支出	-171,568.83	-186,636.03
支出の部合計	-702,266.06	-717,954.80
金融・投資活動	85,968.09	51,542.30
AVEK分配金への移転	2,628,702.03	3,314,587.50
分配金への移転合計	49,283,432.86	49,636,961.94

4)適切な管理手数料

作曲家、作詞家、編曲家、音楽出版社を代表する Teosto については、個人の権利者が同団体に加入する際に 124 ユーロ（付加価値税 24%込）の入会金を徴収している（2022 年 6 月現在。支払は 1 回のみで更新料や年会費はなし）。

現在許可されている CMO は団体法³³⁸に基づき設立された非営利団体であるため、直接的営利を追求したり、営利活動を団体の主たる活動目的としたりすることはできない（団体法第 2 条）。そのため、財源の運用が行われる場合でも³³⁹、団体自体の管理費（人件費、償却、その他支出）以外はすべて権利者への補償金や報酬の支払いに充当することが前提となっている。CMO は、その時点で有効な手数料収入、著作権報酬、投資収入から差し引かれた控除分について、当該団体が代表する権利者に通知する義務を負う（著作権集中管理法第 22 条）。

また、CMO が徴収する管理手数料はサービスの質および範囲に関連して合理的でなければならず、CMO が著作権および著作権隣接権を管理するために負担した正当かつ実際の費用を上回ってはならない（著作権集中管理法第 22 条）。教育文化省専門官のユッカ・リエデス氏によると、これらの費用（ノンメンバーの特定を含む）の妥当な範囲や基準について、具体的な規定や基準、規範などを定めるべきかの議論はこれまでにあったものの、現在のところ厳密な規定は存在しない。何らかの基準を設ける場合でも、コストの算出を優先するのではなく、具体的にどんな措置が必要で実現できるかという点に立脚して定めることになるだろうと述べている³⁴⁰。

ヒアリングによれば、各 CMO の運用において大きく課題となっているところはない。ただし、法律上のグレーゾーン（例：CMO は訴訟事案でも権利者を代表できるのか）に対して、一部の CMO のガバナンス体制がやや脆弱と見られることも指摘されている³⁴¹。

5)利用状況の把握

利用状況は、権利者と利用者双方の申告・報告によって把握する場合（例：Teosto）と、包括契約となっている集中管理のサンプル調査によって把握する場合（例：Kopioisto が回収する写真複写の報酬）がある。

前者の Teosto の場合、権利者、利用者とも自分のアカウントからオンラインで対象となる著作物を申告・報告をする。権利者は作品を創作した場合などに通知し、作品ごとの分配明細書を確認できる。権利者のうち実演家は演奏したライブ音楽の申請を行う。また、

338 Yhdistyslaki (503/1989)
<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1989/19890503>

339 Kopioisto
<https://www.kopioisto.fi/app/uploads/2018/08/01093613/Kopioisto-2021-tilinpaatos.pdf>, Laki tekijänoikeuden yhteishallinnoinnista: <https://finlex.fi/fi/laki/alkup/2016/20161494#Pidm45949340858976>

340 ユッカ・リエデス氏ヒアリングによる（2022 年 6 月 27 日実施）。

341 ライネル・オーシュ氏へのヒアリングによる（2022 年 6 月 22 日実施）。

利用者はその利用実績を申請することになる。国内の電子システムだけでなく国際的なデータベースも長年にわたり構築されており管理も容易である。

図表 46 Teosto ログイン画面³⁴²

※このログイン画面を通じて著作物を申告・報告している。

後者の Kopiosto の場合は調査対象の抽出から始まる伝統的なサンプル調査の手法が取られている。調査設計にあたっては統計学の研究機関や大学の専門家らが参画しており、長い実績があり信頼性の高い調査結果が得られていると考えられている³⁴³。

(6) オプトアウトの仕組み

①概要

オプトアウトについて、著作権法では「図表 39 CMO の代表性 (ECL の適用分野別) (2022 年現在)」に示した ECL の対象のうち、写真複写 (第 13 条) とラジオ・テレビ番組の再放送 (第 25h 条) を除く条項 (第 13a 条、第 14 条、第 16d 条、第 25a 条、第 25f 条、第 25g 条第 1 項、第 25g 条第 2 項、第 25h 条、第 25l 条) の中で、各条項で定める事項は「著作者が複製の作成および著作物の伝達を禁じた著作物 (訳注: 単体の著作物) には適用されない」旨が個別に規定されている。その一方、第 13 条と第 25h 条にはこの適用除外に関する文言が存在しないため、対象となる写真複写とラジオ・テレビ番組の再放送についてはオプトアウトの対象外、すなわち強制的集中管理の対象と判断される。これについて、教育文化省のウェブサイトでは「CMO が直接代表していない著作者または他の権利者

342 Teosto ウェブサイト

<https://extranet.teosto.fi/web/faces/login.jsp?language=en>

343 ユッカ・リエデス氏へのヒアリングによる (2022 年 6 月 27 日実施)。

は、著作物または他の保護された資料の使用を禁止する権利を有する」「複写と再放送については、権利者は禁止することができない」と説明している³⁴⁴。つまり法律上は、オプトアウトについて著作者ごとではなく、著作物ごとにオプトアウトを認められている。

ただし、写真複写や、テレビ・ラジオ番組の再放送については、権利者が一人でもオプトアウトを行使することにより失われる公益を踏まえ、オプトアウトが認められていない分野となっている。これらは「強制的集中管理」と表現される。なお、著作物が使用された場合には（委任状の提出に関わらず）権利者に報酬も支払われている³⁴⁵。

②実施方法

オプトアウトに関しては権利者との契約書にも記載するほか、Kopioisto の Web サイトにも掲載している。実際の運用例として、例えばある権利者から、教育機関での自身のあるコンテンツの使用を差し止めたいとの申請があった場合、Kopioisto では契約にオプトアウトについての条項を加えるとともに、ECL を所管する教育文化省では、各教育機関にオプトアウトの内容を通知することとなる。実際に利用者がオプトアウトを遵守しているかのモニタリングは難しいが、正常に機能していると認識されている³⁴⁶。

具体的な運用として、例えば、作家や翻訳家の著作権団体である Sanasto の場合、同団体に加入していない著作者はラジオ番組での自分の著書の使用を禁じることができる。その場合、その著作者は Sanasto に禁止の旨を通知する必要があり、Sanasto はその旨をラジオ局に通知する。Sanasto に加入している者も、Sanasto との加入者契約に基づき、自分の著書を利用できる状況を制限することができる³⁴⁷。

ECL のうち、写真複写（著作権法第 13n 条）と教育におけるデジタル資料の利活用（同第 14 条第 4 項）について CMO の許可を受けている Kopioisto は、団体が直接代表しない著作者が、教育における利活用のために著作物の複製の作成することを禁じる場合は、その旨を Kopioisto が利用者に通知できるよう、Kopioisto にオプトアウトの旨を書面で提示するようウェブサイトで告知している³⁴⁸。

フィンランドではこれまで大規模なオプトアウトの事例はなく、権利者が権利を行使するにあたっては、単に CMO にオプトアウトの旨を通知すればよい。

344 教育文化省

<https://okm.fi/sopimuslisenssit>

345 ユッカ・リエデス氏へのヒアリングによる（2022年6月27日実施）。

346 ヴァルッテリ・ニーラネン氏へのヒアリングによる（2022年5月18日実施）。

347 Sanasto

<https://www.sanasto.fi/termit-tutuksi-sopimuslisenssi-ja-pakkolisenssi/>

348 Kopioisto

<https://www.kopioisto.fi/kopioisto/kopioistoon-kuulumattomien-oikeudenhaltijoiden-kopiointikorvaukset/>

③ オプトアウトの実行数

ヒアリングによると、権利者からのオプトアウトの申請は年に数件と、他国と同様に少ない。

④ オプトアウトする理由

件数が少ないことから、オプトアウトする理由に関する情報は得られなかった。

(7) 使用料分配の仕組み

① 概要

使用料については、メンバーに対して直接報酬を支払っているが、Kopioisto については、各加盟団体に分配したうえで、さらに加盟団体が各団体の規定や決定に従って分配を行う仕組みとなっている。ノンメンバーへの分配は、Kopioisto の場合にはノンメンバーからの問い合わせに対して審査を行い、審査の結果に応じて支払いの要否が判断される。

② メンバーへの分配方法

CMO が著作物の利用者から回収した使用料は、権利者と代表に関する委任契約を締結した上で、各 CMO が定めた規定により分配される。この CMO 独自の規定は、CMO が直接代表しない、同じ分野の他の著作者（いわゆるノンメンバー、フィンランド語では一般的に外部者（ulkopuolinen）と呼ばれる）にも適用されることが著作権法第 26 条第 4 項で定められており、CMO との契約の有無を問わず著作者の待遇の平等化を図っている。

すべての CMO で、それぞれ教育文化省が許可した ECL の対象分野（図表 39 CMO の代表性（ECL の適用分野別）（2022 年現在）を参照のこと）の権利者に直接報酬を支払っているが、Kopioisto が回収した写真複写に関連する著作権使用料の場合は、Kopioisto の規定³⁴⁹に基づき各加盟団体に分配した上で、さらに加盟団体が各団体の規定や決定に従い分配を行う仕組みが取られている。Kopioisto の加盟団体に分配された報酬は、各団体が公募の奨学金、助成金、コンクールの賞金など、権利者の共通の目的に資するために活用している。また Kopioisto は、写真複写の私的利用の補償金で AVEK を運営しており、映像作品（ドキュメンタリー、短編映画、短編アニメーション、メディアアートなど）の制作や国外への輸出、制作関係者の研修、イベントや映画祭の開催などを支援している³⁵⁰。

Kopioisto のヴァルツェリ・ニーラネン氏によると、Kopioisto から支払われる写真複写に

349 Kopioisto
<https://www.kopioisto.fi/app/uploads/2018/10/19125341/Korvausten-jaon-yleiset-periaatteet.pdf>

350 Kopioisto
<https://www.kopioisto.fi/AVEK/avek/esittely/>

係る報酬を原資として加盟団体が主催する奨学金・助成金制度やコンクールが公募であり、当該団体の会員以外にも門戸を開くことは、著作者の待遇の平等化を図る方策の一つとなっている³⁵¹。また、ヘルシンキ大学名誉教授のライネル・オーシュ氏によると、報酬を（当該団体の会員以外も含む形で）著作者全体の共通目的に活用する運用をしている CMO は Kopisto のみで、Kopioisto では写真複写からの報酬の分配で実現している³⁵²。Kopioisto の報酬および補償金の分配内訳を下に示す。

図表 47 Kopioisto の報酬および補償金の分配内訳³⁵³

項目	支払先	金額
刊行物の写真複写およびデジタル利活用の報酬	加盟団体	2077.4 万ユーロ
外国の著作物の写真複写報酬	外国の内部団体	126.9 万ユーロ
Elektra サービス ³⁵⁴ 使用料	学術論文の著者および出版社	75 万ユーロ
貸出報酬	図版の権利者	96.8 万ユーロ
視聴覚作品の教育利活用およびオンライン録画サービスの報酬、私的複写補償金	視聴覚作品の権利者	998.2 万ユーロ
視聴覚作品の教育利活用の補償金	Koura 教育財団を通じた助成金、賞金として	32.2 万ユーロ
オンライン録画サービスの報酬	Gramex、Teosto、APFI	2633.4 万ユーロ
外国のテレビチャンネルの再放送報酬	外国の内部団体、制作者、放送局	183.6 万ユーロ
私的複製の補償金、教育文化省の交付金による AVEK の補助金、助成金	(AVEK への応募者)	377 万ユーロ
合計		6533 万ユーロ

351 ライネル・オーシュ氏へのヒアリングによる（2022年6月22日実施）。

352 ライネル・オーシュ氏へのヒアリングによる（2022年6月22日実施）。ただし、私的複写の権利者のいない美術作品の再販報酬は、Kuvasto を通じて著作者共通の目的に活用されている（著作権法第 26i 条、Kuvasto）。

353 Kopioisto

<https://www.kopioisto.fi/app/uploads/2018/08/01093507/Kopioisto-Avoimuusraportti-2021.pdf>

354 学術論文の電子公開サービス。Kopioisto と国立図書館の共同プロジェクトだったが、2022 年末日でサービス終了予定。

Elektra

<https://elektra.helsinki.fi/>

さらに、Kopioisto から分配を受けた加盟団体が募集する助成金・奨学金等の例を以下に示す。これらの制度は、各団体が設定した応募条件を満たした各分野の職業人であれば誰でも応募することができるが、応募に際して応募者に Kopioisto と委任契約を締結するよう呼びかける団体も少なくなく、中には Kopioisto との間に委任契約を締結していることが応募条件の一つになっている制度もある³⁵⁵。

図表 48 分配を受けた Kopioisto 加盟団体の助成金制度等の例

団体名	種別	応募条件	支給額
フィンランド翻訳者・通訳者協会 ³⁵⁶ (SKTL)	①個別助成金 ②会議・研修参加費用助成金 ③プロジェクト助成金 ④コロナ助成金	①著作権法で保護された資料の翻訳者の目的に応じて認定（研修旅行、文献、ツールの購入等） ②すべての通訳者（他所から補助金が受けられない者） ③通訳分野の組織、ワーキンググループ、個人 ④パンデミックの影響で特定期間内に損失が出ている通訳者	①②最大 2000 ユーロ ③16000 ユーロから分配 ④非公表
フィンランド写真団体中央会 ³⁵⁷ (Finnfoto)	自由（例：展覧会・出版費用、教育・研修費、オンライン講座の開講などの職能開発、専門分野の研究調査、研修旅費、創作活動等）、ただし出張旅費や機材調達は対象外	公募	応募書類（予算書を含む）をもとに審査、2022 年は 189 件の応募のうち 72 件に総額 20 万ユーロを支給（支給額は応募内容により 450～1 万ユーロ）。
ジャーナリスト文化推進財団 ³⁵⁸ (Jokes)	言論の自由、ジャーナリストの仕事等に関する研究調査を促進 ①実務に対する助成金（調査報道活動、自分の専門分野の深耕、背景作業など） ②学生の論文作成に係る奨学金 ③（現場で従事しているため）学業が中断しているジャーナリストが学業を修了するための助成金 ④フランス・ベルギー国際フォトジャーナリズムフェスティバル	プレス、電子メディアの電子刊行物や教科書の出版社向けに業務を行っているジャーナリスト、ビジュアル	応募書類に基づき 28146 ユーロから分配（2022 年、うち 3670 ユーロは年金保険料に充当）。支給額が公表されているものは以下の通り。 ①3000 ユーロまたは 6000 ユーロ ②900 ユーロ ④1500 ユーロ

355 Jokes の⑤「言論の自由助成金」

356 SKTL

<https://www.sktl.fi/liitto/apurahat/kopioisto-apurahat/>

357 Finnfoto

<https://finnfoto.fi/apuraha/>

358 Kopioisto 加盟団体のジャーナリスト協会が設立した財団である。

<https://www.jokes-saatio.fi/nyt-haettavat-apurahat/>

団体名	種別	応募条件	支給額
	への参加旅費 ⑤「言論の自由助成金」積極的に活動する組合員の研修旅行費用		
演劇・メディア労働組合 (Teme) ³⁵⁹	①Klaffi 賞 ②個人・ワーキンググループへの助成金 ③団体向け研修助成金	①候補者（自薦・他薦）の中から個人の映画・テレビ関係者に授与。プロフェッショナリズム、建設的な協力活動、著作権に基づく業務の量などから選考 ②業務（作品制作、展覧会、執筆等）または研修（開催、渡航費用等）助成金として支給 ③視聴覚分野の著作権、著作権報酬、著作権に基づく業務に関する内容やテーマの研修に対する助成金で、個人ではなく団体に支給	①1名に2000ユーロ ②③年2回（春期、秋期）、各総額15000ユーロ（毎回8～9組に1000～2300ユーロ程度を支給）

③ノンメンバーへの分配方法

また、Kopiosto によれば、ノンメンバーへの支払いは本人からの申告に基づいて行われている。請求件数は年に5～10件ほどだが、根拠のない請求も含まれており、実際に使用料が支払われるのは年1～2件程度である³⁶⁰。請求期間は著作権集中管理法第26条に基づき3年間で、CMOは期間中の請求にいつでも対応できるよう、徴収した使用料の一部をプールしている。請求期間内に使用されなかった資金は、各対象分野の分配に使用されることになり、Kopiostoでは団体の運営費などには流用できない制度となっている³⁶¹。請求期間内に使用されなかった資金も含め、分配は、CMOの総会等によって定める必要がある（著作権集中管理法第14条）。そして、そのうち請求期間内に使用されなかった資金は、当該CMOの監督機関において監査の対象となっている（著作権集中管理法第16条）。

（8）ECLに関する評価・課題

ヒアリングを行った有識者からは、ECLについて肯定的な評価が聞かれた。タルヤ・コスキネン＝オルソン氏は、自著の中で、ECLを「独占的権利に基づく自由交渉による使用許諾契約を支援する制度」と説明している。大量利用の場合、一人の権利者が単独交渉によって独占権の利益を十分に引き出せるケースはほとんどないが、CMOが著作者などの複数の権利者を代表し、利用者との交渉を代行することにより、権利者と利用者の双

³⁵⁹ Teme

<https://www.teme.fi/fi/tietoa-temesta/apurahat-ja-palkinnot/>

³⁶⁰ ヴァルツェリ・ニーラネン氏へのヒアリングによる（2022年5月18日実施）。

³⁶¹ ヴァルツェリ・ニーラネン氏へのヒアリングによる（2022年5月18日実施）。

方、また社会全体に利益がもたらされるとしている。ECLは利用者が法的安定性に関する重要な問題に対処するための重要な役割を担っており、CMOは「著作物を適法に使用する機会を高めること」をその役割としている。それと同時に、権利者にも報酬を生み出している点で、制度としてのバランスも保たれているとしている³⁶²。さらにヒアリングでは日本の授業目的公衆送信補償金制度と比較して、ECLについては、団体の代表者が「自由交渉」が出来る点にメリットがあるとした³⁶³。

また、TeostoのCEO（当時）は2004年、フィンランドのECLの特徴として、①利用者だけでなく権利者の負担も軽減される、②オプトアウトの権利は著作権の理論上不可欠なものではあるが、行使された例は非常に少なく、制度は権利者にとっても有効に機能している、③個人にも報酬を支払うことによって、CMOが代表しないノンメンバーにも配慮していることを挙げている³⁶⁴。

また、Kuvastoによると、著作権法および同法に基づくECLは、美術の再販報酬をはじめとする著作権に関する合意を行う際の有益な仕組みとなっているほか³⁶⁵、近年ではデジタル環境における芸術家の収入増に重要な役割を果たしている³⁶⁶。

ユッカ・リエデス氏によると、フィンランドなど北欧諸国では、EUで法律が整備される前からECLが存在しており、ノンメンバーを代表するための法的根拠も国内法で整備されていたなど、EUの基準をすでに満たしていた事項も少なくない。EU法はECLが十分に機能していない国を念頭に置いた内容であり、フィンランドにとっては目新しいものではなかった。例えば孤児著作物の使用についても、フィンランドでは孤児著作物指令

（2012/28/EU）が発出される前から従来のECLの枠組みで対応できる体制が整っていた。現在、フィンランドでは孤児著作物使用法も整備され、EUIPOへの申告により、一般公開されている図書館・博物館・教育機関、アーカイブ（映像や音声含む）、テレビ・ラジオ会社が孤児著作物を一定の条件下で利用できるようになる（孤児著作物使用法第2条）。著作物の大量使用から孤児著作物が見つかった場合、その使用実績から3年以内にCMOに通知すれば（その時点でその著作物は孤児著作物ではなくなるが）、権利者が報酬を受け取れる可能性も確保されている。

ある著作物を「孤児著作物」と認定するためには十分な調査を行うこととなっている。この調査とは、著作物の種類ごとに適切な情報源³⁶⁷を使用する必要がある（同法第5条）、

362 Daniel Gervais (editor) *Collective Management of Copyright and Related Rights*, Second Edition, Kluwer Law International, 978-90-411-2724-2, 2010, page 283

363 ユッカ・リエデス氏へのヒアリングによる（2022年6月27日実施）。

364 IPRinfo

https://iprinfo.fi/artikkeli/musiikin_massakaytossa_sopimuslisenssi_toimii/

365 Kuvasto

kuvasto.fi/hallinta/wp-content/uploads/2014/12/31.8.2012-Tekija776noikeuspolitiikka-2012.pdf

366 Kuvasto

<https://kuvasto.fi/2021/03/ministeri-saarikon-pyorean-poydan-keskustelussa-aiheena-kulttuurialan-koronatilanne/>

367 情報源については「孤児著作物の利用に関する教育文化省令」に記載されている。例えば、書籍・新

その後 EUIPO が運営している Orphan Works Database³⁶⁸ に登録する必要（同法第7条）があり、孤児著作物の利用者はもし権利者が現れたときには補償額を支払わなければならない（同法第8条）とされている。

また、孤児著作物指令（2012/28/EU）の内容は、上記とほぼ類似した規定となっている。ただし、孤児著作物の権利者が現れた際には補償額を支払う規定をみると、その補償額は EU 加盟国が自由に決定できると定められている（孤児著作物指令第5条及びリサイタル(18)³⁶⁹）。

（9）現状と今後の見通し

現在、前述の通りフィンランドでは個別 ECL のみが導入されており、一般 ECL は実施されていない。多くの支分権で個別 ECL を設定しているが、Kopioisto のヴァルッテリ・ニーラネン CEO によると、フィンランドの現行の個別 ECL はこれまで良好に機能してきたものの、対象分野が増えるたびに法改正を行わなければならない点で制度として煩雑な側面があると指摘する³⁷⁰。同氏によると、フィンランドで個別 ECL 規定による運用に問題が見られないこと、また一部出版社や雑誌社など（視覚芸術分野や音楽分野）では制度変更による CMO の負荷の増加や、既存の仕組みとの重複の発生を懸念する声もあり、国内において一般 ECL 規定の導入の有効性に対する十分なコンセンサスは得られていないという。

しかし、現在国会で審議中の著作権法改正案（以下、改正案）では、市場のニーズに応じて新しい ECL 規定を定めなくとも必要な許諾が得られる³⁷¹一般 ECL の整備もフィンランドで検討されていることに言及しており、特にデンマークの例に注目している（デンマークでは、一般 ECL に基づく契約であっても所管省庁による行政上の許可が要求され、その際各件につき ECL の条件を満たしているかの評価が行われている³⁷²）。EU 指令は、厳密に定義された適用分野にのみ使用許諾を与えることを法律で保障する限り、一般 ECL を定める可能性を否定していないため、今後フィンランドでも ECL で要求される手続きのためのリソースが十分に確保され、EU 指令第 12 条に基づき著作者が情報を得る権利等が保障

聞・雑誌・定期刊行物についてはフィンランドの全国書誌、Finna（フィンランドの文化芸術に関わる横断検索エンジン）、書籍関連の CMO（Kopioisto ry と Sanasto ry）のデータベース、業界団体のデータベース、フィンランドの発行者などが列挙されている。

<https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2014/20140846>

368 Orphan Works Database

<https://euiipo.europa.eu/orphanworks/>

369 「孤児著作物指令」（井奈波朋子訳・CRIC ウェブサイトより）

https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_01.html

370 ヴァルッテリ・ニーラネン氏へのヒアリングによる（2022年5月18日実施）。

371 フィンランド国会

https://www.eduskunta.fi/FI/vaski/HallituksenEsitys/Sivut/HE_43+2022.aspx

372 これに対し、スウェーデンではこうした各件毎の当局の評価は適用されておらず、制度は業界の自主規制に依存しているとされる。

フィンランド国会

https://www.eduskunta.fi/FI/vaski/HallituksenEsitys/Sivut/HE_43+2022.aspx

されれば、デンマークに類した制度への移行が可能ではないかとの提案がなされている³⁷³。

これを踏まえ、現在審議中の改正案では、ECL を規定する第 26 条を改訂し、CMO の一般条件として、CMO がどの分野を代表する能力を有しているかをより明確に評価するための条項（ECL が十分な能力を証明するための書類の提出等）を追加することが提案されている³⁷⁴。

373 フィンランド国会
https://www.eduskunta.fi/FI/vaski/HallituksenEsitys/Sivut/HE_43+2022.aspx

374 フィンランド国会
https://www.eduskunta.fi/FI/vaski/HallituksenEsitys/Sivut/HE_43+2022.aspx

5. 米国

(1) 米国法の特徴

米国は連邦制国家であり、コモン・ローの法体系を有する国であることから、法制度が複雑であることに加え、著作権法自体の形成・発展の経緯の違いから日本や欧州主要国の著作権法とは異なる特徴を有している³⁷⁵。

米国における著作権法の成立経緯は、米国が英国から独立する18世紀後半に遡る。英国植民地時代には英国著作権法の適用を受けており、1776年に独立宣言がなされた後、当時の13州が独自に著作権法を含む各種立法を行ったが、その後、1789年に制定された米国連邦憲法の第1条8項8号（特許著作権条項）に基づいて、連邦著作権法として発展していった経緯がある³⁷⁶。そのため、州によって独自の規定が設けられている場合もあるが、一般に連邦法によって定められており、多くの判例によってその「法」としての全体像を構成している。

連邦法は、United States Code (U.S.C.) と呼ばれる法令集に収録されており、著作権法は Title17 がそれに該当する。連邦規則は Code of Federal Regulations (CFR) と呼ばれる規則集に収録されており、例えば米国著作権局 (U.S. Copyright Office) や米国特許商標庁 (U.S. Patent and Trademark Office) に関する規則は Title37 に収録されている。

(2) 著作権法・著作権等管理事業法の主要な項目や特徴

連邦著作権法の全体像についての詳細は先行研究に譲るが、U.S.C.の Title17 の主な構成は以下の通りである³⁷⁷。なお、本調査との関係でみると、米国においては、我が国における著作権等管理事業法に相当する法令はなく、著作権に係る集中管理の業務規制が存在していない点は特筆に値する。また、米国においては著作隣接権を観念しておらず、レコード等も著作物として保護される枠組みとなっている³⁷⁸。

375 今日においても基本条約として機能しているベルヌ条約（1887年発効）の原加盟国がフランスやドイツといった大陸法系の国であったことから、同条約も大陸法系の考え方がベースとなっている。

376 例えば山本隆司(2008)『アメリカ著作権法の基礎知識第2版』太田出版 p.8 以下、小泉直樹 (1996)『アメリカ著作権制度—原理と政策—』弘文堂 p.1 以下等も参照。また連邦著作権法の制定経緯や背景については松川実 (2014)『アメリカ著作権法の形成』(日本評論社)が詳しい。

377 17 U.S.C. Chapter1～Chapter14のタイトルを紹介した。第1章から第13章までのタイトルの日本語訳は(公社)著作権情報センター(CRIC)が公表している山本隆司氏の訳に従った。

<https://www.cric.or.jp/db/world/america.html>

378 文化庁 (2016)「海外における著作権制度及び関連政策動向等に関する調査研究報告書」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kaigai_hokokusho.pdf

図表 49 U.S.C の Title17 の構成

第 17 編 著作権
第 1 章 著作権の対象および範囲
第 2 章 著作権の帰属および移転
第 3 章 著作権の存続期間
第 4 章 著作権表示、納付および登録
第 5 章 著作権侵害および救済
第 6 章 輸入および輸出
第 7 章 著作権局
第 8 章 著作権使用料審判官による手続
第 9 章 半導体チップ製品に対する保護
第 10 章 デジタル音声録音装置および媒体
第 11 章 録音物および音楽ビデオ
第 12 章 著作権保護および管理システム
第 13 章 創作的なデザインの保護
第 14 章 1972 年以前の音声録音の不正使用

連邦著作権法第 102 条(a)に基づく著作権の保護の対象は、「有形の表現媒体に固定された独自の著作物」であり、①固定 (fixed)、②独自性 (original)、③表現 (expression) がその要件となる。また、同条において、著作物の例示としては、言語著作物、音楽著作物（これに伴う歌詞を含む）、演劇著作物（付随する音楽を含む）、無言劇および舞踊の著作物、絵画・図形および彫刻の著作物、映画およびその他の視聴覚著作物、録音物、建築著作物が明示されている³⁷⁹。

379 17U.S.C. § 102(a).

(3) 米国の ECL の検討経緯について

①概要

米国の著作権制度において、集中管理の業務規制はなく、著作権制度の整備と技術進歩に対応して、その時々必要性の中から明文法に基づかない集中管理の仕組みが考案・実施されてきた。

米国では、過去にオーファンワークスを契機に ECL 導入を検討したが、結果的には見送られた³⁸⁰³⁸¹。米国著作権局が 2011 年より ECL に関する検討を開始³⁸²し、2015 年に「孤児著作物と大規模デジタル化³⁸³」と題する報告書を発表した。同報告書内に ECL を創設するパイロットプログラムを発表してパブリックコメントを実施した。

しかし、Google の電子図書館に対する訴訟でフェアユースが認められ、この裁判例を根拠に ECL 導入を反対する意見（賛成 9、反対 42、どちらともいえない 32）が多数を占めた。この結果をうけて、2017 年 9 月に事務局は議会に書簡を提出し、その内容では、ECL パイロットプログラムは、利害関係者のコンセンサスがとれておらず、ECL の法案は現時点において時期尚早と結論付け、議会が検討を進める場合にはコンセンサスに基づく立法の枠組みを準備する必要があるとした³⁸⁴。以下では、過去の経緯や当時検討されていたパイロットプログラムについて紹介する。

②検討経緯³⁸⁵

米国著作権局が ECL の検討を進めた契機は、Google Books をめぐる裁判と Google Books Settlement（2008 年）であった。特に、Google Books Settlement において、Google は、Class Action 制度³⁸⁶という米国特有の制度を利用して Authors Guild と和解し、Books Rights Registry（以下、BRR）を拠出・設立し、BRR を通じ、孤児著作物を含めたデジタル書籍の集中管理許諾スキームを実現しようとした。当事者同士はこの和解に合意したが、ニューヨーク州南部連邦裁判所は、「いかなる条件及び救済手段の下で、誰に孤児作品の後見人的職務を委ねるべきか」という問題は、自己本位な私的な当事者間で交わされる合意に基づ

380 城所岩生「著作権法 50 周年に諸外国の改正動向について考える」デジタルアーカイブ学会誌 2020、Vol.4、No.S1

381 The U.S. Copyright Office “Mass Digitization Pilot Program”
<https://www.copyright.gov/policy/massdigitization/>

382 The U.S. Copyright Office “Mass Digitization Pilot Program”
<https://www.copyright.gov/policy/massdigitization/>

383 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization”
<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

384 The U.S. Copyright Office “Mass Digitization Pilot Program”
<https://www.copyright.gov/policy/massdigitization/>

385 本節では、ソフトウェア情報センター「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告書」（2016 年 3 月）を参考に整理した。詳細は同報告書を参照されたい。

386 米国法などでみられる共通点を有する一定範囲の人々すべてのために原告または被告となる訴訟形態を指す。

くのではなく、議会によってより適切に決定される事項である」と述べ、和解案を棄却した³⁸⁷。

上記を理由として、Google による大量デジタル化のスキームを立法的に解決するという課題について、米国著作権局が研究に取り組むこととなった。著作権局は、議論を進めるための討論用のレポート³⁸⁸（以下、2011年報告書）および、ECLのプログラムを整理した2015年の報告書（以下、2015年報告書）を発行した³⁸⁹。検討にあたっては、①フェアユース、②任意ライセンス、③ECLの3つの選択肢が挙げられたが、著作権局は①フェアユースは具体的事実関係の下でケースバイケースに判断され、予見可能性が乏しい点や、②任意ライセンスでは個々の権利者を見つけ出し、権利処理するためにコストと時間が多大なものとなり、大量のデジタル化にそぐわないという考えから、最終的にはECL制度が妥当であると結論付けている³⁹⁰。

2015年報告書ではパイロットプログラムの提案がなされている。

（４）パイロットプログラムの内容

ここでは、2015年報告書³⁹¹のパイロットプログラムの内容から紹介する。整理や訳出に当たっては、平成27年度文化庁委託事業「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査³⁹²」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）を参考にした。

①許可に関する内容

1)権利の範囲³⁹³

パイロットプログラムでは、Google Book Settlementを参照し、(1)言語の著作物、(2)イラスト、図表などの言語の著作物に付随する絵画・図形の著作物、(3)写真とした。(2)は、仮にこれらを対象としないと、言語の著作物をひとつひとつ確認して、デジタルコレクションの対象から外す必要が生じてしまう不都合があるとされている。

387 Authors Guild v. Google Inc., 770 F. Supp. 2d 666, 677 (S.D.N.Y. 2011).

388 Office of the register of copyright “Legal Issues in mass digitization: A preliminary analysis and discussion document”(2011)

389 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization”のうち p.84 以下。

<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

390 2015年4月29日、著作権局 Maria Pallante 局長は、議会のヒアリングにおいて、本文で説明するような制限的な ECL の導入が大量デジタル化の問題解決に有益であり、そのような制度の成功は、著作権管理者団体、潜在的な利用者の意見交換を通じて市場に基盤を有する効率的な制度設計ができるかどうかにかかると証言している(Written Testimony, at 26, 27).

http://judiciary.house.gov/_cache/files/1c82a3a6-3b1b-4a51-b212-281454d1e56e/written-testimony-of-register-maria-a-pallante.pdf

391 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization” p.84 以下

<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

392 「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf

393 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization” p.84-88

<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

2)利用者及び用途³⁹⁴

図書館及び博物館（著作権法第 108 条の主体）ととらえつつ、大量デジタル化の促進という観点から利用者は非営利団体に特定せず、他方で利用形態は直接又は間接に営利を目的としない教育または研究のための利用に限定すべきとしている。

また、ECL の制度では大規模なデジタル化プロジェクトのみを対象とした解決法であることを明確にするために、これらを法律で明示する必要があるとした。具体的には個別に権利のクリアランスが不可能であることをライセンサーが証明する必要があるとした。これによって、単一の著作者によって所有される作品からプロジェクトを構成する場合などにおいて、ECL を利用することを避けることができるとした。

3)CMO の要件³⁹⁵

集中管理団体は公的機関の許可と監督を受けることを前提とされる。この監督機関は著作権局が担うだろうと述べられている。CMO の許可の要件は、(1)代表性：一定分野において権利者を代表していること、(2)構成員からの同意要件：許可申請について構成員から承認を得ていること、(3)透明性など：十分な透明性・責任体制・運営ガバナンスがあることを証明することを求められる。

(1)については示すべき条件として一定の分野の全権利者に対する当該団体の構成員数などが挙げられているが、常にパーセントで評価するものではなく、柔軟に評価すべきとしている。(2)ECL 契約を締結する団体として許可を求めることについて構成員に周知し、いつ、どのようにその可否について同意を得たのか示すことを要件としている。(3)は集中管理の経験、役員構成、会計・分配基準、非構成員の権利者の利益を保護するための手段に関する情報提供が求められるとした。また、一度許可されると著作権局から監査を受けることなどが示されている。

②オプトアウトの仕組み³⁹⁶

諸外国の ECL の中には必ずしもオプトアウトが備わっていない場合（強制的集中許諾など）もみられるが、著作権局はオプトアウトを重要な要素と位置付けている。CMO に対して権利者は複数の作品を一度にオプトアウトできるプロセスを確立し、合理的な期間内でライセンスを終了させることを義務付けるべきだとした。そして、そのプロセスは権利者

394 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization” p.89-90
<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

395 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization” p.90-92
<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

396 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization” p.93
<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

にとって負担が最小限になるように努めるべきとした。

③ライセンスの仕組み³⁹⁷

CMO はライセンス条件を利用者との間で交渉するため、CMO が特定分野の全権利者を代表して交渉する権限を有することになると、独占禁止法の除外を受ける必要があるとした。また、ECL 制度において、CMO と利用者間でパワーバランスを欠く場合に備えて、利用者側も団体として交渉を行うことを認めるとともに、紛争解決を促すメカニズムを確立する必要があるとした。なお、現行の米国著作権法における法定許諾制度³⁹⁸を参照して、対価がまとまらない場合には、Copyright Royalty Board により ECL の利用許諾料金を定めるという考え方は検討に値するとしつつも、政府機関により許諾条件がまとめられることは、ECL の本質に反するため、慎重にすべきとも述べられている。

④使用料の分配³⁹⁹

著作権局は CMO が利用料から運営コストを控除すべきであるとしたが、適正な運営を担保するために第 114 条第(g)項第(3)号の法定許諾に適用されているような控除に関する制限⁴⁰⁰を設けるべきとした。

また、CMO は一定期間内に分配することが義務付けられるとした。Copyright Clearance Center が四半期ごとに分配している例が示されているが、期限は示されず、パブリックコメントにゆだねるとした。

⑤ノンメンバーへの使用料の分配⁴⁰¹

CMO はロイヤルティの対象となった著作物の非構成員の著作権者を探すための誠実な調査を実施することが義務付けられる。一方で、非構成員に使用料を分配することについて、

397 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization” p.94-97

<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

398 例えば、非インタラクティブ型配信における録音物に関する権利である「デジタル公衆実演権」は、2003年に全米レコード協会（RIAA）の下部組織として設立した SoundExchange が指定 CMO となって管理されている。他方、その使用料は著作権使用料委員会（Copyright Royalty Board）が権利者の収益のレートを決定している。

399 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization” p.98-99

<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

400 集中管理団体は、使用料の分配に先立って受領額より「相当な費用」を差し引くことができる（第 114 条第(g)項第(3)号）。相当な費用とは、以下の 3 点が示されている。

(A)使用料の徴収、分配および計算の管理に要する費用、

(B)使用料の徴収および計算に関連する紛争の解決に要する費用、および

(C)第 112 条および本条に基づく使用許諾の対象となっている一時的固定物の作成および実演に関して権利の許諾および権利の行使に要する費用であって、第 112 条および本条に基づく交渉または仲裁手続への参加によって生ずる費用を含む。ただし、第 112 条の一時的固定物の権利に関して発生するすべての費用は、第 112 条に従って受領された使用料からのみ差し引くことができる。

「アメリカ編」（山本隆司訳・CRIC ウェブサイトより）

401 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization” p.99-100

<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

集中管理団体がインセンティブを持たず、誠実な調査を期待するのは困難であるため、非構成員の著作物に対するロイヤリティは会計年度末から9カ月後以降別口座に管理し、3年間、当該権利者が支払いを求めなかった場合、非構成員を探すために要した合理的な費用を控除し、さらに剰余金があれば、構成員によって選択された教育・慈善事業のために拠出するとしている。

⑥ 終了規定⁴⁰²

ECL の運用については5年間の期限として、長期又は恒久的のものにするかは議会が検討することを提案している。

⑦ ECL に関する評価・課題

前述の通り、2015年6月から8月に実施されたパイロットプログラムに対するパブリックコメント⁴⁰³では、ECL導入を反対する意見（賛成9、反対42、どちらともいえない32）が多数を占めた。この内容をみると、フェアユースによるデジタル化で十分であること、ECLの導入によりフェアユースが狭められるおそれがあることなどが理由として挙げられている。

なお、その後に行われた全米作家協会とGoogleの訴訟では、2016年4月に米国第2巡回区控訴裁判所はGoogle Booksの行為をフェアユースの範疇とし、著作権侵害ではないと判示しており、こうした大規模デジタル化の取組は現行においてフェアユースの範囲内で進められている⁴⁰⁴。

⑧ 現状と見通し

パブリックコメントの結果をうけて、2017年9月に著作権局は議会に書簡を提出し、ここではECLパイロットプログラムは、利害関係者のコンセンサスがとれておらず、ECLの法案は現時点において時期尚早と結論付け、議会が検討を進める場合にはコンセンサスに

402 The U.S. Copyright Office “Orphan Works and Mass Digitization” p.102

<https://www.copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf>

403 パブリックコメントは、2015年6月9日から2015年8月10日まで実施された。

“Mass Digitization Pilot Program; Request for Comments”

<https://www.federalregister.gov/documents/2015/06/09/2015-14116/mass-digitization-pilot-program-request-for-comments>

404 Google Books Settlementが2011年に棄却されたことで、全米作家協会とGoogleの訴訟が再開された。この訴訟は、全米作家協会がGoogleによって無断かつ無償で著作物をデジタルスキャンし、オンライン上に公開する行為は著作権侵害であるとして争った事件である。2016年4月に米国第2巡回区控訴裁判所はGoogle Booksの行為はフェアユースの範疇であり、著作権侵害ではないと判示し、2017年に米国最高裁が米国第2巡回区控訴裁判所の判決に対する上訴を棄却したことで、判決が確定した。

Authors Guild v. Google, Inc., 804 F.3d 202 (2015)および Guild v. Google, Inc., 136 S. Ct. 1658, 194 L. Ed. 2d 800 (2016)

基づく立法の枠組みを準備する必要があるとした⁴⁰⁵。

405 The U.S. Copyright Office “Mass Digitization Pilot Program”
<https://www.copyright.gov/policy/massdigitization/>

第3章 横断的な比較

主要な項目について比較すると以下の通りとなっている。

図表 50 各国比較

	EU	ドイツ	ハンガリー	フィンランド	米国
制度導入年	2019年発効 ⁴⁰⁶	2014年	1910年頃	1961年	(パイロットプログラム)
団体の適格性	・団体の代表性等 ・オンライン音楽著作物指令に基づく団体 など	・団体の代表性等 ・権利単位での政府の許可不要	・団体の代表性等 ・政府の許可	・団体の代表性等 ・政府の許可 (有効期間5年/更新可)	・団体の代表性等 ・政府の許可
対象分野	・アウト・オブ・コマース(個別ECL) ・拡大効を有する集中許諾(個別・一般両方含む)	・アウト・オブ・コマース(個別ECL) ※一般ECLは2件程度検討中	①強制的集中管理(個別ECL):12分野 ②オプトアウト可能なECL(個別ECL):4分野 ③自主的な集中管理(一般ECL):9分野	①強制的集中管理(個別ECL):2分野 ②上記以外のECL(個別ECL):11分野	言語、付随絵画・図形、写真の教育研究利用(個別ECL)
DSM第12条第1項の区分	-	(a):ECL	(a):ECL	(a):ECL	-
オプトアウト	いずれも可能	いずれも可能	②と③において可能	②において可能	可能
分配方法	・(アウト・オブ・コマース)各国CMOが対応。データベースはEUIPO(欧州連合知的財産庁)が管理し、各国CMOは要手続き	(VG Wort) ・権利者に分配 ・ノンメンバーについてはリストを掲示し分配	(Artisjus) ・権利者に分配 ・ノンメンバーについてはリストを掲示し分配	(Kopioisto) ・加盟団体に分配 ・ノンメンバーからは申請があれば審査し、分配	・権利者に分配
未分配の使用料(各CMOにより決定)	各加盟国、各CMOによる判断	法の定めによりCMOが分配不可能な使用料収入の用途を使用料規定に定める例)権利者に上乗せして分配	法の定めに基づき、ハンガリー国家文化基金に移管	法の定めによりCMOが分配不可能な使用料収入の用途を使用料規定に定める例)奨学金などの利用	教育・慈善活動など構成員全体に使用
評価	-	肯定的な評価が多数。課題は(件数が多く、金額が比較的小さいため)不経済である。	肯定的な評価	肯定的な評価	反対が多く、立法化断念(フェアユースで対応可能、フェアユースが狭くなるおそれがある等の理由)

406 衛星・ケーブル指令(93年)、情報社会指令(01年)でもECLの存在は既に確認されている。